

### 3. 区域施策に関する事項

#### (1) 実行計画（区域施策編）の策定・改定状況 <Q2-1>

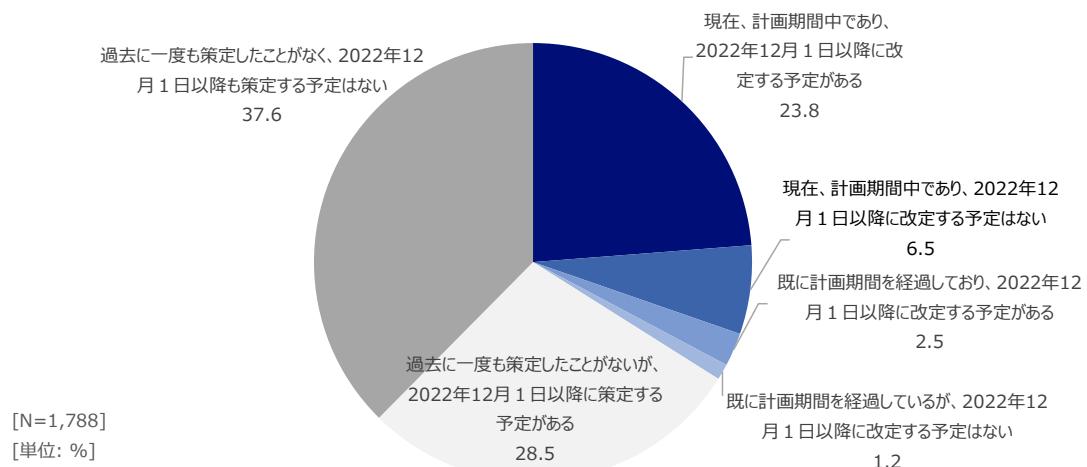
##### 1) 令和4年12月1日現在の区域施策編の策定・改定状況 <Q2-1(1)>

都道府県・市区町村において、区域施策編を策定済み、かつ計画期間中の団体は、542団体（昨年度497団体から45団体増）。

1,181団体が、過去に一度も策定したことのない“未策定団体”であるが、“未策定かつ策定予定なし”の団体数は令和3年度調査の875団体（48.9%）から672団体（37.6%）と減少しており、未策定団体においても、今後の計画策定に向けた具体的な動きが進んできているものと想定される。

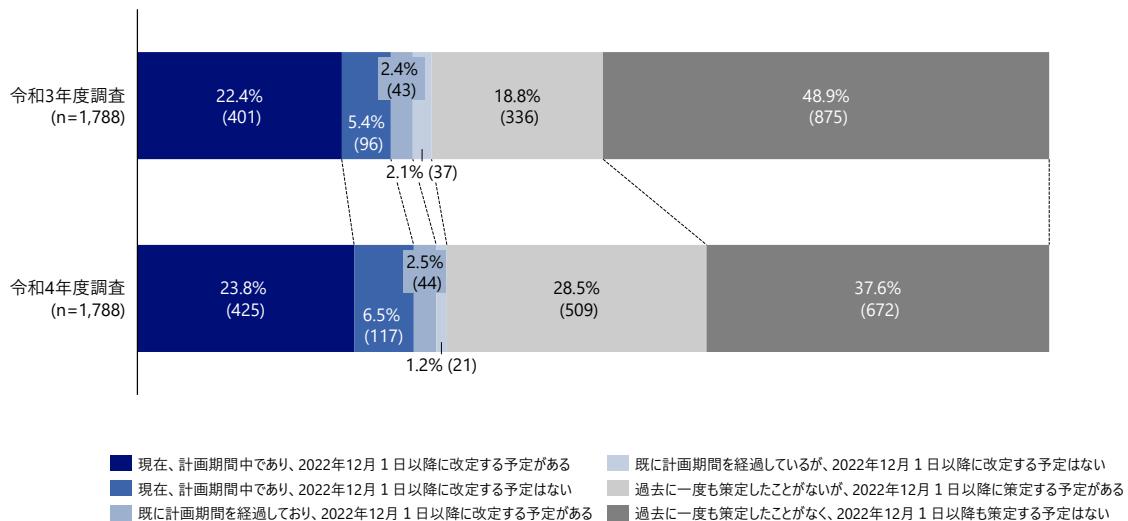
※今年度調査で回答の無かった団体については、昨年度調査における回答結果を元に集計

図表1 令和4年12月1日現在の区域施策編の策定・改定状況

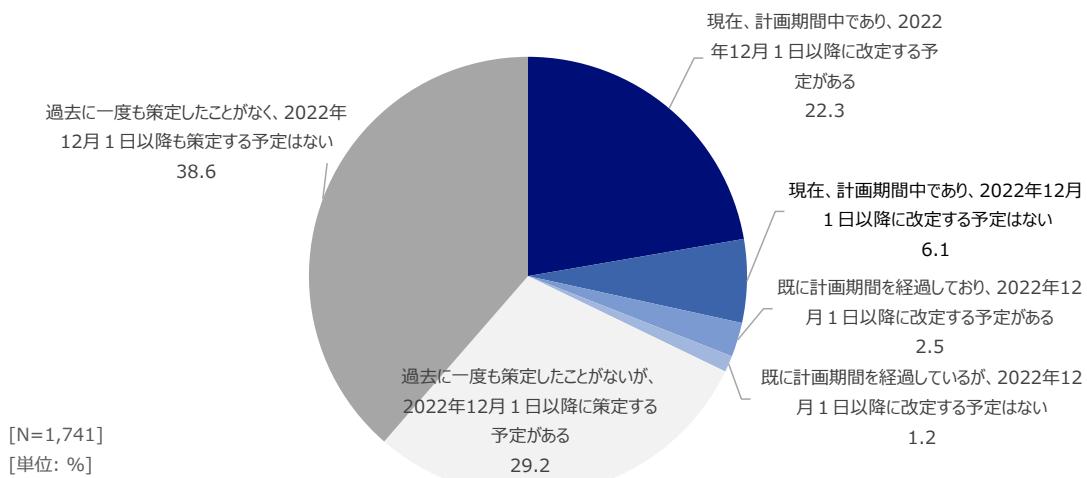


	現在、計画期間中であり、2022年12月1日以降に改定する予定がある	現在、計画期間中であり、2022年12月1日以降に改定する予定はない	既に計画期間を経過しており、2022年12月1日以降に改定する予定がある	既に計画期間を経過しているが、2022年12月1日以降に改定する予定はない	過去に一度も策定したことがないが、2022年12月1日以降も策定する予定はない	過去に一度も策定したことがなく、2022年12月1日以降も策定する予定はない	合計
全体	425	117	44	21	509	672	1,788
比率	23.8	6.5	2.5	1.2	28.5	37.6	

図表 2 区域施策編の策定・改定状況  
【昨年度調査との比較】



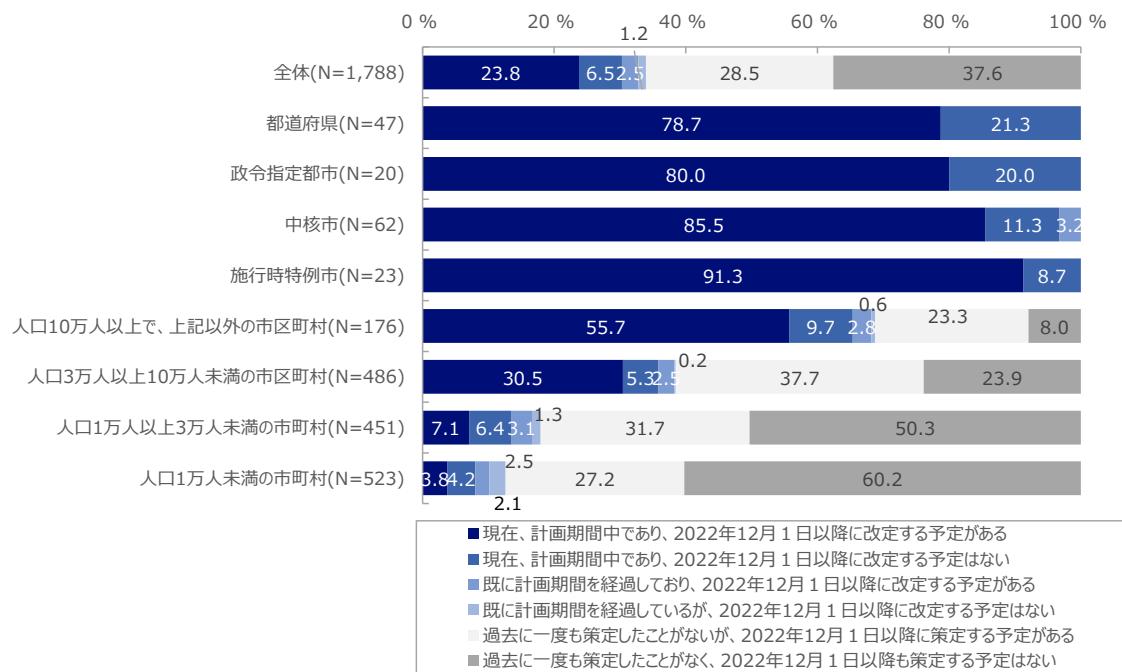
図表 3 令和4年12月1日現在の区域施策編の策定・改定状況  
【基礎自治体】



地方公共団体の区別別に見ると、策定義務のある団体（都道府県、政令指定都市、中核市、施行時特例市）は、全ての団体が計画を策定済みとなっている。ただし、中核市で2団体、計画期間を経過した“未改定団体”が存在する。

策定義務のない団体のうち、人口10万人以上の市区町村の65.4%、人口3万人以上10万人未満の市区町村の35.8%、人口1万人以上3万人未満の市町村の13.5%、人口1万人未満の市町村の8.0%が計画を策定している。

図表 4 令和4年12月1日現在の区域施策編の策定・改定状況  
【団体区分別】

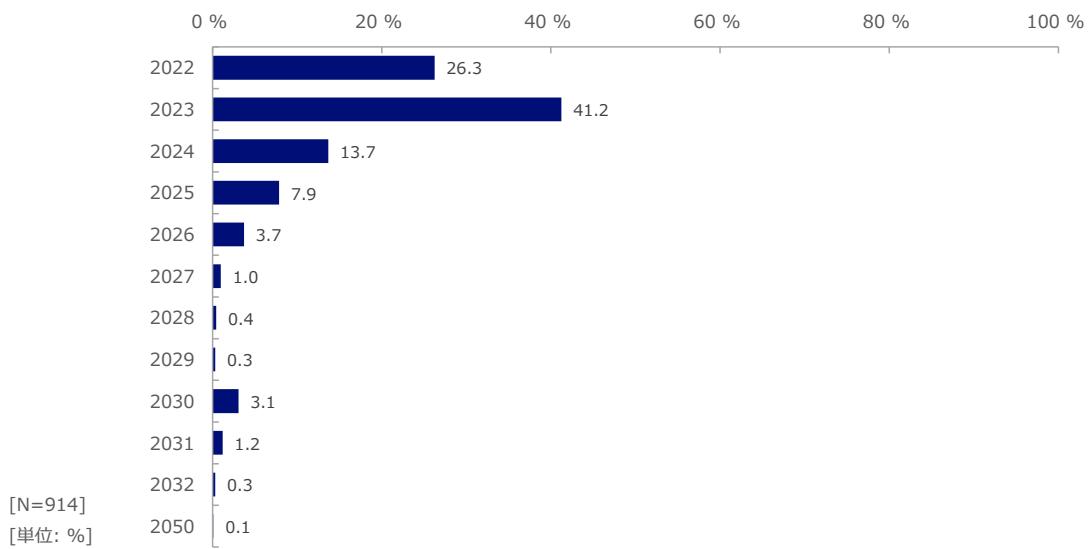


		現在、計画期間中であり、2022年12月1日以降に改定する予定がある	現在、計画期間中であり、2022年12月1日以降に改定する予定はない	既に計画期間を経過しており、2022年12月1日以降に改定する予定がある	既に計画期間を経過しているが、2022年12月1日以降に改定する予定はない	過去に一度も策定したことがないが、2022年12月1日以降に策定する予定がある	過去に一度も策定したことがなく、2022年12月1日以降も策定する予定はない	合計
回答数	全体	425	117	44	21	509	672	1,788
	都道府県	37	10	0	0	0	0	47
	政令指定都市	16	4	0	0	0	0	20
	中核市	53	7	2	0	0	0	62
	施行時特例市	21	2	0	0	0	0	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	98	17	5	1	41	14	176
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	148	26	12	1	183	116	486
	人口1万人以上3万人未満の市町村	32	29	14	6	143	227	451
	人口1万人未満の市町村	20	22	11	13	142	315	523
比率 (%)	全体(N=1,788)	23.8	6.5	2.5	1.2	28.5	37.6	
	都道府県(N=47)	78.7	21.3	0.0	0.0	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=20)	80.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	中核市(N=62)	85.5	11.3	3.2	0.0	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=23)	91.3	8.7	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=176)	55.7	9.7	2.8	0.6	23.3	8.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=486)	30.5	5.3	2.5	0.2	37.7	23.9	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=451)	7.1	6.4	3.1	1.3	31.7	50.3	
	人口1万人未満の市町村(N=523)	3.8	4.2	2.1	2.5	27.2	60.2	

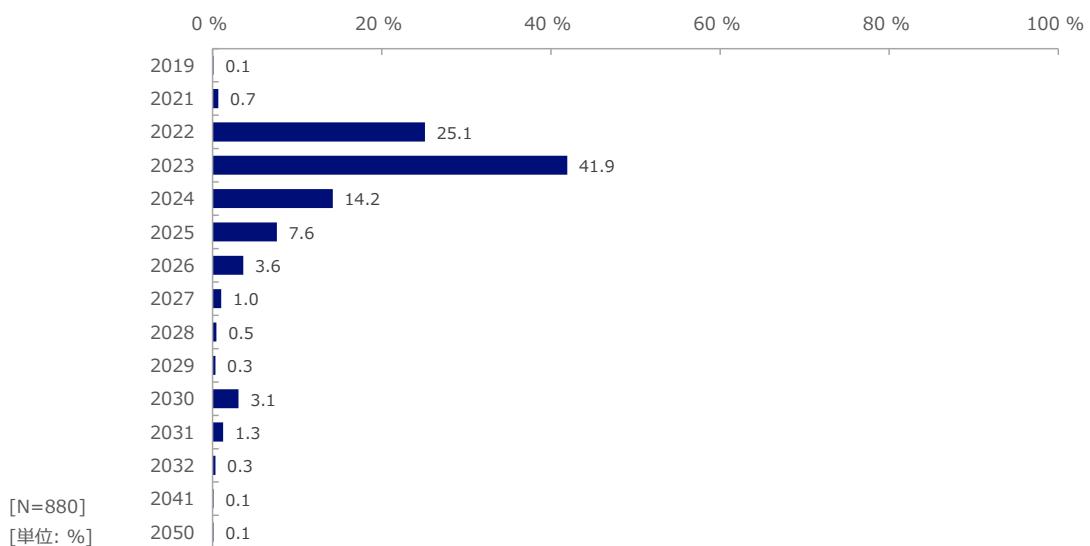
### ①区域施策編の策定・改定予定年度 <Q2-1(1)>

区域施策編の策定・改定を予定している団体において、その予定年度は、「2023年度」(41.2%)が最も多く、「2022年度」(26.3%)、「2024年度」(13.7%)と続く。

図表 5 区域施策編の策定・改定予定年度



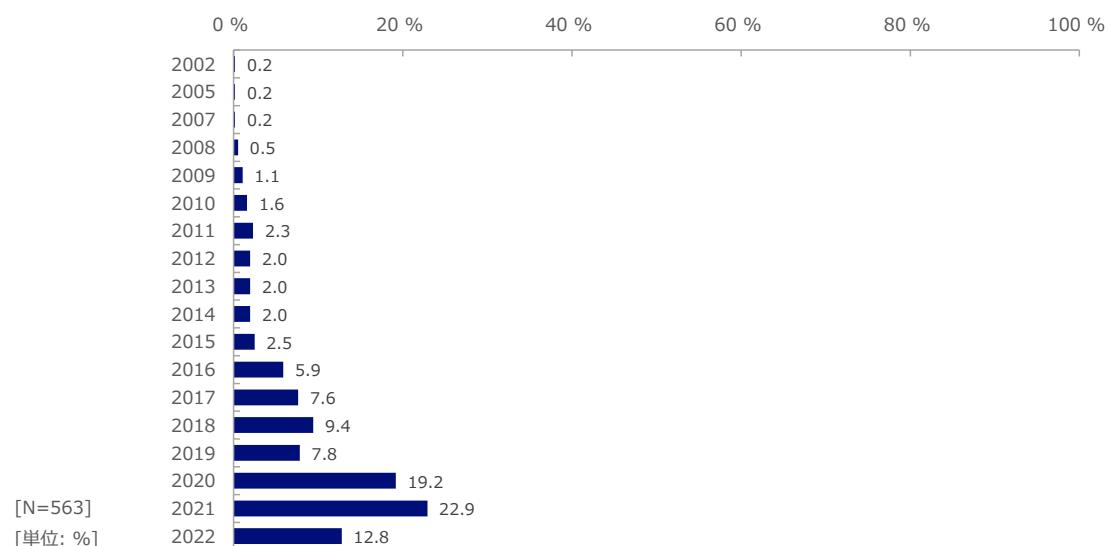
図表 6 区域施策編の策定・改定予定年度【基礎自治体】



## ②区域施策編の策定・最終改定年度及びその計画期間<Q2-1(1)②>

区域施策編を策定済みの団体において、その策定・最終改定年度は、「2021 年度」(22.9%)、「2020 年度」(19.2%) が最も多く、またその前後に集中している。

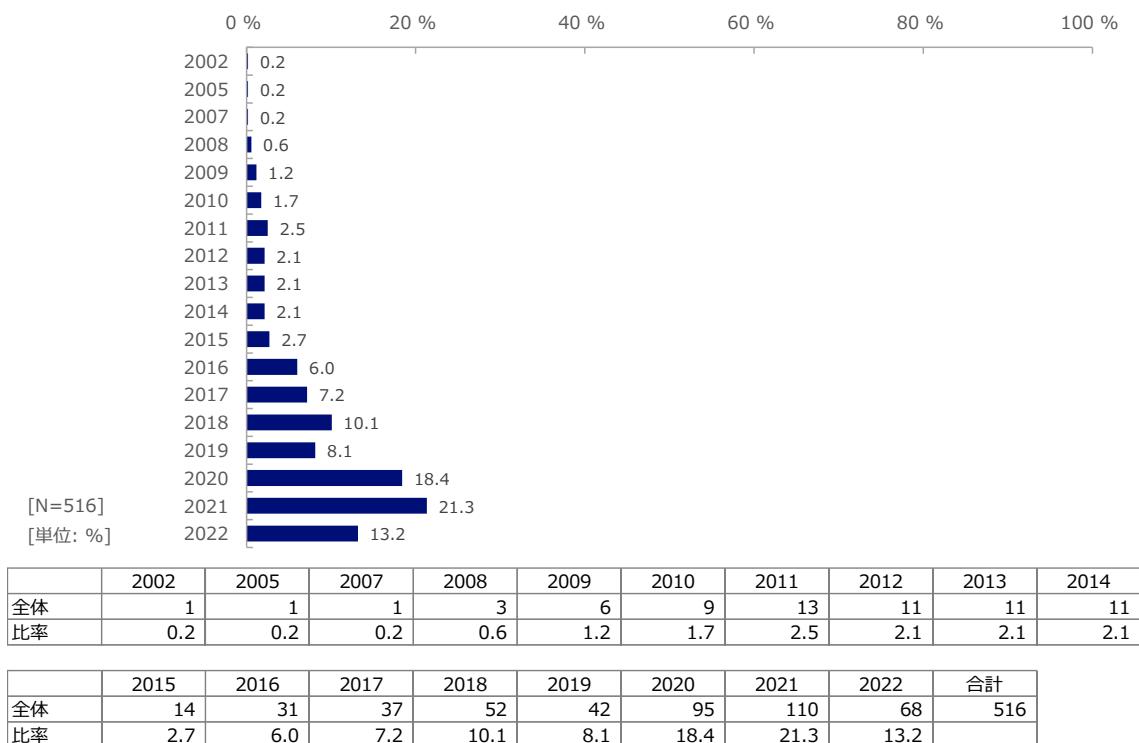
図表 7 区域施策編の策定・最終改定年度



	2002	2005	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
全体	1	1	1	3	6	9	13	11	11
比率 (%)	0.2	0.2	0.2	0.5	1.1	1.6	2.3	2.0	2.0

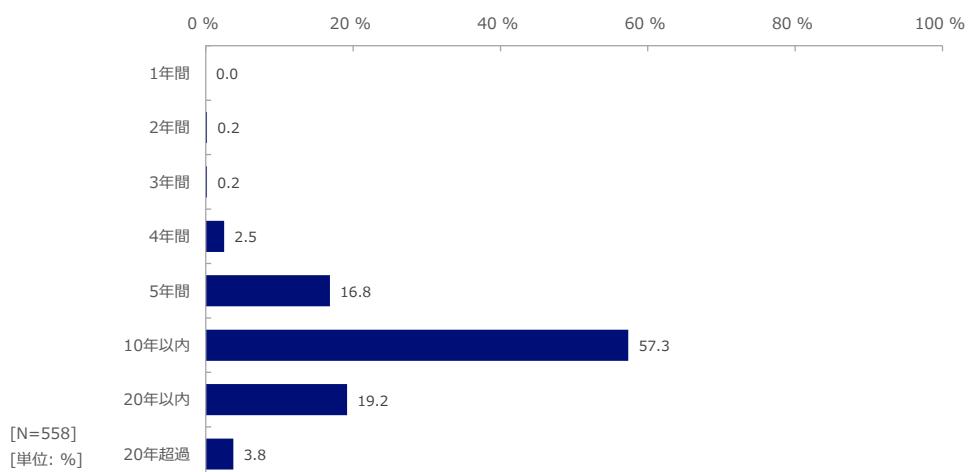
	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	合計
全体	11	14	33	43	53	44	108	129	72	563
比率 (%)	2.0	2.5	5.9	7.6	9.4	7.8	19.2	22.9	12.8	

図表 8 区域施策編の策定・最終改定年度【基礎自治体】

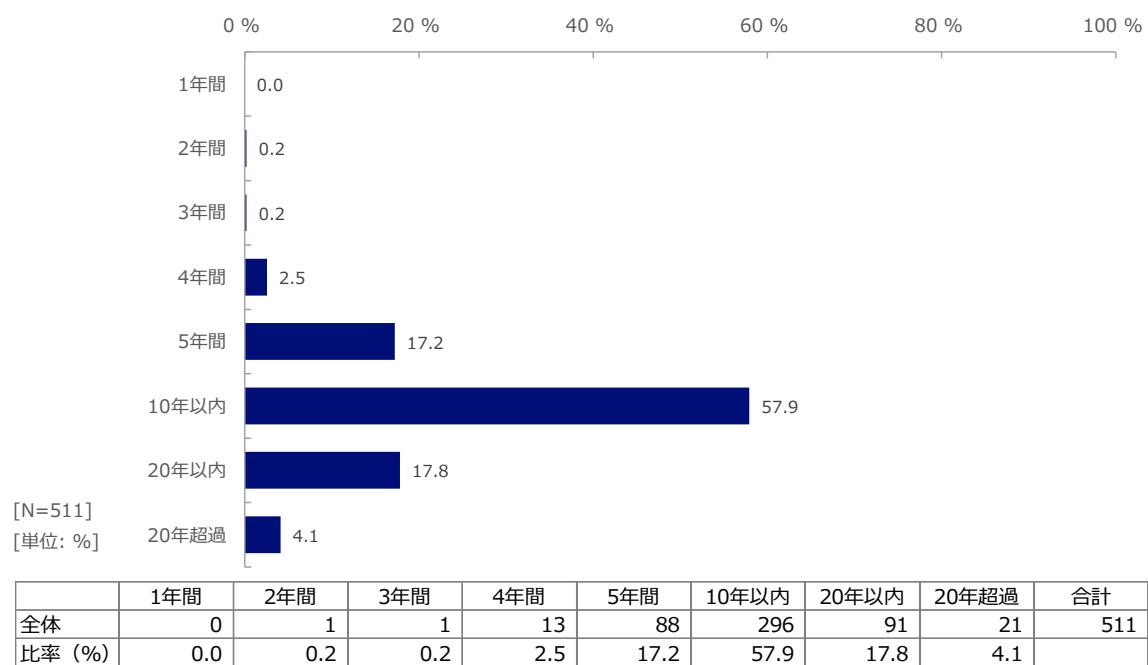


また、当初策定した区域施策編の計画期間は、「10年以内」(57.3%)、「20年以内」(19.2%)が多い。

図表 9 当初策定した区域施策編の計画期間



図表 10 区域施策編の計画期間【基礎自治体】

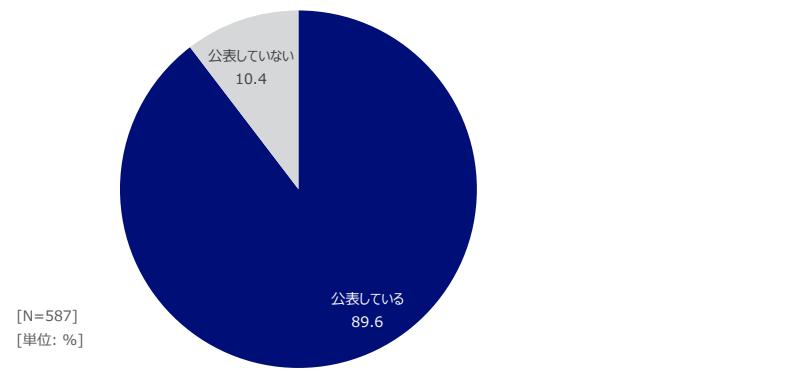


## 2) 区域施策編の公表状況<Q2-1(2)>

都道府県・市区町村において、区域施策編を策定済みの団体のうち、当該計画を公表している団体は89.6%で、10.4%の団体は公表に至っていない。

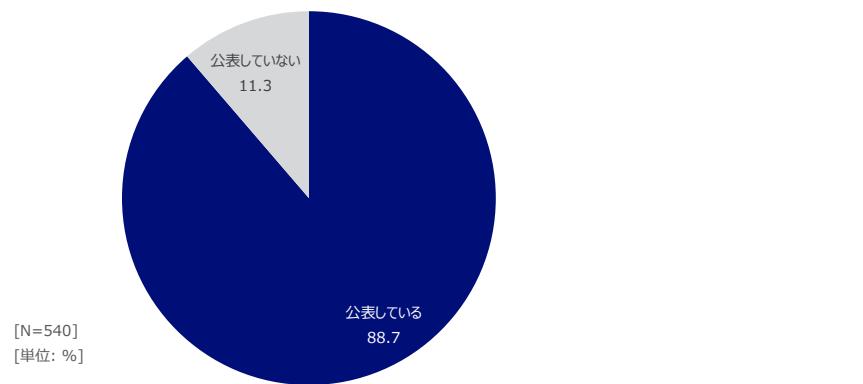
施行時特例市以上の団体は公表率100%。

図表 11 区域施策編の公表状況



	公表している	公表していない	合計
全体	526	61	587
比率 (%)	89.6	10.4	

図表 12 区域施策編の公表状況【基礎自治体】



	公表している	公表していない	合計
全体	479	61	540
比率 (%)	88.7	11.3	

図表 13 区域施策編の公表状況【団体区分別】

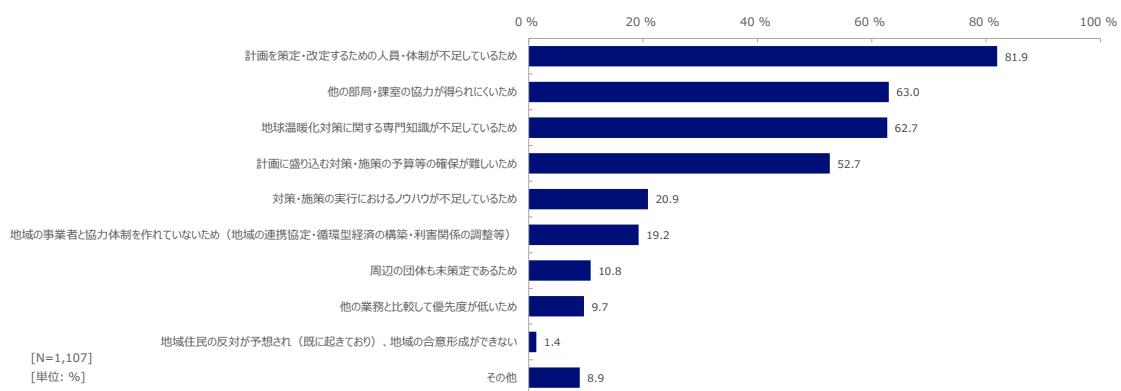


### 3) 区域施策編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由

#### <Q2-1(3)>

策定義務のない団体のうち、区域施策編を未策定・未改定の団体において、その理由としては、「計画を策定・改定するための人員・体制が不足しているため」(81.9%)が最も多く、「他の部局・課室の協力が得られにくいため」(63.0%)「地球温暖化対策に関する専門知識が不足しているため」(62.7%)、「計画に盛り込む対策・施策の予算等の確保が難しいため」(52.7%)、「対策・施策の実行におけるノウハウが不足しているため」(20.9%)と続く。

図表 14 区域施策編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由

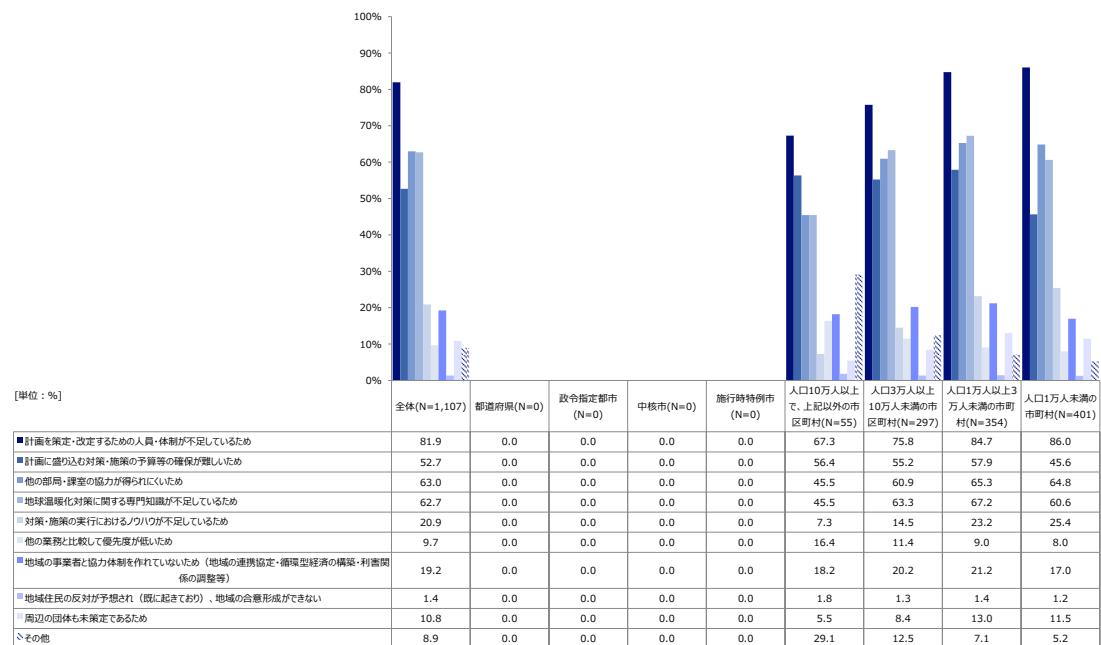


	計画を策定・改定するための人員・体制が不足しているため	計画に盛り込む対策・施策の予算等の確保が難しいため	他の部局・課室の協力が得られにくいため	地球温暖化対策に関する専門知識が不足しているため	対策・施策の実行におけるノウハウが不足しているため	他の業務と比較して優先度が低いため	地域の事業者と協力体制を作れていなかったため（地域の連携協定・循環型経済の構築・利害関係の調整等）	地域住民の反対が予想され（既に起きており）、地域の合意形成ができない	周辺の団体も未策定であるため	その他	合計
全体	907	583	697	694	231	107	213	15	120	99	1,107
比率	81.9	52.7	63.0	62.7	20.9	9.7	19.2	1.4	10.8	8.9	

地方公共団体の区別に見ると、どの団体区分においても「計画を策定・改定するための人員が不足しているため」が最も多い。

人口規模が小さくなるほど、「地球温暖化対策に関する専門的知識が不足しているため」を選択する割合が高くなる傾向が見られる。

図表 15 区域施策編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由  
【団体区分別】



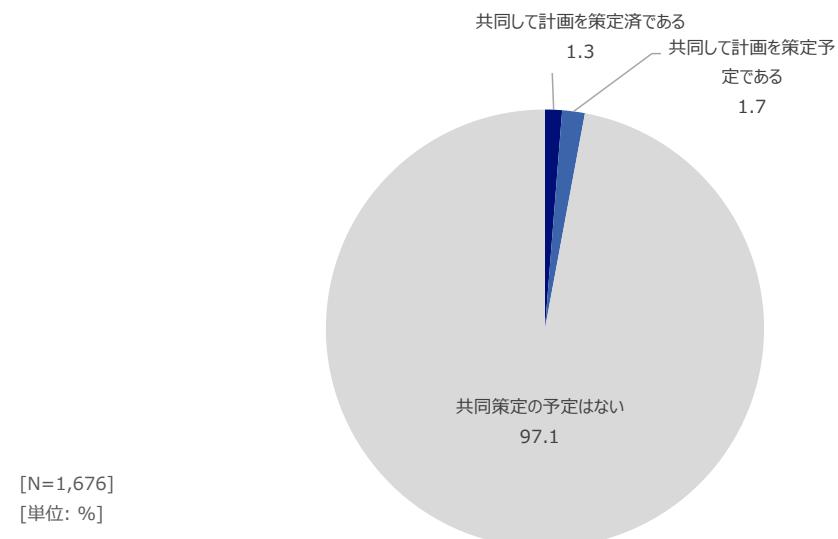
		計画を策定・改定するための人員・体制が不足しているため	計画に盛り込む対策・施策の予算等の確保が難しいため	他の部局・課室の協力が得られないため	地球温暖化対策に関する専門知識が不足しているため	対策・施策の実行におけるノウハウが不足しているため	他の業務と比較して優先度が低いため	地域の事業者と協力体制を作れないため(既に起きており)、地域の合意形成ができない	地域住民の反対が予想される(既に起きており)、地域の合意形成ができない	周辺の団体も未策定であるため	その他	合計
回答数	全体	907	583	697	694	231	107	213	15	120	99	1,107
	都道府県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	政令指定都市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中核市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	施行時特例市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	37	31	25	25	4	9	10	1	3	16	55
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	225	164	181	188	43	34	60	4	25	37	297
	人口1万人以上3万人未満の市区町村	300	205	231	238	82	32	75	5	46	25	354
	人口1万人未満の市区町村	345	183	260	243	102	32	68	5	46	21	401
比率 (%)	全体(N=1,107)	81.9	52.7	63.0	62.7	20.9	9.7	19.2	1.4	10.8	8.9	
	都道府県(N=0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	政令指定都市(N=0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	中核市(N=0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	施行時特例市(N=0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=55)	67.3	56.4	45.5	45.5	7.3	16.4	18.2	1.8	5.5	29.1	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=297)	75.8	55.2	60.9	63.3	14.5	11.4	20.2	1.3	8.4	12.5	
	人口1万人以上3万人未満の市区町村(N=354)	84.7	57.9	65.3	67.2	23.2	9.0	21.2	1.4	13.0	7.1	
	人口1万人未満の市区町村(N=401)	86.0	45.6	64.8	60.6	25.4	8.0	17.0	1.2	11.5	5.2	

#### 4) 区域施策編の共同策定の検討状況 <Q2-1(4)>

都道府県・市区町村における区域施策編の共同策定の検討状況としては、「予定はない」(97.1%) が最も多く、「共同して計画を策定予定である」(1.7%)、「共同して計画を策定済みである」(1.3%) と続く。

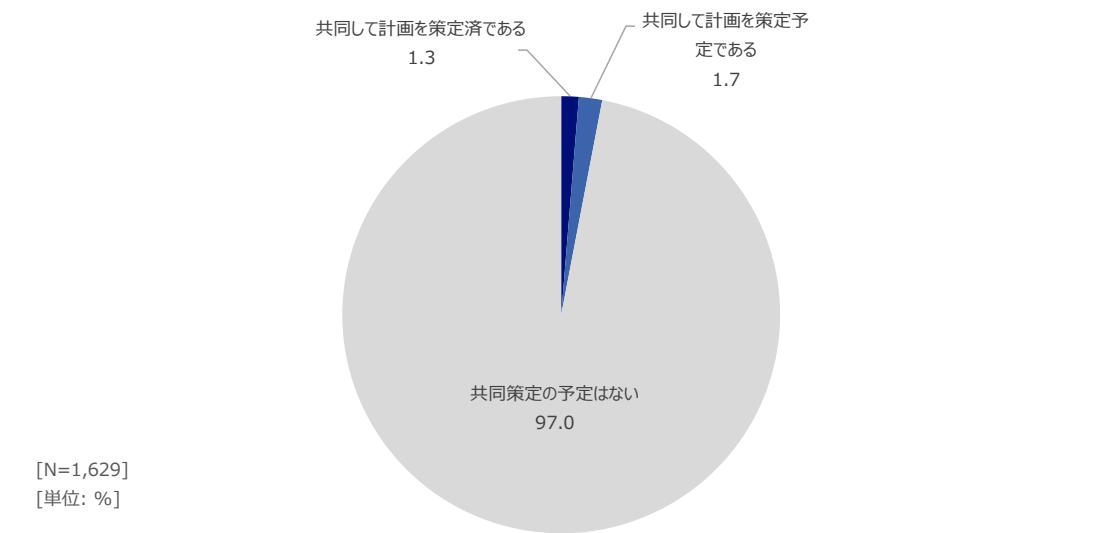
策定済又は策定予定（2022 年度以降含む）の団体は 3.0% である。

図表 16 区域施策編の共同策定の検討状況



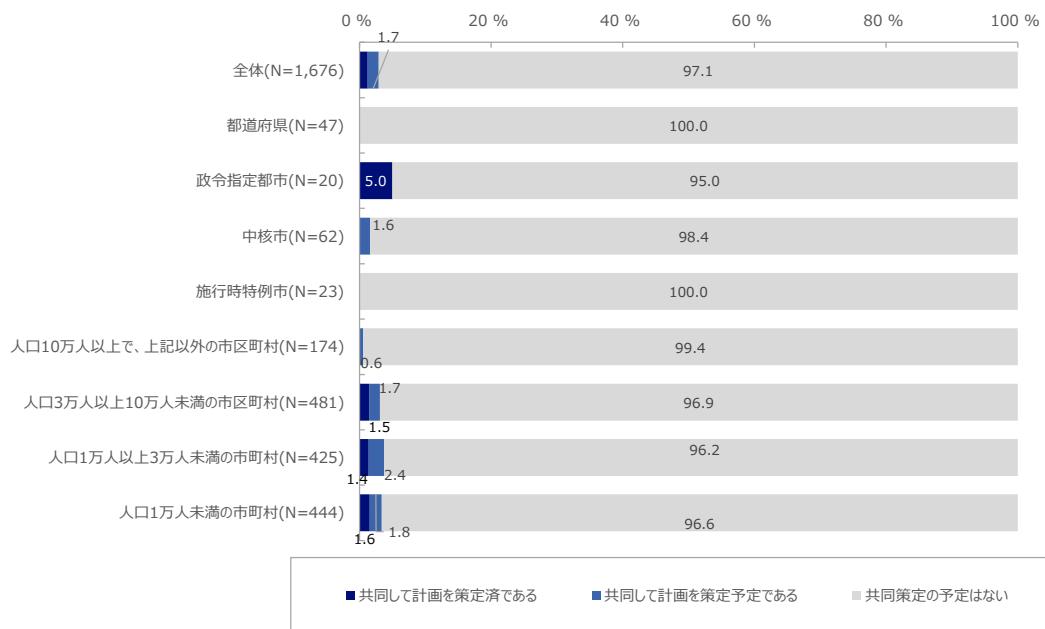
	共同して計画を策定済である	共同して計画を策定予定である	共同策定の予定はない	合計
全体	21	28	1,627	1,676
比率	1.3	1.7	97.1	

図表 17 区域施策編の共同策定の検討状況【基礎自治体】



	共同して計画を策定済である	共同して計画を策定予定である	共同策定の予定はない	合計
全体	21	28	1,580	1,629
比率	1.3	1.7	97.0	

図表 18 区域施策編の共同策定の検討状況【団体区別】



		共同して計画を策定済である	共同して計画を策定予定である	共同策定の予定はない	合計
回答数	全体	21	28	1,627	1,676
	都道府県	0	0	47	47
	政令指定都市	1	0	19	20
	中核市	0	1	61	62
	施行時特例市	0	0	23	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	1	173	174
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	7	8	466	481
	人口1万人以上3万人未満の市町村	6	10	409	425
	人口1万人未満の市町村	7	8	429	444
比率 (%)	全体(N=1,676)	1.3	1.7	97.1	
	都道府県(N=47)	0.0	0.0	100.0	
	政令指定都市(N=20)	5.0	0.0	95.0	
	中核市(N=62)	0.0	1.6	98.4	
	施行時特例市(N=23)	0.0	0.0	100.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=174)	0.0	0.6	99.4	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=481)	1.5	1.7	96.9	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=425)	1.4	2.4	96.2	
	人口1万人未満の市町村(N=444)	1.6	1.8	96.6	

## (2) 実行計画（区域施策編）の目標設定と対象 <Q2-2>

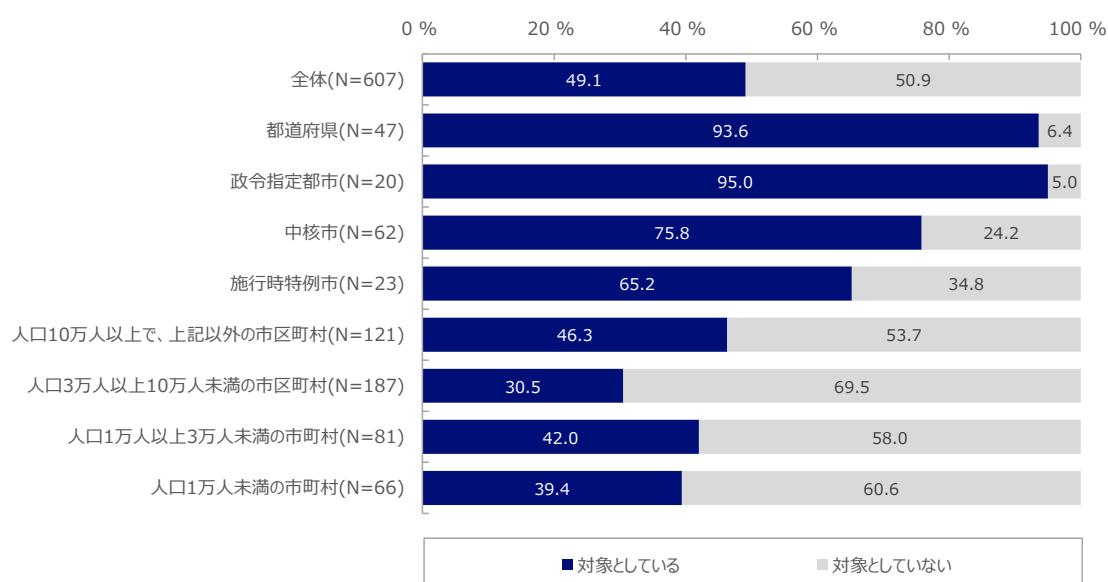
### 1) 実行計画（区域施策編）の算定対象（エネルギー起源 CO<sub>2</sub>以外）<Q2-2(1)>

#### ①燃料の燃焼分野

区域施策編を策定済みの団体において、燃料の燃焼分野を「対象としている」と回答した団体は全体の49.1%である。人口規模が小さい団体では、「対象としている」と回答した団体の割合が低い傾向がある。

図表 19 区域施策編の算定対象（エネルギー起源 CO<sub>2</sub>以外）

#### (1)燃料の燃焼分野【団体区分別】

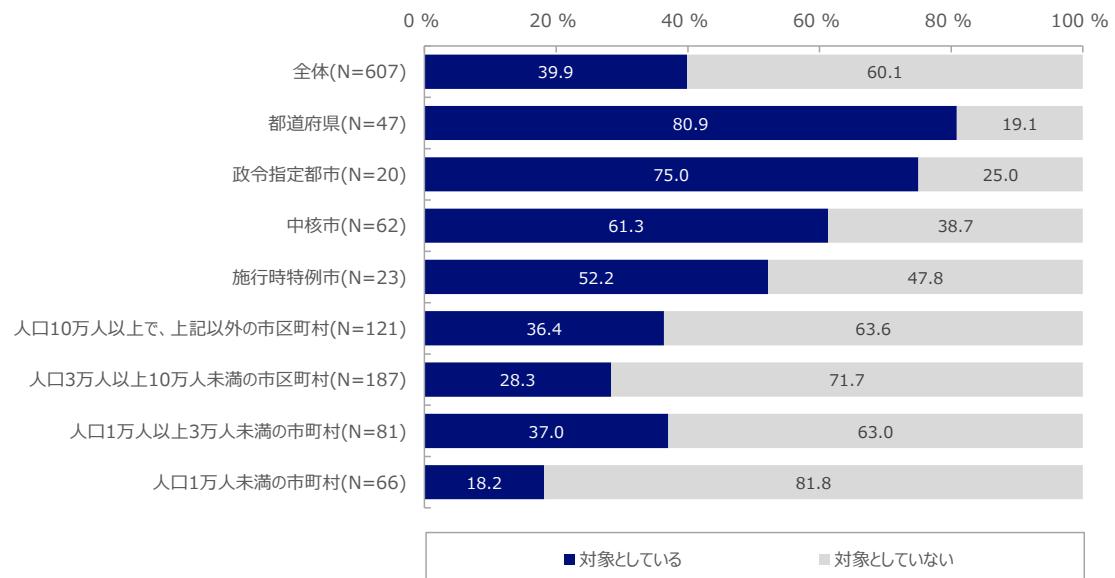


		対象としている	対象としていない	合計
回答数	全体	298	309	607
	都道府県	44	3	47
	政令指定都市	19	1	20
	中核市	47	15	62
	施行時特例市	15	8	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	56	65	121
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	57	130	187
	人口1万人以上3万人未満の市町村	34	47	81
	人口1万人未満の市町村	26	40	66
	比率 (%)	49.1	50.9	
比率 (%)	全体(N=607)	49.1	50.9	
	都道府県(N=47)	93.6	6.4	
	政令指定都市(N=20)	95.0	5.0	
	中核市(N=62)	75.8	24.2	
	施行時特例市(N=23)	65.2	34.8	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=121)	46.3	53.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=187)	30.5	69.5	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=81)	42.0	58.0	
	人口1万人未満の市町村(N=66)	39.4	60.6	

## ②工業プロセス分野

区域施策編を策定済みの団体において、工業プロセス分野を「対象としている」と回答した団体は全体の39.9%である。人口規模が小さくなるほど、「対象としている」と回答した団体の割合は低下する傾向がある。

**図表 20 区域施策編の算定対象 (エネルギー起源 CO<sub>2</sub>以外)  
(2)工業プロセス分野【団体区分別】**

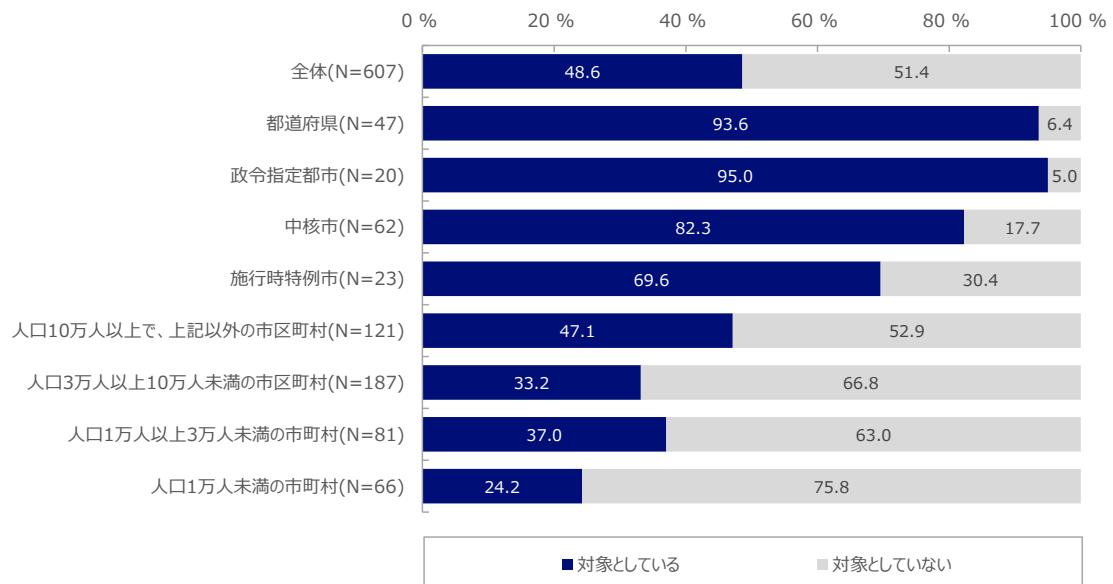


		対象としている	対象としていない	合計
回答数	全体	242	365	607
	都道府県	38	9	47
	政令指定都市	15	5	20
	中核市	38	24	62
	施行時特例市	12	11	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	44	77	121
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	53	134	187
	人口1万人以上3万人未満の市町村	30	51	81
	人口1万人未満の市町村	12	54	66
比率 (%)	全体(N=607)	39.9	60.1	
	都道府県(N=47)	80.9	19.1	
	政令指定都市(N=20)	75.0	25.0	
	中核市(N=62)	61.3	38.7	
	施行時特例市(N=23)	52.2	47.8	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=121)	36.4	63.6	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=187)	28.3	71.7	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=81)	37.0	63.0	
	人口1万人未満の市町村(N=66)	18.2	81.8	

### ③農業分野

区域施策編を策定済みの団体において、農業分野を「対象としている」と回答した団体は全体の48.6%である。人口規模が小さくなるほど、「対象としている」と回答した団体の割合は低下する傾向がある。

**図表 21 区域施策編の算定対象（エネルギー起源CO<sub>2</sub>以外）  
(3)農業分野【団体区分別】**

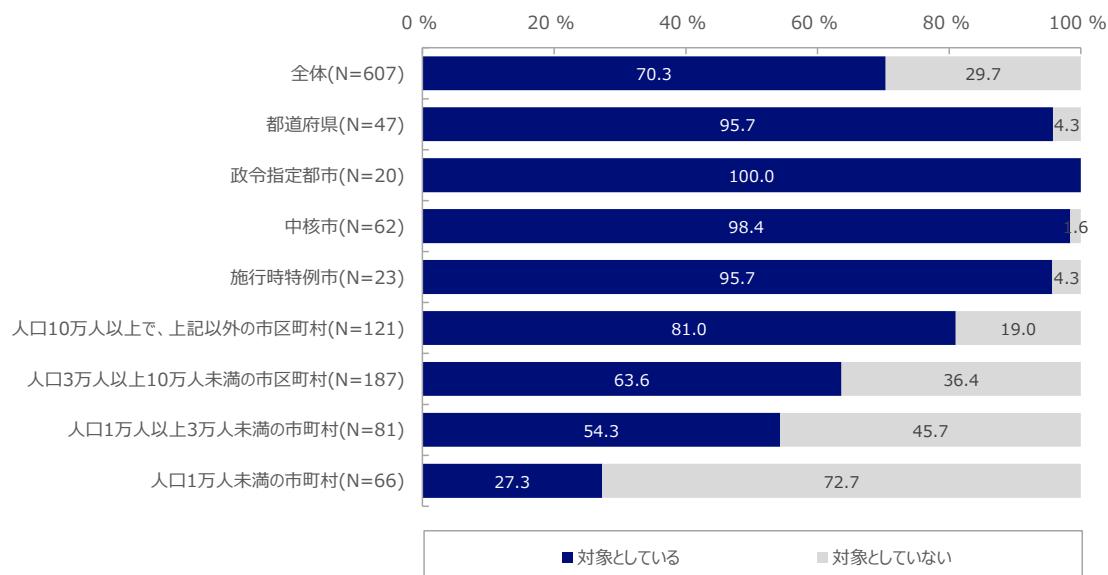


回答数	区分	対象としている		合計
		回答数	比率 (%)	
全体	全体	295	48.6	607
都道府県	都道府県	44	93.6	47
政令指定都市	政令指定都市	19	95.0	20
中核市	中核市	51	82.3	62
施行時特例市	施行時特例市	16	69.6	23
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	57	47.1	121
人口3万人以上10万人未満の市区町村	人口3万人以上10万人未満の市区町村	62	33.2	187
人口1万人以上3万人未満の市町村	人口1万人以上3万人未満の市町村	30	37.0	81
人口1万人未満の市町村	人口1万人未満の市町村	16	24.2	66

#### ④廃棄物分野

区域施策編を策定済みの団体において、廃棄物分野を「対象としている」と回答した団体は全体の 70.3 %である。人口規模が小さくなるほど、「対象としている」と回答した団体の割合は低下する傾向がある。

**図表 22 区域施策編の算定対象（エネルギー起源 CO<sub>2</sub>以外）  
(4)廃棄物分野【団体区分別】**

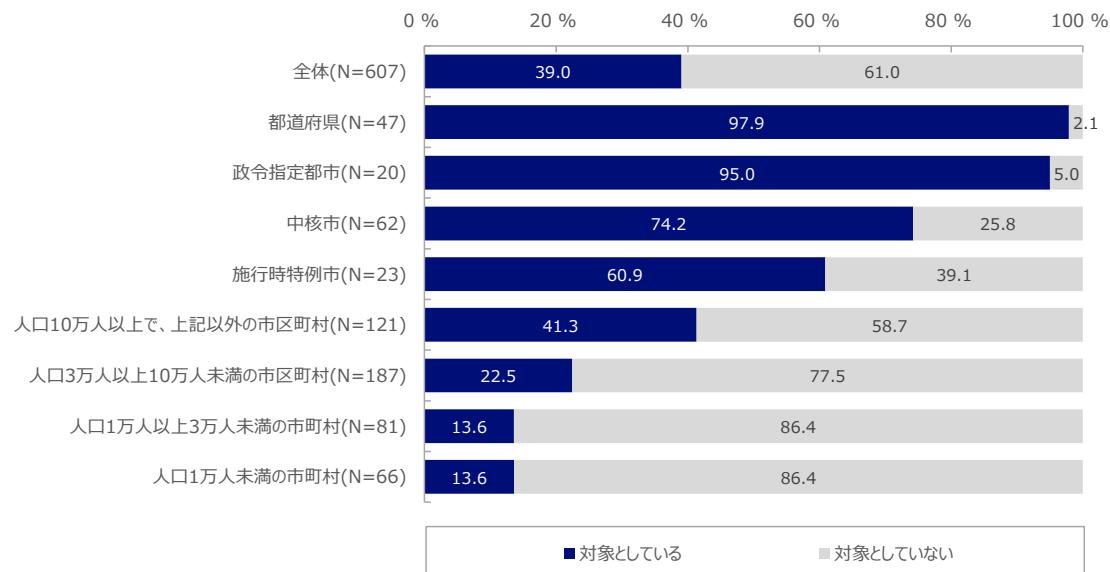


		対象としている	対象としていない	合計
回答数	全体	427	180	607
	都道府県	45	2	47
	政令指定都市	20	0	20
	中核市	61	1	62
	施行時特例市	22	1	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	98	23	121
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	119	68	187
	人口1万人以上3万人未満の市町村	44	37	81
	人口1万人未満の市町村	18	48	66
比率 (%)	全体(N=607)	70.3	29.7	
	都道府県(N=47)	95.7	4.3	
	政令指定都市(N=20)	100.0	0.0	
	中核市(N=62)	98.4	1.6	
	施行時特例市(N=23)	95.7	4.3	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=121)	81.0	19.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=187)	63.6	36.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=81)	54.3	45.7	
	人口1万人未満の市町村(N=66)	27.3	72.7	

## ⑤代替フロン等4ガス分野

区域施策編を策定済みの団体において、代替フロン等4ガス分野を「対象としている」と回答した団体は全体の39.0%である。人口規模が小さくなるほど、「対象としている」と回答した団体の割合は低下する傾向がある。

**図表 23 区域施策編の算定対象（エネルギー起源CO<sub>2</sub>以外）  
(5)代替フロン等4ガス分野【団体区分別】**

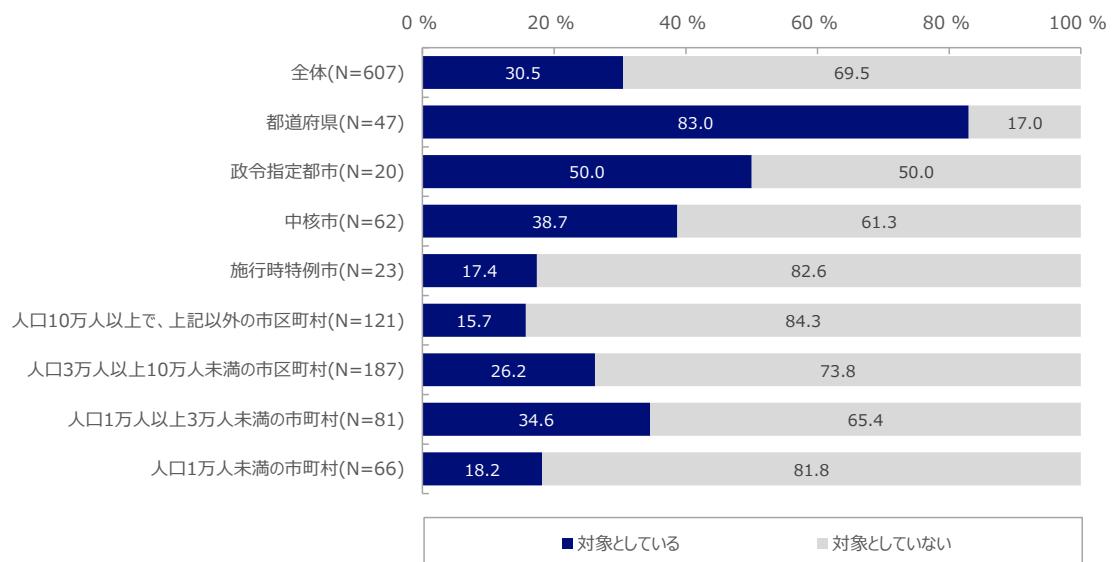


		対象としている	対象としていない	合計
回答数	全体	237	370	607
	都道府県	46	1	47
	政令指定都市	19	1	20
	中核市	46	16	62
	施行時特例市	14	9	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	50	71	121
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	42	145	187
	人口1万人以上3万人未満の市町村	11	70	81
	人口1万人未満の市町村	9	57	66
比率 (%)	全体(N=607)	39.0	61.0	
	都道府県(N=47)	97.9	2.1	
	政令指定都市(N=20)	95.0	5.0	
	中核市(N=62)	74.2	25.8	
	施行時特例市(N=23)	60.9	39.1	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=121)	41.3	58.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=187)	22.5	77.5	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=81)	13.6	86.4	
	人口1万人未満の市町村(N=66)	13.6	86.4	

## ⑥森林等の吸収源

区域施策編を策定済みの団体において、森林等の吸収源を「対象としている」と回答した団体は全体の30.5%である。都道府県に比べて市区町村では、森林等の吸収源を対象としている団体の割合は低い。

**図表 24 区域施策編の算定対象（エネルギー起源CO<sub>2</sub>以外）  
(6)森林等の吸収源【団体区分別】**

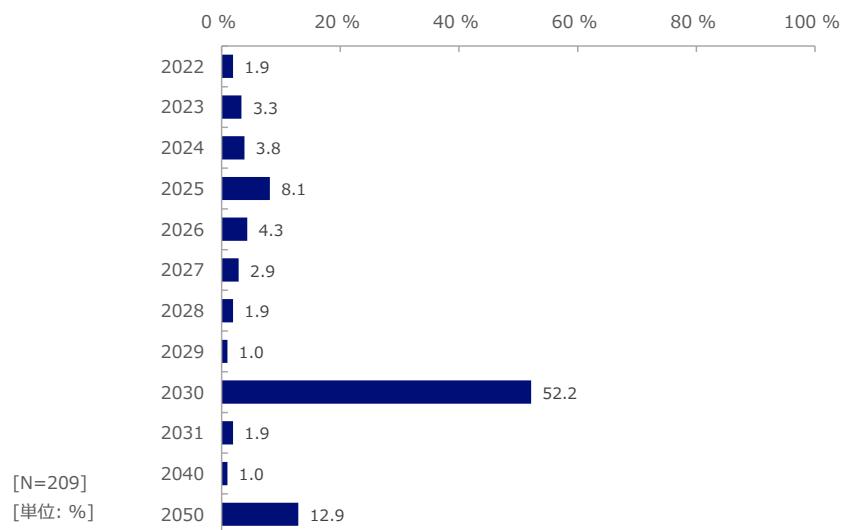


		対象としている	対象としていない	合計
回答数	全体	185	422	607
	都道府県	39	8	47
	政令指定都市	10	10	20
	中核市	24	38	62
	施行時特例市	4	19	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	19	102	121
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	49	138	187
	人口1万人以上3万人未満の市町村	28	53	81
	人口1万人未満の市町村	12	54	66
比率 (%)	全体(N=607)	30.5	69.5	
	都道府県(N=47)	83.0	17.0	
	政令指定都市(N=20)	50.0	50.0	
	中核市(N=62)	38.7	61.3	
	施行時特例市(N=23)	17.4	82.6	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=121)	15.7	84.3	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=187)	26.2	73.8	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=81)	34.6	65.4	
	人口1万人未満の市町村(N=66)	18.2	81.8	

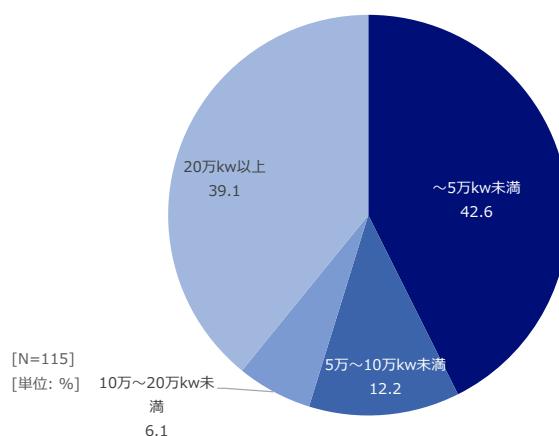
2) 実行計画（区域施策編）における再生可能エネルギー導入目標<Q2-2(2)>

区域施策編を策定済みで、かつ再エネ導入量目標（区域の再エネの導入量の目標）を設定している団体における目標年度は、2030 年が最も多く、2050 年、2025 年と続く。

図表 25 再生可能エネルギー導入目標量：目標年度

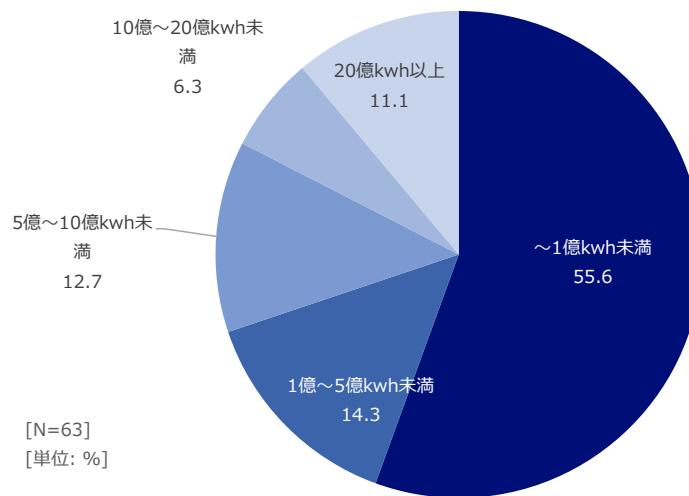


図表 26 再生可能エネルギー導入目標量：設備容量 (kW)



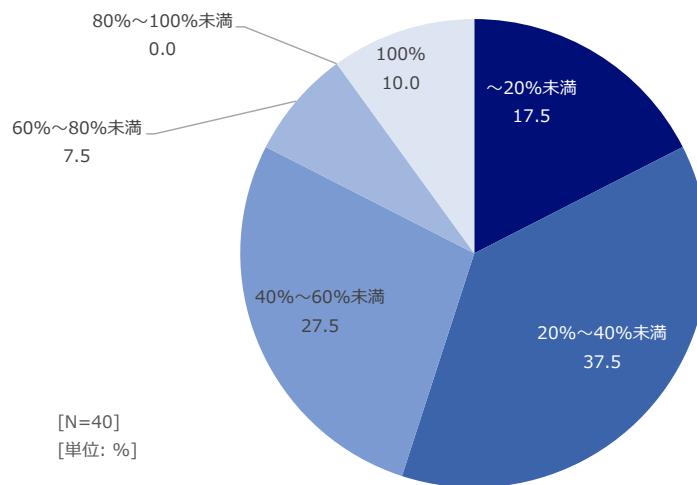
	~5万kW未満	5万～10万kW未満	10万～20万kW未満	20万kW以上	合計
全体	49	14	7	45	115
比率 (%)	42.6	12.2	6.1	39.1	

図表 27 再生可能エネルギー導入目標量：再生可能エネルギーの発電電力量 (kWh)



	~1億kwh未満	1億~5億kwh未満	5億~10億kwh未満	10億~20億kwh未満	20億kwh以上	合計
全体	35	9	8	4	7	63
比率 (%)	55.6	14.3	12.7	6.3	11.1	

図表 28 再生可能エネルギー導入目標量：エネルギー消費量に占める再生可能エネルギー比率 (%)



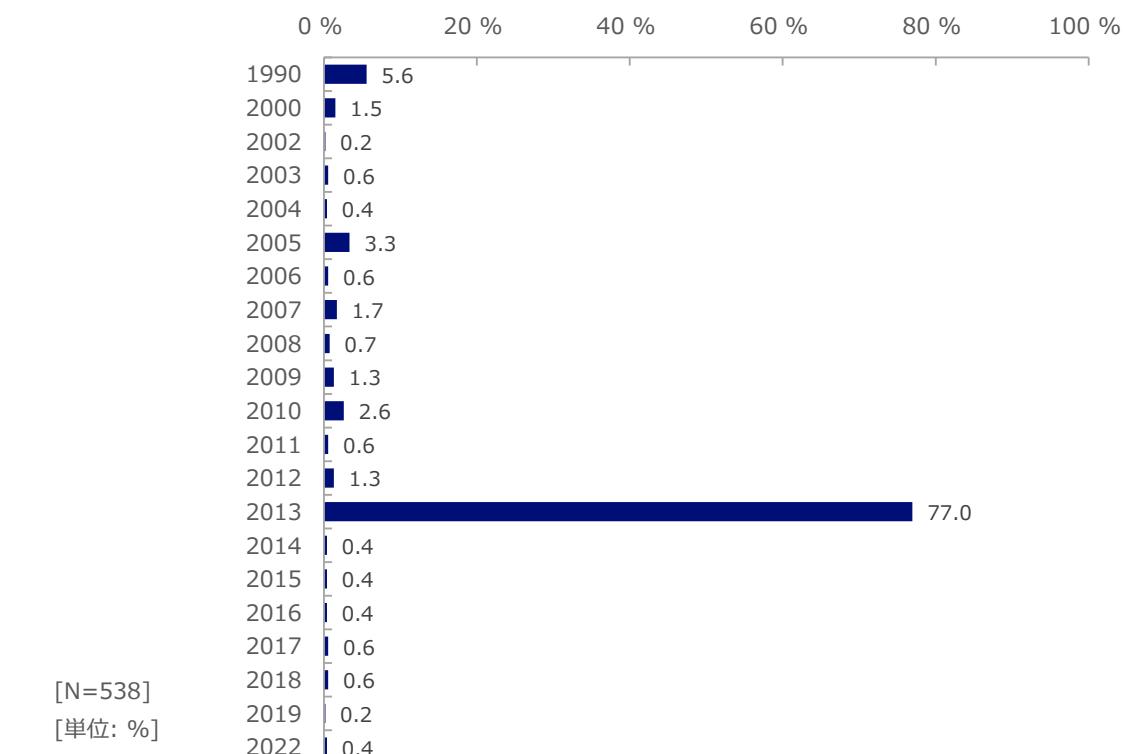
	~20%未満	20%~40%未満	40%~60%未満	60%~80%未満	80%~100%未満	100%	合計
全体	7	15	11	3	0	4	40
比率 (%)	17.5	37.5	27.5	7.5	0.0	10.0	

### 3) 区域施策編における基準年度・排出量 <Q2-2(3)

#### ①区域施策編における基準年度

区域施策編を策定済みの団体において、その基準年度は、「2013年」(77.0%)が最も多く、次いで「1990年」(5.6%)が多い。

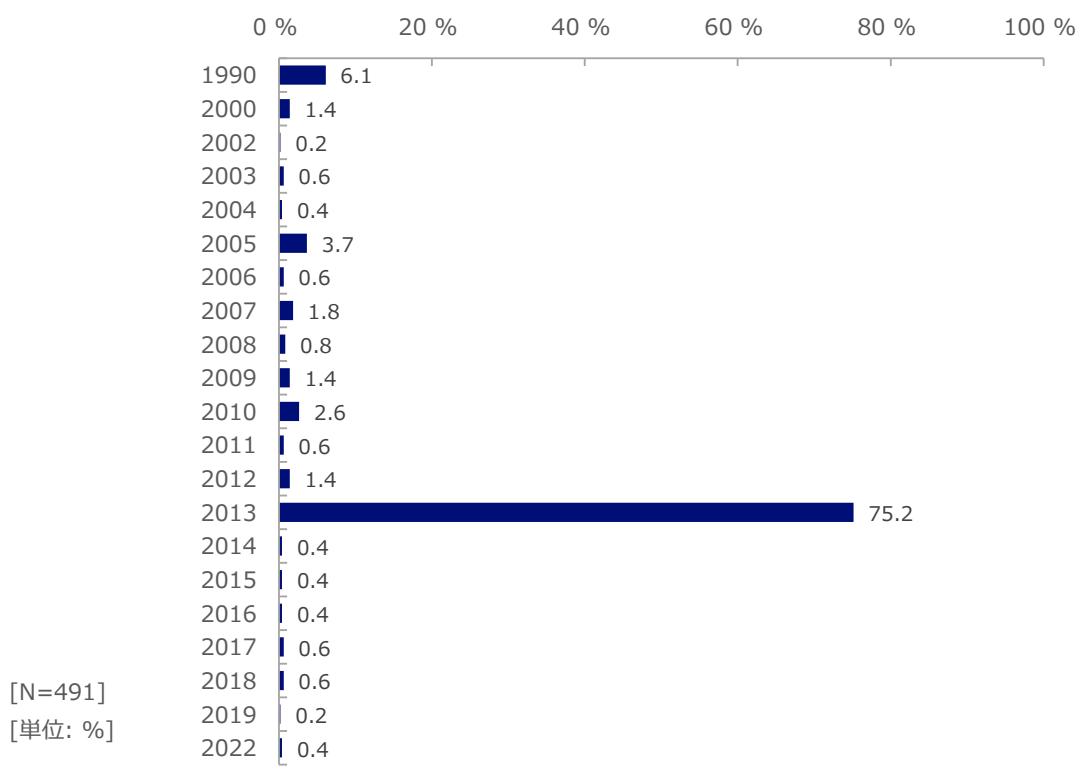
図表 29 区域施策編における基準年度



	1990	2000	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
全体	30	8	1	3	2	18	3	9	4	7	14
比率	5.6	1.5	0.2	0.6	0.4	3.3	0.6	1.7	0.7	1.3	2.6

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2022	合計
全体	3	7	414	2	2	2	3	3	1	2	538
比率	0.6	1.3	77.0	0.4	0.4	0.4	0.6	0.6	0.2	0.4	

図表 30 区域施策編における基準年度【基礎自治体】



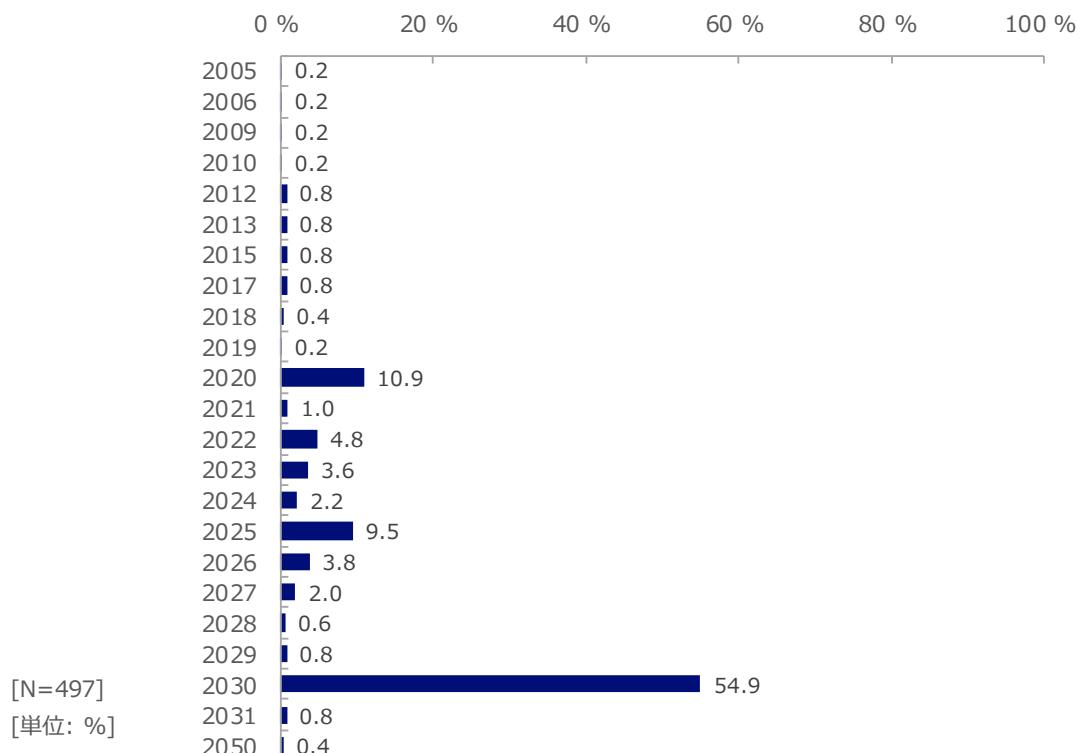
	1990	2000	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
全体	30	7	1	3	2	18	3	9	4	7	13
比率 (%)	6.1	1.4	0.2	0.6	0.4	3.7	0.6	1.8	0.8	1.4	2.6

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2022	合計
全体	3	7	369	2	2	2	3	3	1	2	491
比率 (%)	0.6	1.4	75.2	0.4	0.4	0.4	0.6	0.6	0.2	0.4	

## ②区域施策編における目標年度

区域施策編を策定済みの団体において、その目標年度は、「2030年」(44.9%)が最も高い。

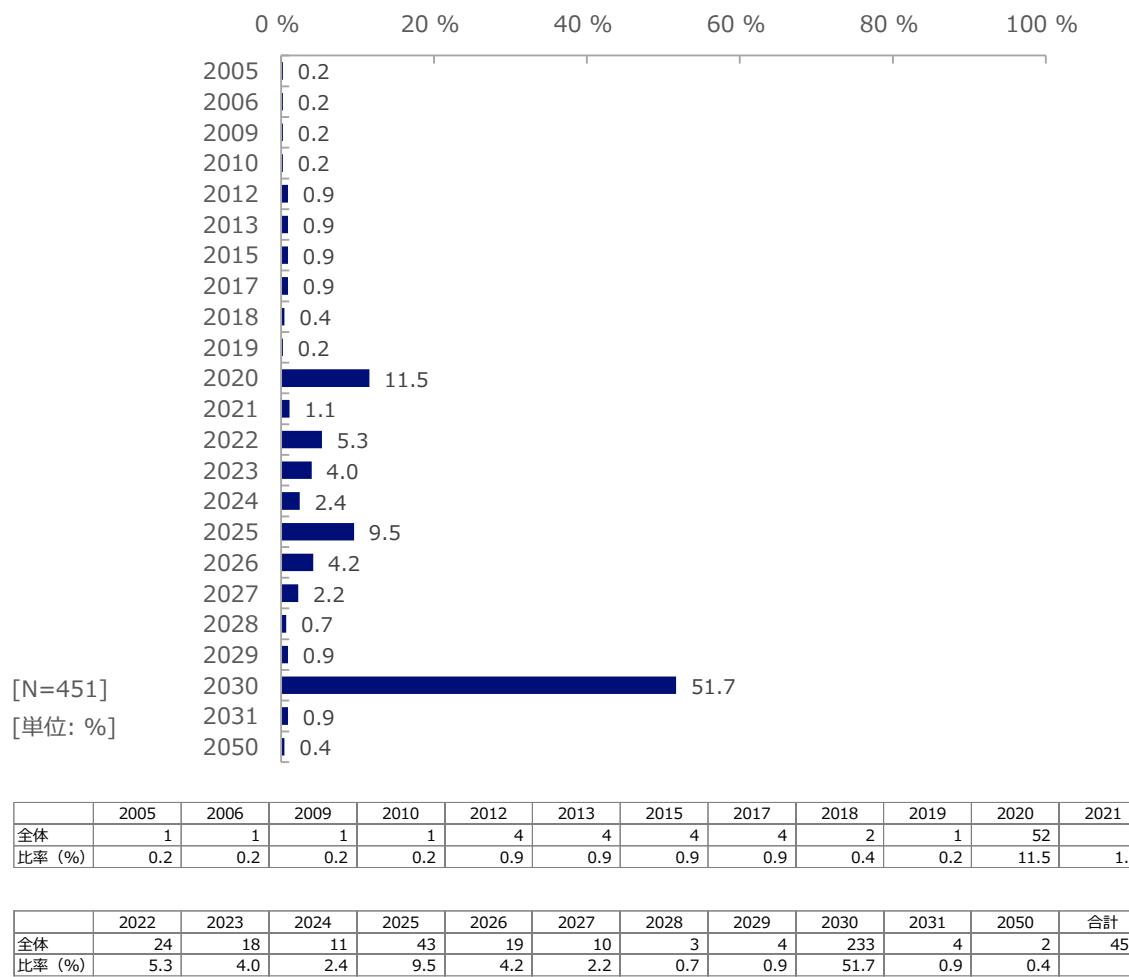
図表 31 区域施策編における目標年度①



	2005	2006	2009	2010	2012	2013	2015	2017	2018	2019	2020	2021
全体	1	1	1	1	4	4	4	4	2	1	54	5
比率 (%)	0.2	0.2	0.2	0.2	0.8	0.8	0.8	0.8	0.4	0.2	10.9	1.0

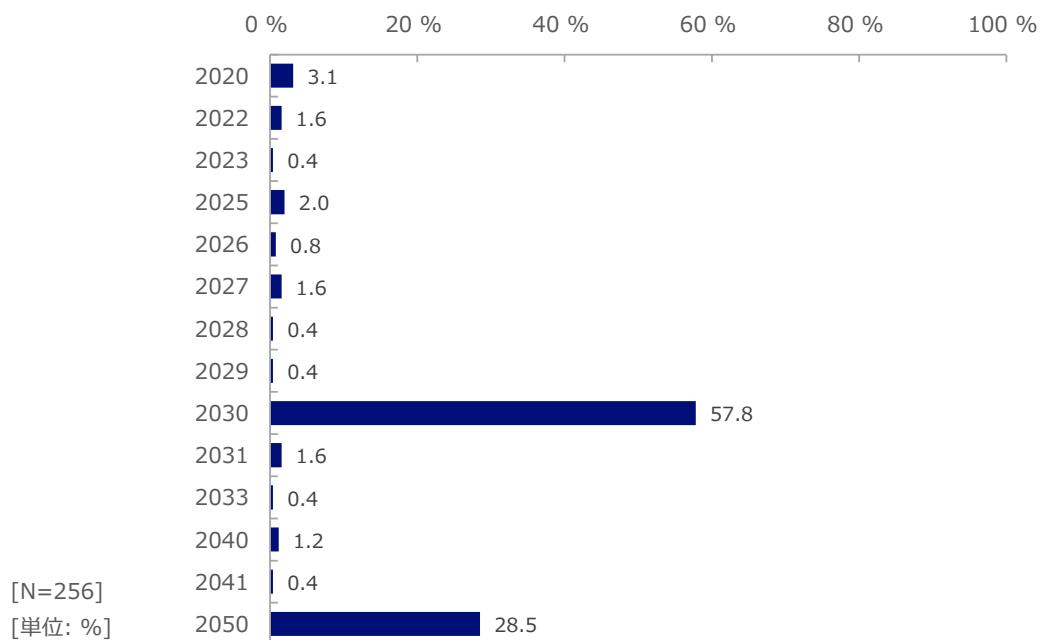
	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2050	合計
全体	24	18	11	47	19	10	3	4	273	4	2	497
比率 (%)	4.8	3.6	2.2	9.5	3.8	2.0	0.6	0.8	54.9	0.8	0.4	

図表 32 区域施策編における目標年度①【基礎自治体】



注) 目標年度を複数設定している団体については、設定している全ての目標年度を集計対象としている。

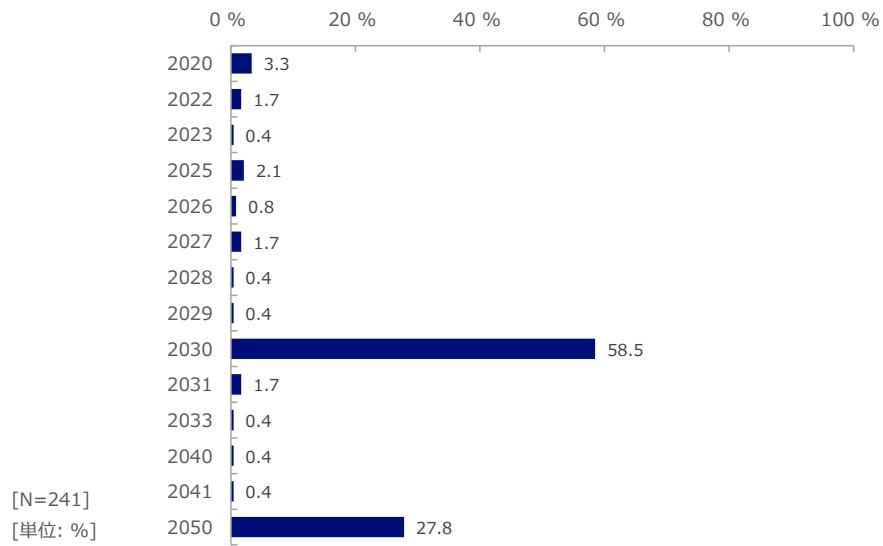
図表 33 区域施策編における目標年度②



	2020	2022	2023	2025	2026	2027	2028	2029
全体	8	4	1	5	2	4	1	1
比率	3.3	1.7	0.4	2.1	0.8	1.7	0.4	0.4

	2030	2031	2033	2040	2041	2050	合計
全体	141	4	1	1	1	67	241
比率	58.5	1.7	0.4	0.4	0.4	27.8	

図表 34 区域施策編における目標年度②【基礎自治体】

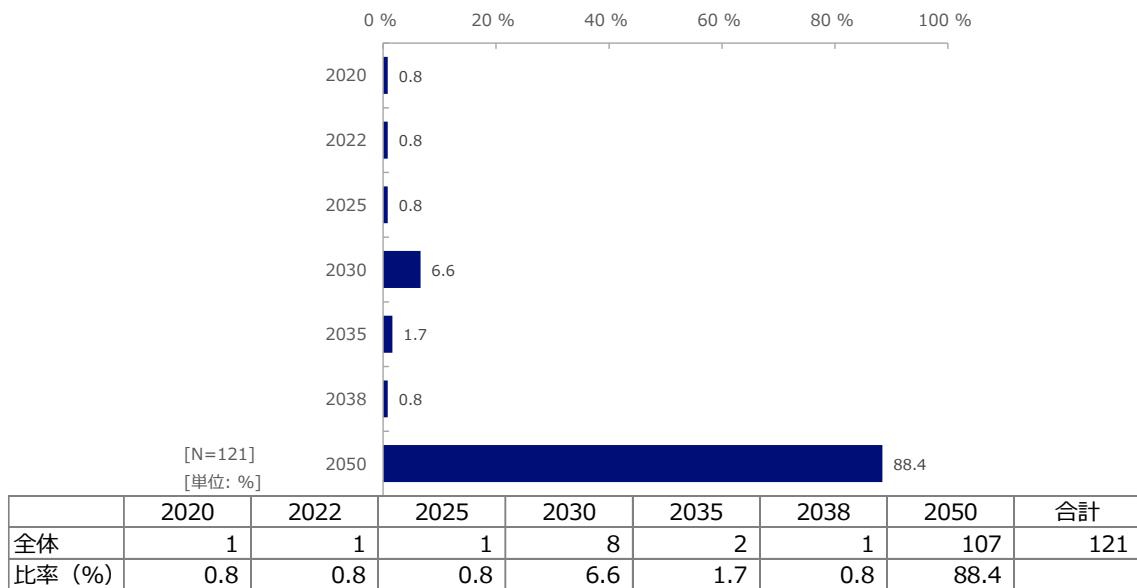


	2020	2022	2023	2025	2026	2027	2028	2029
全体	8	4	1	5	2	4	1	1
比率 (%)	3.3	1.7	0.4	2.1	0.8	1.7	0.4	0.4

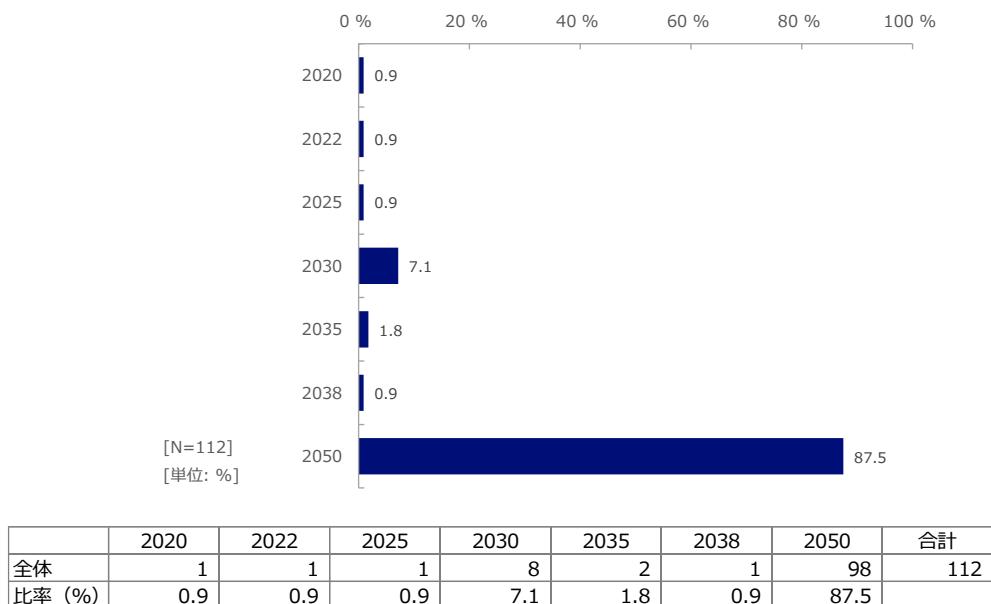
	2030	2031	2033	2040	2041	2050	合計	
全体	141	4	1	1	1	67	241	
比率 (%)	58.5	1.7	0.4	0.4	0.4	27.8		

注) 目標年度を複数設定している団体については、設定している全ての目標年度を集計対象としている。

図表 35 区域施策編における目標年度③



図表 36 区域施策編における目標年度③【基礎自治体】

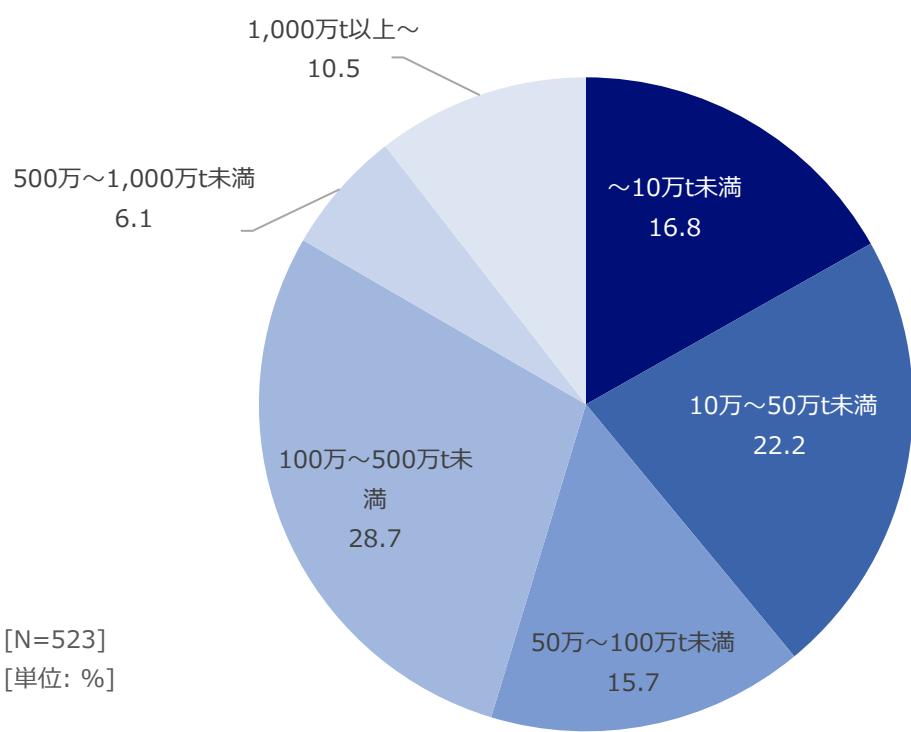


### ③区域施策編における基準年度の排出量 <Q2-2(3)>

#### i) 総排出量

区域施策編を策定済みの団体において、基準年度の温室効果ガス排出量は、「100～500万t未満」(28.7%)が最も多く、「10～50万t未満」(22.2%)、「～10万t未満」(16.8%)と続く。

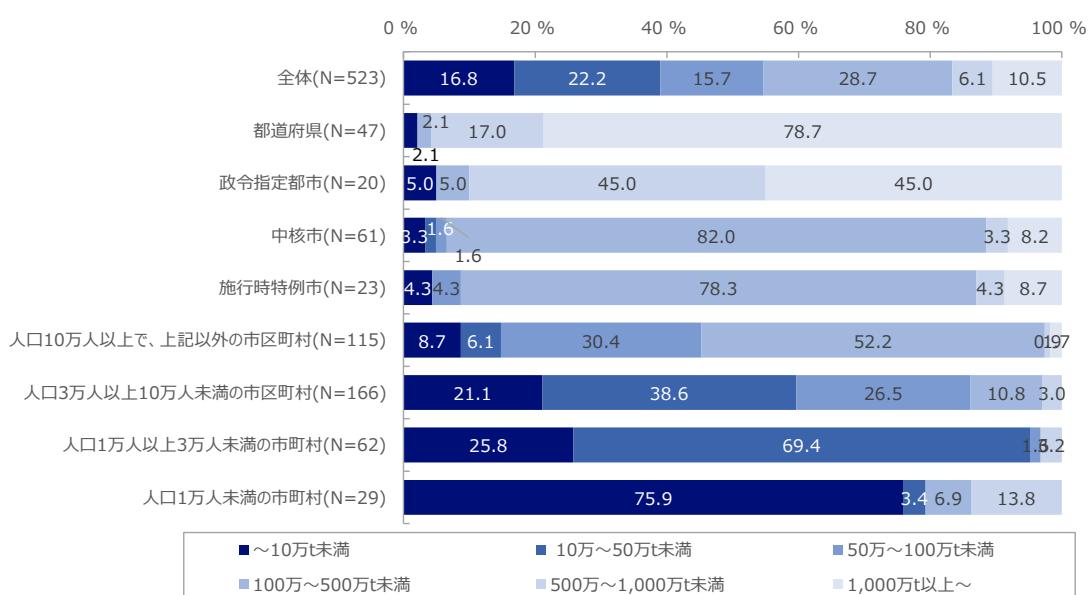
図表 37 区域施策編における基準年度の排出量



	～10万t未満	10万～50万t未満	50万～100万t未満	100万～500万t未満	500万～1,000万t未満	1,000万t以上～	合計
全体	88	116	82	150	32	55	523
比率 (%)	16.8	22.2	15.7	28.7	6.1	10.5	

地方公共団体の区別に見ると、都道府県・政令指定都市のような大規模団体では「1,000万t以上」、中核市、施行時特例市、人口10万人以上の市区町村では「100～500万t未満」、人口3万人以上10万人未満の市町村、人口1万人以上3万人未満の市町村では「10～50万t未満」、人口1万人未満の市町村では「10万t未満」が最も多く、およそ人口に比例している。

図表 38 区域施策編における基準年度の排出量【団体区分別】

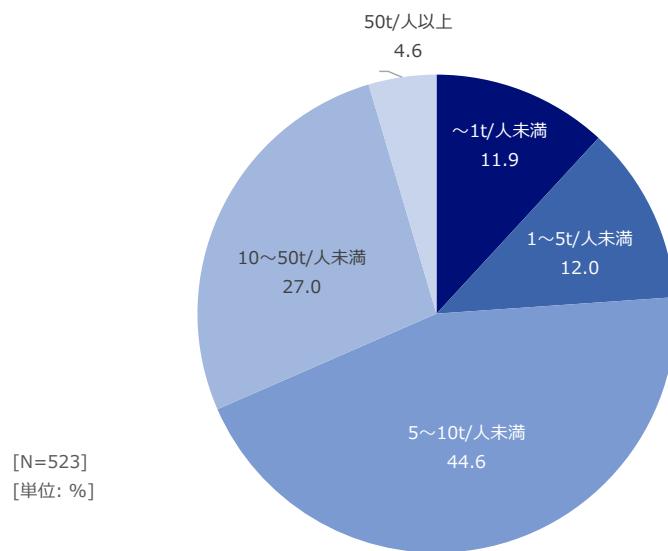


		~5,000t 未満	5,000～ 10,000t 未満	10,000～ 20,000t 未満	20,000～ 30,000t 未満	30,000～ 40,000t 未満	40,000～ 50,000t 未満	50,000～ 100,000t 未満	100,000t 以上	合計
回答数	全体	1,123	332	253	130	74	42	86	79	2,119
	都道府県	0	0	0	0	5	3	18	20	46
	政令指定都市	0	0	0	0	0	0	0	18	18
	中核市	1	0	1	3	7	3	25	22	62
	施行時特例市	0	0	2	3	2	4	12	0	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	6	17	52	36	28	15	20	1	175
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	137	147	119	55	14	4	1	0	477
	人口1万人以上3万人未満の市町村	261	94	36	2	0	0	2	0	395
	人口1万人未満の市町村	315	20	3	0	1	1	0	4	344
	地方公共団体の組合	403	54	40	31	17	12	8	14	579
比率 (%)	全体(N=2,119)	53.0	15.7	11.9	6.1	3.5	2.0	4.1	3.7	
	都道府県(N=46)	0.0	0.0	0.0	0.0	10.9	6.5	39.1	43.5	
	政令指定都市(N=18)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	
	中核市(N=62)	1.6	0.0	1.6	4.8	11.3	4.8	40.3	35.5	
	施行時特例市(N=23)	0.0	0.0	8.7	13.0	8.7	17.4	52.2	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=175)	3.4	9.7	29.7	20.6	16.0	8.6	11.4	0.6	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=477)	28.7	30.8	24.9	11.5	2.9	0.8	0.2	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=395)	66.1	23.8	9.1	0.5	0.0	0.0	0.5	0.0	
	人口1万人未満の市町村(N=344)	91.6	5.8	0.9	0.0	0.3	0.3	0.0	1.2	
	地方公共団体の組合(N=579)	69.6	9.3	6.9	5.4	2.9	2.1	1.4	2.4	

## ii) 人口 1 人当たり排出量

区域施策編を策定済みの団体において、基準年度の人口 1 人当たりの温室効果ガス排出量は、「5～10t/人未満」(44.6%) が最も多く、「10～50t/人未満」(27.0%)、「～1t/人未満」(11.9%) と続く。

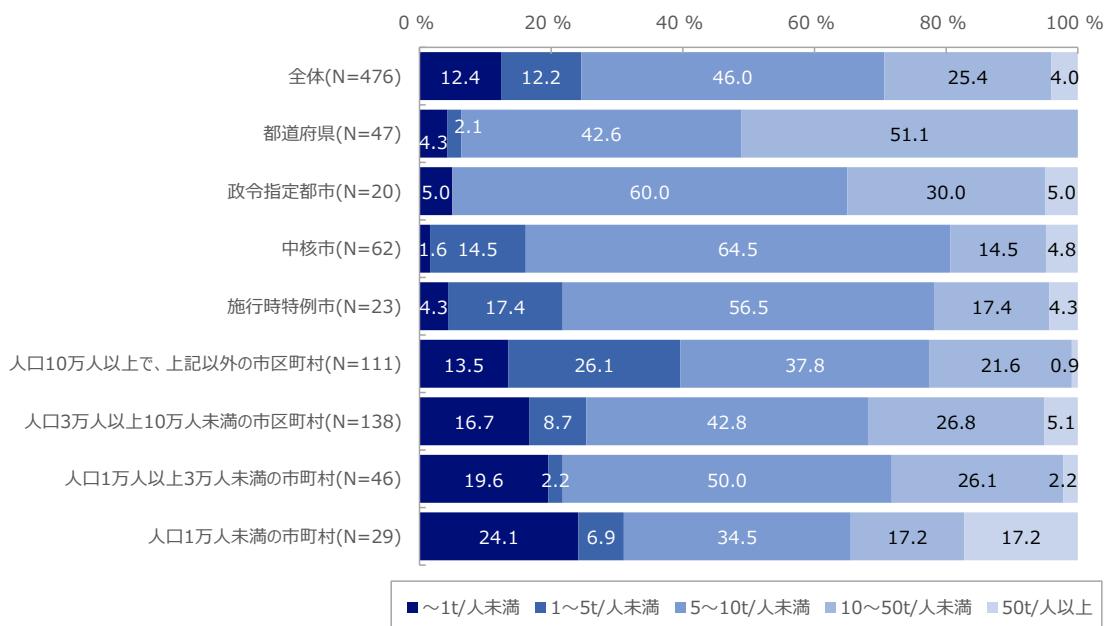
図表 39 区域施策編における基準年度の人口 1 人当たり排出量



	～1t/人未満	1～5t/人未満	5～10t/人未満	10～50t/人未満	50t/人以上	合計
全体	62	63	233	141	24	523
比率 (%)	11.9	12.0	44.6	27.0	4.6	

地方公共団体の区分別に見ると、都道府県を除く全ての区分において「5～10t/人未満」が最も多い。都道府県は「10～50t/人未満」が51.1%で、最も多くなっている。

図表 40 区域施策編における基準年度の人口1人当たり排出量  
【団体区分別】



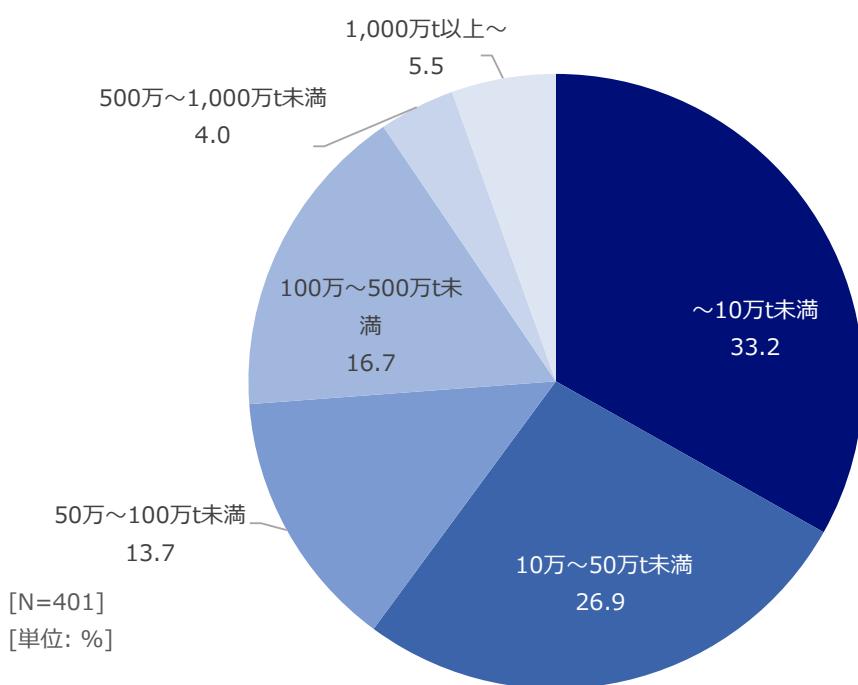
	~1t/人未満	1~5t/人未満	5~10t/人未満	10~50t/人未満	50t/人以上	合計
回答数	62	63	233	141	24	523
都道府県	1	1	20	25	0	47
政令指定都市	1	0	13	5	1	20
中核市	2	8	39	9	3	61
施行時特例市	1	3	11	6	2	23
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	10	36	43	25	1	115
人口3万人以上10万人未満の市区町村	34	11	64	48	9	166
人口1万人以上3万人未満の市町村	8	2	33	17	2	62
人口1万人未満の市町村	5	2	10	6	6	29
比率 (%)						
全体(N=523)	11.9	12.0	44.6	27.0	4.6	
都道府県(N=47)	2.1	2.1	42.6	53.2	0.0	
政令指定都市(N=20)	5.0	0.0	65.0	25.0	5.0	
中核市(N=61)	3.3	13.1	63.9	14.8	4.9	
施行時特例市(N=23)	4.3	13.0	47.8	26.1	8.7	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=115)	8.7	31.3	37.4	21.7	0.9	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=166)	20.5	6.6	38.6	28.9	5.4	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=62)	12.9	3.2	53.2	27.4	3.2	
人口1万人未満の市町村(N=29)	17.2	6.9	34.5	20.7	20.7	

④区域施策編における基準年度の排出量（部門・分野別）<Q2-2(3)>

i) 産業部門

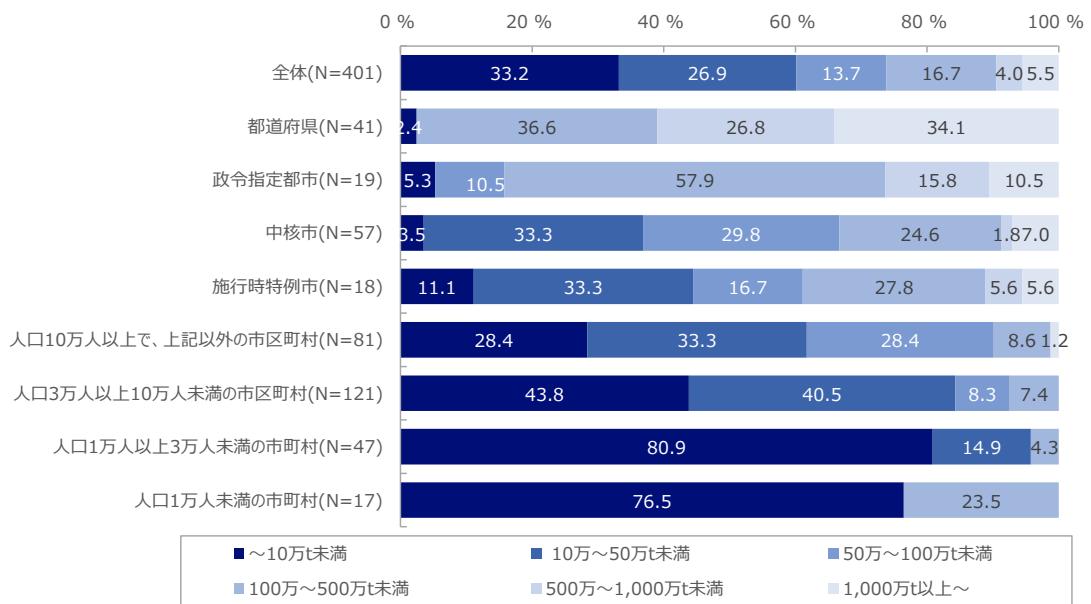
区域施策編を策定済みの団体において、産業部門の基準年度排出量は、回答団体全体では、「10万t未満」(33.2%)が最も多く、「10万～50万t未満」(26.9%)、「100～500万t未満」(16.7%)、「50～100万t未満」(13.7%)と続く。

図表 41 区域施策編における基準年度の排出量（産業部門）



	~10万t未満	10万～50万t未満	50万～100万t未満	100万～500万t未満	500万～1,000万t未満	1,000万t以上～	合計
全体	133	108	55	67	16	22	401
比率 (%)	33.2	26.9	13.7	16.7	4.0	5.5	

図表 42 区域施策編における基準年度の排出量（産業部門）【団体区分別】

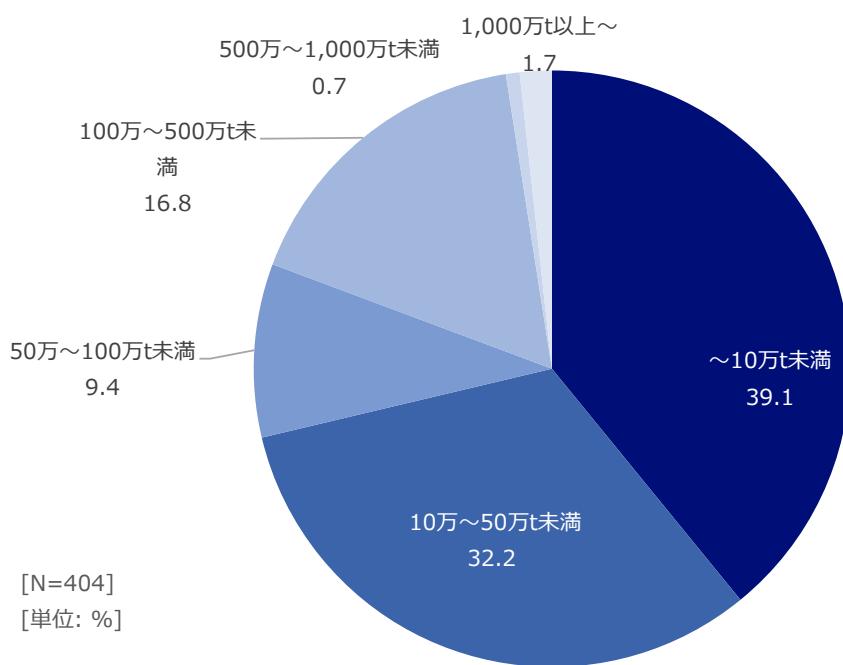


回答数	全般	~10万t未満	10万~50万t未満	50万~100万t未満	100万~500万t未満	500万~1,000万t未満	1,000万t以上~	合計
		133	108	55	67	16	22	
都道府県	1	0	0	15	11	14	41	
政令指定都市	1	0	2	11	3	2	19	
中核市	2	19	17	14	1	4	57	
施行時特例市	2	6	3	5	1	1	18	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	23	27	23	7	0	1	81	
人口3万人以上10万人未満の市区町村	53	49	10	9	0	0	121	
人口1万人以上3万人未満の市町村	38	7	0	2	0	0	47	
人口1万人未満の市町村	13	0	0	4	0	0	17	
比率 (%)	全般(N=401)	33.2	26.9	13.7	16.7	4.0	5.5	
	都道府県(N=41)	2.4	0.0	0.0	36.6	26.8	34.1	
	政令指定都市(N=19)	5.3	0.0	10.5	57.9	15.8	10.5	
	中核市(N=57)	3.5	33.3	29.8	24.6	1.8	7.0	
	施行時特例市(N=18)	11.1	33.3	16.7	27.8	5.6	5.6	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=81)	28.4	33.3	28.4	8.6	0.0	1.2	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=121)	43.8	40.5	8.3	7.4	0.0	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=47)	80.9	14.9	0.0	4.3	0.0	0.0	
	人口1万人未満の市町村(N=17)	76.5	0.0	0.0	23.5	0.0	0.0	

### ii) 業務その他部門

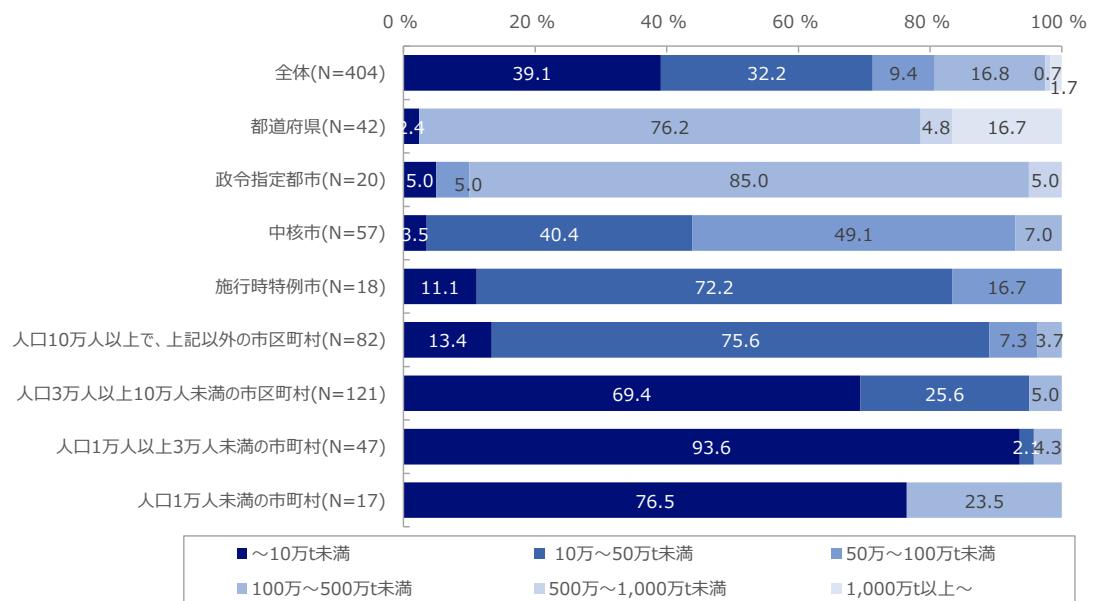
区域施策編を策定済みの団体において、業務その他部門の基準年度排出量は、「10万t未満」(39.1%)が最も多く、「10万～50万t未満」(32.2%)、「100～500万t未満」(16.8%)と続く。

図表 43 区域施策編における基準年度の排出量（業務その他部門）



	~10万t未満	10万～50万t未満	50万～100万t未満	100万～500万t未満	500万～1,000万t未満	1,000万t以上～	合計
全体	158	130	38	68	3	7	404
比率 (%)	39.1	32.2	9.4	16.8	0.7	1.7	

図表 44 区域施策編における基準年度の排出量（業務その他部門）  
【団体区分別】

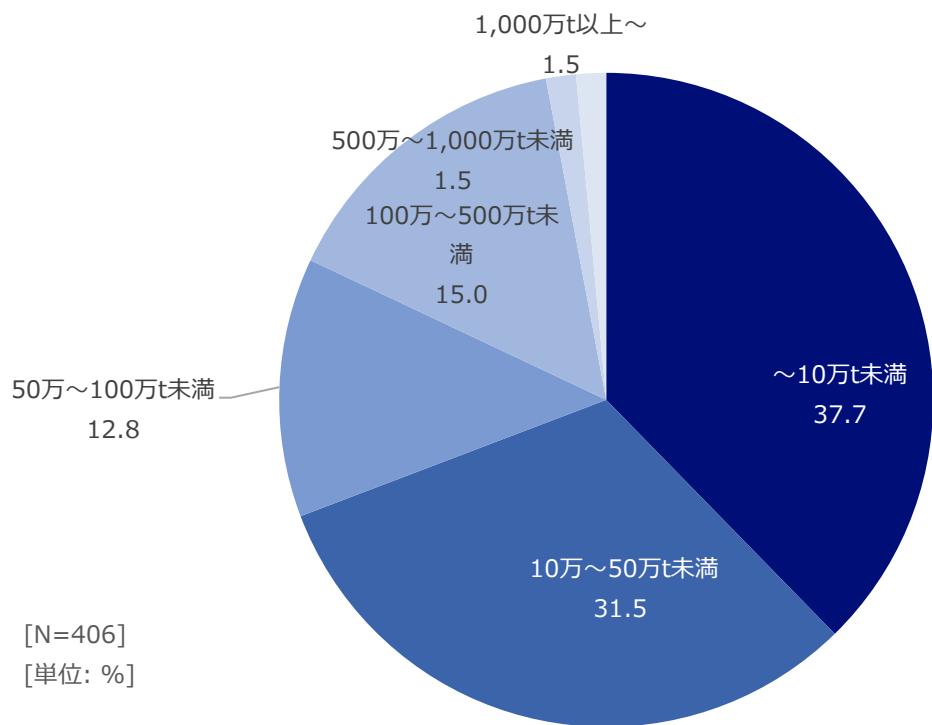


回答数	~10万t未満	10万~50万t未満	50万~100万t未満	100万~500万t未満	500万~1,000万t未満	1,000万t以上～	合計
全体	158	130	38	68	3	7	404
都道府県	1	0	0	32	2	7	42
政令指定都市	1	0	1	17	1	0	20
中核市	2	23	28	4	0	0	57
施行時特例市	2	13	3	0	0	0	18
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	11	62	6	3	0	0	82
人口3万人以上10万人未満の市区町村	84	31	0	6	0	0	121
人口1万人以上3万人未満の市町村	44	1	0	2	0	0	47
人口1万人未満の市町村	13	0	0	4	0	0	17
比率 (%)							
全体(N=404)	39.1	32.2	9.4	16.8	0.7	1.7	
都道府県(N=42)	2.4	0.0	0.0	76.2	4.8	16.7	
政令指定都市(N=20)	5.0	0.0	5.0	85.0	5.0	0.0	
中核市(N=57)	3.5	40.4	49.1	7.0	0.0	0.0	
施行時特例市(N=18)	11.1	72.2	16.7	0.0	0.0	0.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=82)	13.4	75.6	7.3	3.7	0.0	0.0	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=121)	69.4	25.6	0.0	5.0	0.0	0.0	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=47)	93.6	2.1	0.0	4.3	0.0	0.0	
人口1万人未満の市町村(N=17)	76.5	0.0	0.0	23.5	0.0	0.0	

### iii) 家庭部門

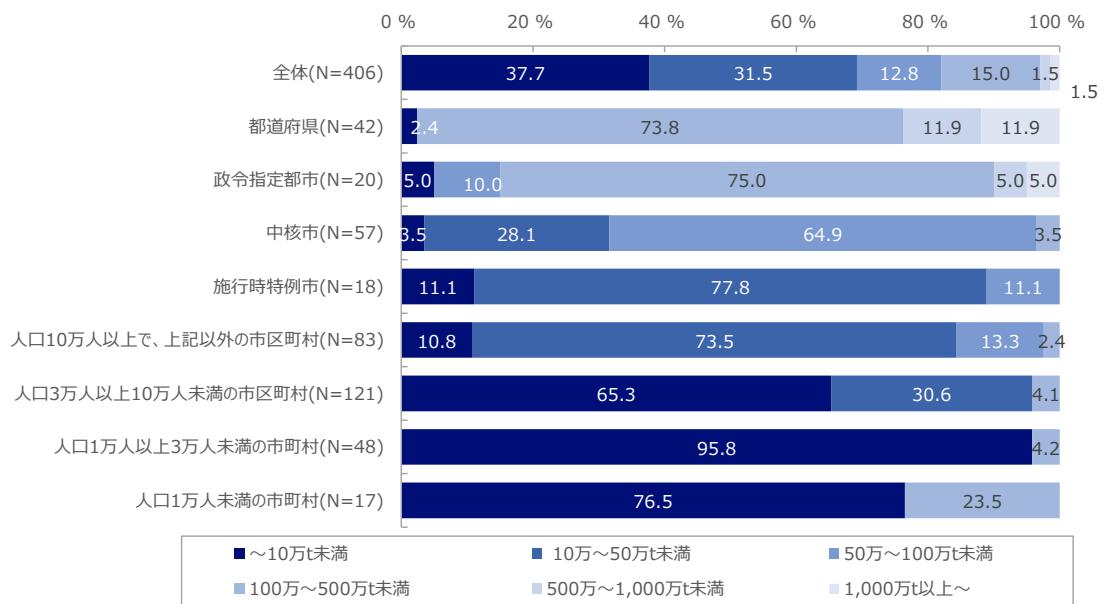
区域施策編を策定済みの団体において、家庭部門の基準年度排出量は、「10万t未満」(37.7%)が最も多く、「10~50万t未満」(31.5%)、「100~500万t未満」(15.0%)と続く。

図表 45 区域施策編における基準年度の排出量（家庭部門）



	~10万t未満	10万~50万t未満	50万~100万t未満	100万~500万t未満	500万~1,000万t未満	1,000万t以上	合計
全体	153	128	52	61	6	6	406
比率 (%)	37.7	31.5	12.8	15.0	1.5	1.5	

図表 46 区域施策編における基準年度の排出量（家庭部門）【団体区分別】

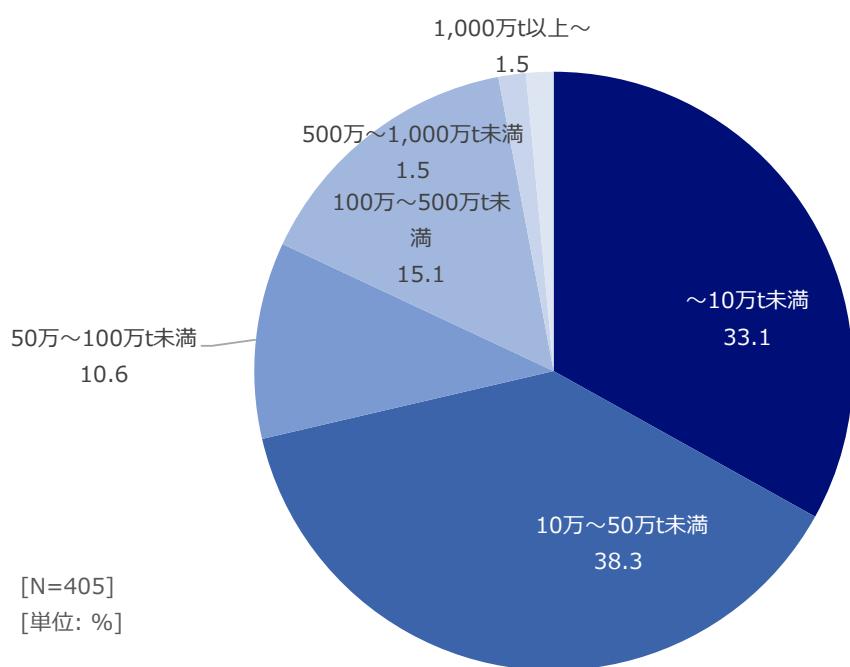


回答数	~10万t未満	10万~50万t未満	50万~100万t未満	100万~500万t未満	500万~1,000万t未満	1,000万t以上～	合計
全体	153	128	52	61	6	6	406
都道府県	1	0	0	31	5	5	42
政令指定都市	1	0	2	15	1	1	20
中核市	2	16	37	2	0	0	57
施行時特例市	2	14	2	0	0	0	18
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	9	61	11	2	0	0	83
人口3万人以上10万人未満の市区町村	79	37	0	5	0	0	121
人口1万人以上3万人未満の市町村	46	0	0	2	0	0	48
人口1万人未満の市町村	13	0	0	4	0	0	17
比率 (%)							
全体(N=406)	37.7	31.5	12.8	15.0	1.5	1.5	
都道府県(N=42)	2.4	0.0	0.0	73.8	11.9	11.9	
政令指定都市(N=20)	5.0	0.0	10.0	75.0	5.0	5.0	
中核市(N=57)	3.5	28.1	64.9	3.5	0.0	0.0	
施行時特例市(N=18)	11.1	77.8	11.1	0.0	0.0	0.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=83)	10.8	73.5	13.3	2.4	0.0	0.0	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=121)	65.3	30.6	0.0	4.1	0.0	0.0	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=48)	95.8	0.0	4.2	0.0	0.0	0.0	
人口1万人未満の市町村(N=17)	76.5	0.0	23.5	0.0	0.0	0.0	

#### iv) 運輸部門

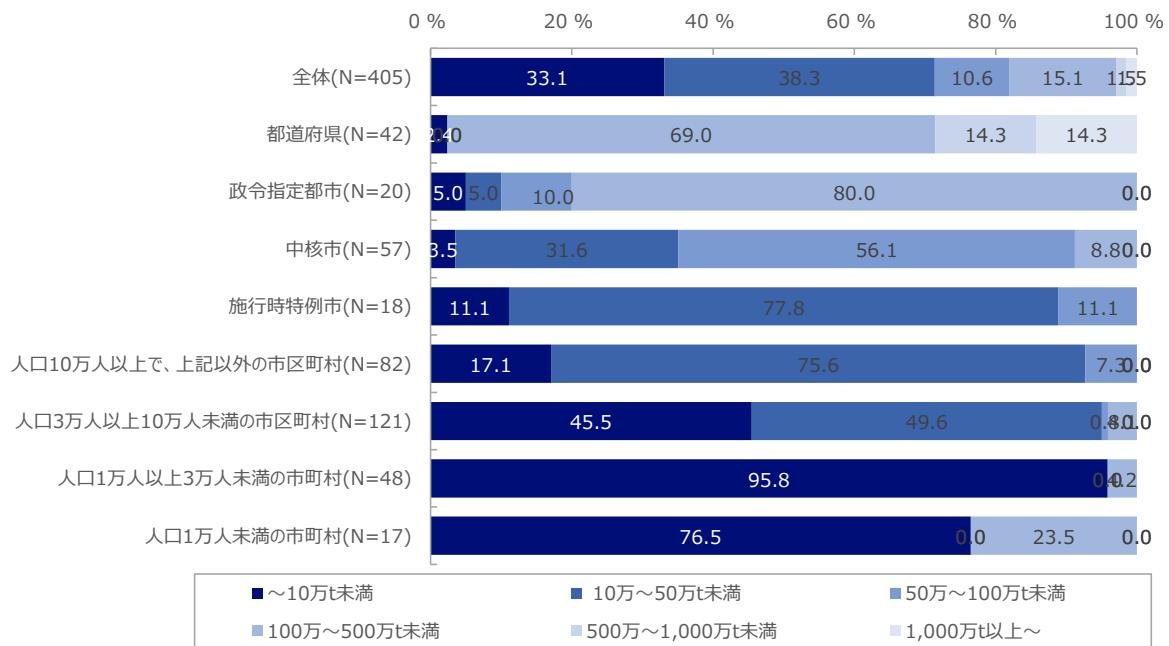
区域施策編を策定済みの団体において、運輸部門の基準年度排出量は、「10～50万t未満」(38.3%)が最も多く、「～10万t未満」(33.1%)、「100～500万t未満」(15.1%)、「50～100万t未満」(10.6%)と続く。

図表 47 区域施策編における基準年度の排出量（運輸部門）



	～10万t未満	10万～50万t未満	50万～100万t未満	100万～500万t未満	500万～1,000万t未満	1,000万t以上～	合計
全体	134	155	43	61	6	6	405
比率 (%)	33.1	38.3	10.6	15.1	1.5	1.5	

図表 48 区域施策編における基準年度の排出量（運輸部門）【団体区分別】

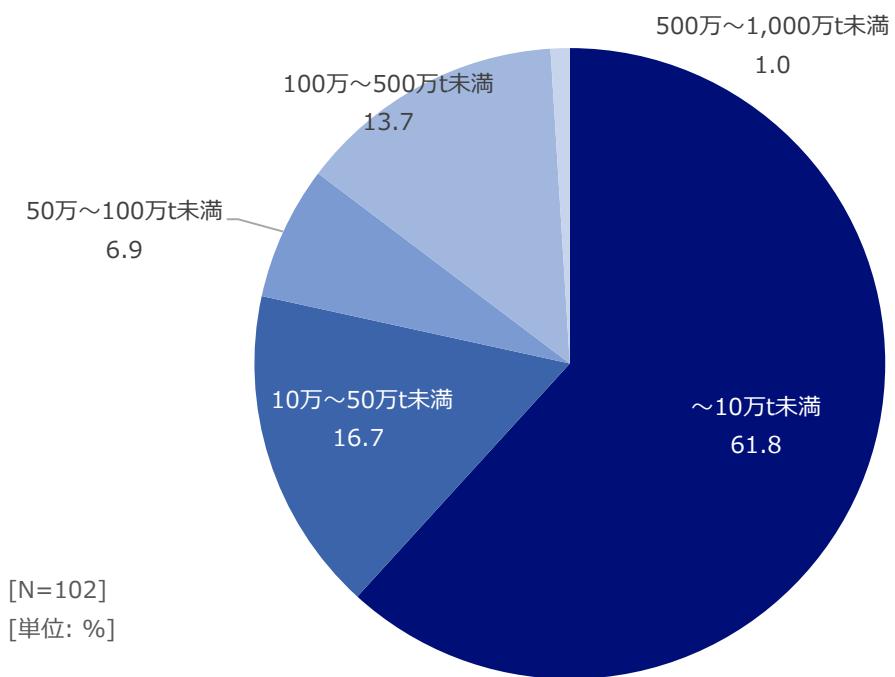


回答数	～10万t未満	10万～50万t未満	50万～100万t未満	100万～500万t未満	500万～1,000万t未満	1,000万t以上～	合計
全体会	134	155	43	61	6	6	405
都道府県	1	0	0	29	6	6	42
政令指定都市	1	1	2	16	0	0	20
中核市	2	18	32	5	0	0	57
施行時特例市	2	14	2	0	0	0	18
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	14	62	6	0	0	0	82
人口3万人以上10万人未満の市区町村	55	60	1	5	0	0	121
人口1万人以上3万人未満の市町村	46	0	0	2	0	0	48
人口1万人未満の市町村	13	0	0	4	0	0	17
比率(%)	33.1	38.3	10.6	15.1	1.5	1.5	
都道府県(N=42)	2.4	0.0	0.0	69.0	14.3	14.3	
政令指定都市(N=20)	5.0	5.0	10.0	80.0	0.0	0.0	
中核市(N=57)	3.5	31.6	56.1	8.8	0.0	0.0	
施行時特例市(N=18)	11.1	77.8	11.1	0.0	0.0	0.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=82)	17.1	75.6	7.3	0.0	0.0	0.0	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=121)	45.5	49.6	0.8	4.1	0.0	0.0	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=48)	95.8	0.0	0.0	4.2	0.0	0.0	
人口1万人未満の市町村(N=17)	76.5	0.0	0.0	23.5	0.0	0.0	

v) エネルギー転換部門

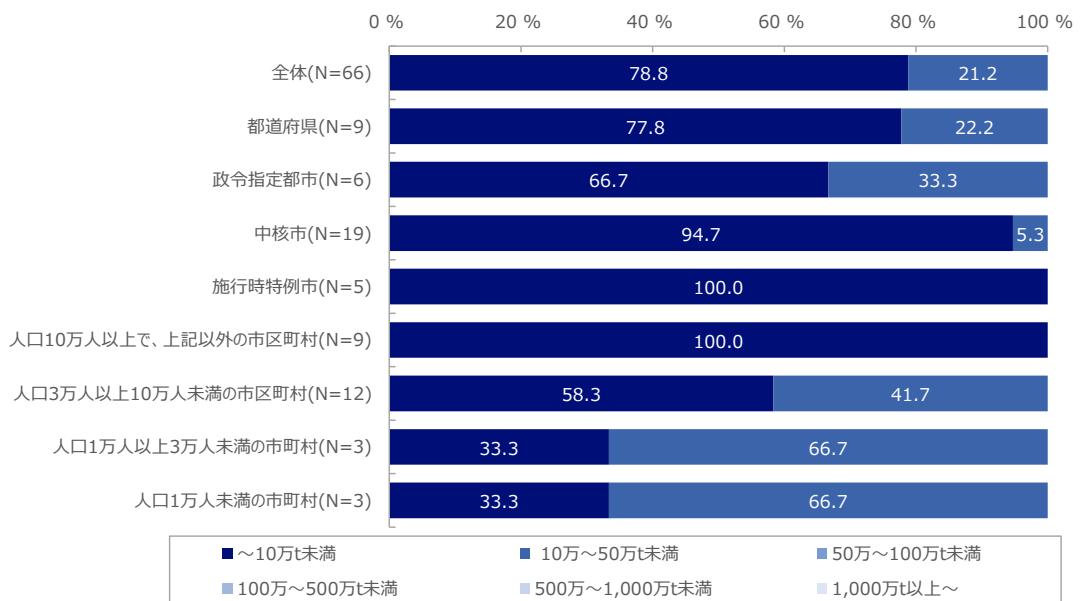
区域施策編を策定済みの団体において、エネルギー転換部門の基準年度排出量は、「～10万t未満」(61.8%)が最も多く、「10～50万t未満」(16.7%)、「100～500万t未満」(13.7%)と続く。

図表 49 区域施策編における基準年度の排出量（エネルギー転換部門）



	～10万t未満	10万～50万t未満	50万～100万t未満	100万～500万t未満	500万～1,000万t未満	1,000万t以上～	合計
全体	63	17	7	14	1	0	102
比率 (%)	61.8	16.7	6.9	13.7	1.0	0.0	

図表 50 区域施策編における基準年度の排出量（エネルギー転換部門）  
【団体区分別】

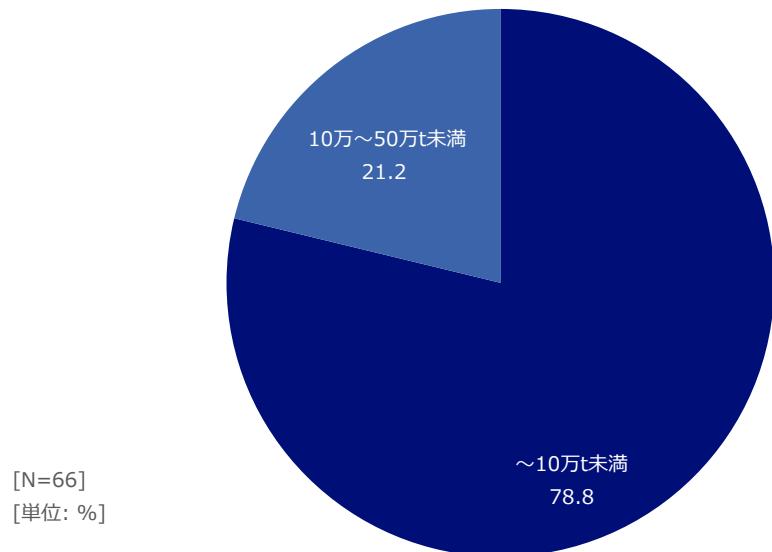


		~10万t未満	10万~50万t未満	50万~100万t未満	100万~500万t未満	500万~1,000万t未満	1,000万t以上~	合計
回答数	全体	52	14	0	0	0	0	66
	都道府県	7	2	0	0	0	0	9
	政令指定都市	4	2	0	0	0	0	6
	中核市	18	1	0	0	0	0	19
	施行時特例市	5	0	0	0	0	0	5
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	9	0	0	0	0	0	9
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	7	5	0	0	0	0	12
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1	2	0	0	0	0	3
	人口1万人未満の市町村	1	2	0	0	0	0	3
比率 (%)	全体(N=66)	78.8	21.2	0.0	0.0	0.0	0.0	
	都道府県(N=9)	77.8	22.2	0.0	0.0	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=6)	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	
	中核市(N=19)	94.7	5.3	0.0	0.0	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=5)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=9)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=12)	58.3	41.7	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=3)	33.3	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人未満の市町村(N=3)	33.3	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0	

#### vi) 燃料の燃焼分野

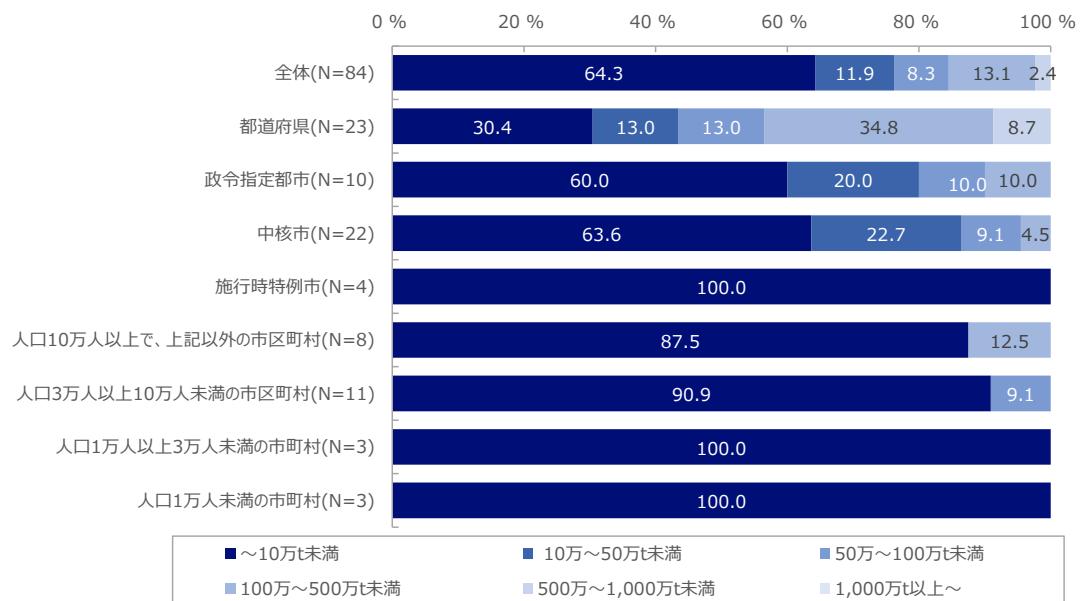
区域施策編を策定済みの団体において、燃料の燃焼分野の基準年度排出量は、「～10万t未満」が78.8%を占め、「10～50万t未満」は21.2%となっている。

図表 51 区域施策編における基準年度の排出量（燃料の燃焼分野）



	～10万t未満	10万～50万t未満	50万～100万t未満	100万～500万t未満	500万～1,000万t未満	1,000万t以上～	合計
全体	52	14	0	0	0	0	66
比率 (%)	78.8	21.2	0.0	0.0	0.0	0.0	

図表 52 区域施策編における基準年度の排出量（燃料の燃焼分野）  
【団体区分別】

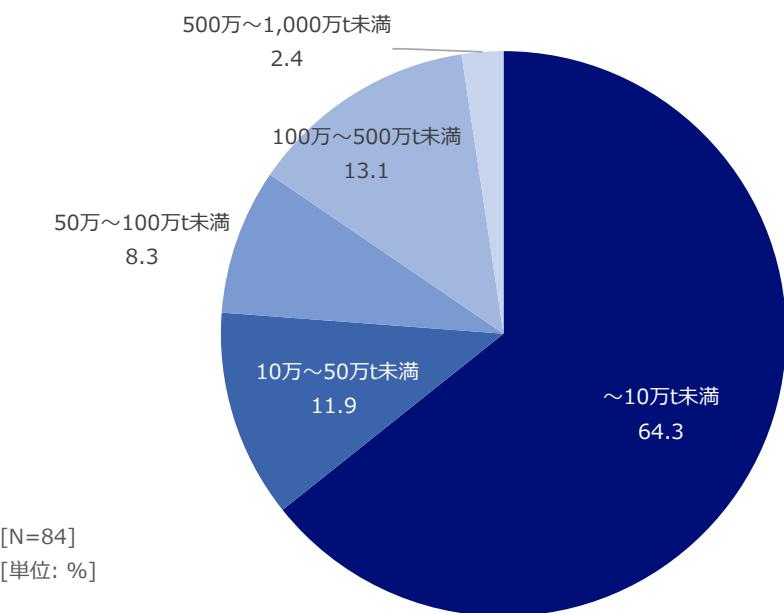


		~10万t 未満	10万~ 50万t未 満	50万~ 100万t未 満	100万~ 500万t未 満	500万~ 1,000万t 未満	1,000万t 以上~	合計
回答数	全体	54	10	7	11	2	0	84
	都道府県	7	3	3	8	2	0	23
	政令指定都市	6	2	1	1	0	0	10
	中核市	14	5	2	1	0	0	22
	施行時特例市	4	0	0	0	0	0	4
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	7	0	0	1	0	0	8
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	10	0	1	0	0	0	11
	人口1万人以上3万人未満の市町村	3	0	0	0	0	0	3
	人口1万人未満の市町村	3	0	0	0	0	0	3
比率 (%)	全体(N=84)	64.3	11.9	8.3	13.1	2.4	0.0	
	都道府県(N=23)	30.4	13.0	13.0	34.8	8.7	0.0	
	政令指定都市(N=10)	60.0	20.0	10.0	10.0	0.0	0.0	
	中核市(N=22)	63.6	22.7	9.1	4.5	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=4)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=8)	87.5	0.0	0.0	12.5	0.0	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=11)	90.9	0.0	9.1	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=3)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人未満の市町村(N=3)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

### vii) 工業プロセス分野

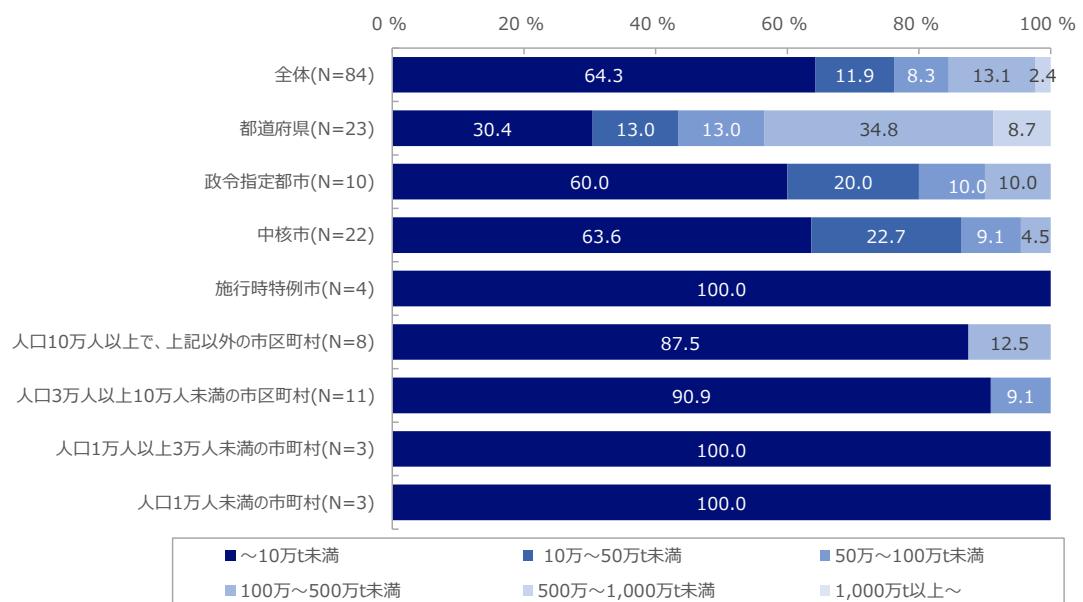
区域施策編を策定済みの団体において、工業プロセス分野の基準年度排出量は、「～10万t未満」(64.3%)が最も多く、「10万～50万t未満」(11.9%)、「100～500万t未満」(13.1%)が続く。

図表 53 区域施策編における基準年度の排出量（工業プロセス分野）



	～10万t未満	10万～50万t未満	50万～100万t未満	100万～500万t未満	500万～1,000万t未満	1,000万t以上～	合計
全体	54	10	7	11	2	0	84
比率 (%)	64.3	11.9	8.3	13.1	2.4	0.0	

図表 54 区域施策編における基準年度の排出量（工業プロセス分野）

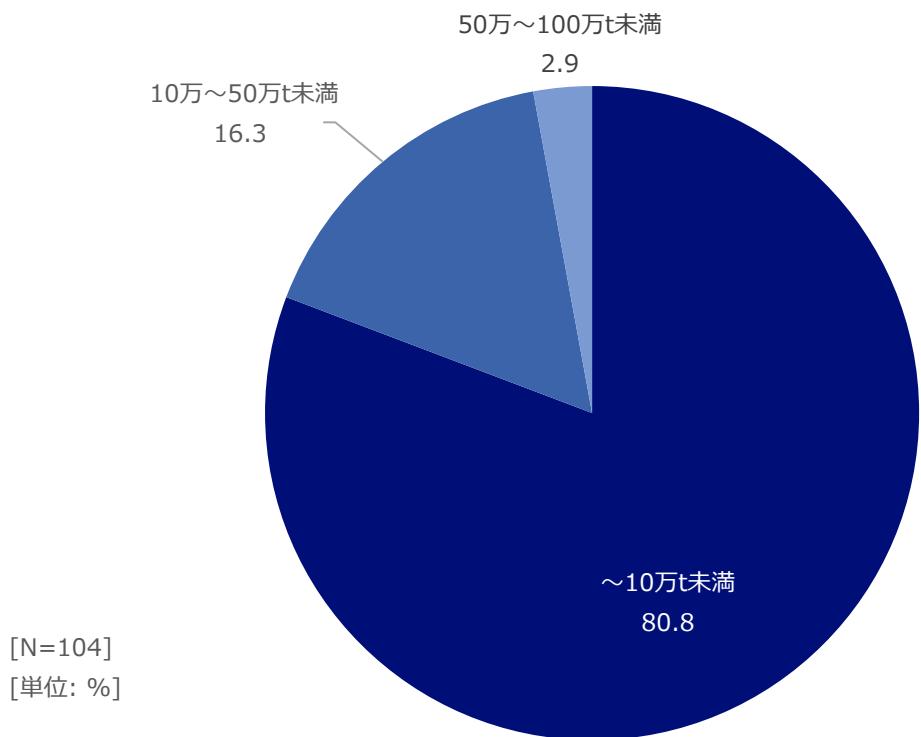


		~10万t 未満	10万~ 50万t未 満	50万~ 100万t未 満	100万~ 500万t未 満	500万~ 1,000万t 未満	1,000万t 以上～	合計
回答数	全体	54	10	7	11	2	0	84
	都道府県	7	3	3	8	2	0	23
	政令指定都市	6	2	1	1	0	0	10
	中核市	14	5	2	1	0	0	22
	施行時特例市	4	0	0	0	0	0	4
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	7	0	0	1	0	0	8
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	10	0	1	0	0	0	11
	人口1万人以上3万人未満の市町村	3	0	0	0	0	0	3
	人口1万人未満の市町村	3	0	0	0	0	0	3
比率 (%)	全体(N=84)	64.3	11.9	8.3	13.1	2.4	0.0	
	都道府県(N=23)	30.4	13.0	13.0	34.8	8.7	0.0	
	政令指定都市(N=10)	60.0	20.0	10.0	10.0	0.0	0.0	
	中核市(N=22)	63.6	22.7	9.1	4.5	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=4)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=8)	87.5	0.0	0.0	12.5	0.0	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=11)	90.9	0.0	9.1	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=3)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人未満の市町村(N=3)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

### viii) 農業分野

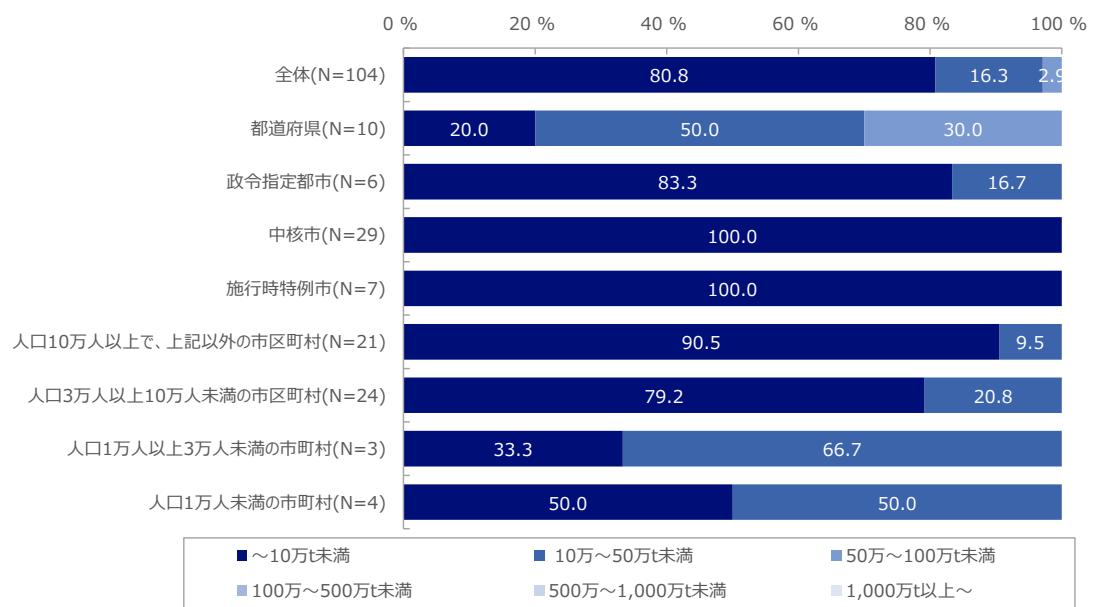
区域施策編を策定済みの団体において、農業分野の基準年度排出量は、「～10万t未満」(80.8%)が最も多く、「10～50万t未満」(16.3%)、「50万～100万t未満」(2.9%)と続く。

図表 55 区域施策編における基準年度の排出量（農業分野）



	～10万t未満	10万～50万t未満	50万～100万t未満	100万～500万t未満	500万～1,000万t未満	1,000万t以上～	合計
全体	84	17	3	0	0	0	104
比率 (%)	80.8	16.3	2.9	0.0	0.0	0.0	

図表 56 区域施策編における基準年度の排出量（農業分野）【団体区分別】

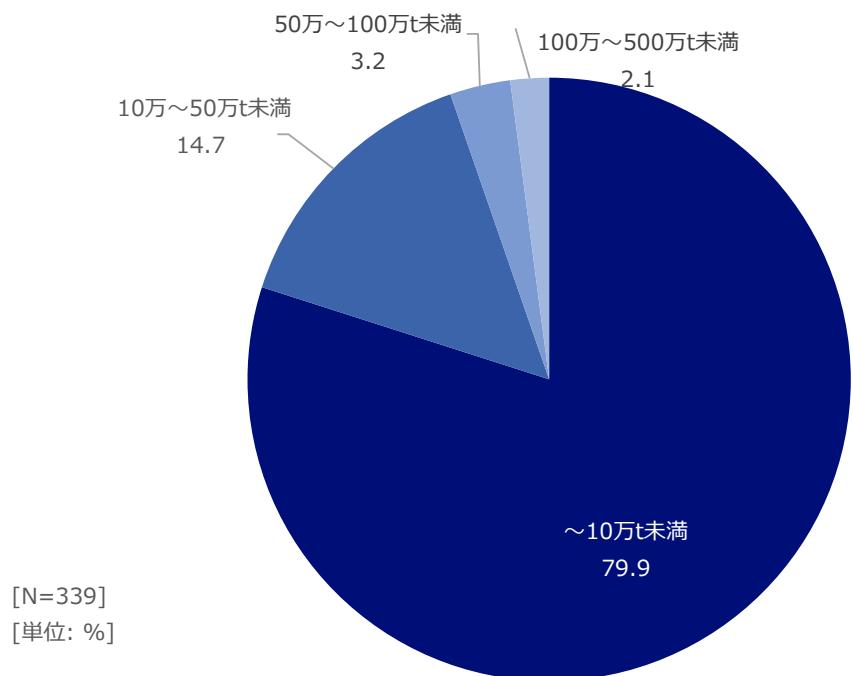


	~10万t未満	10万~50万t未満	50万~100万t未満	100万~500万t未満	500万~1,000万t未満	1,000万t以上～	合計
回答数	84	17	3	0	0	0	104
比率 (%)	80.8	16.3	2.9	0.0	0.0	0.0	

### ix) 廃棄物分野

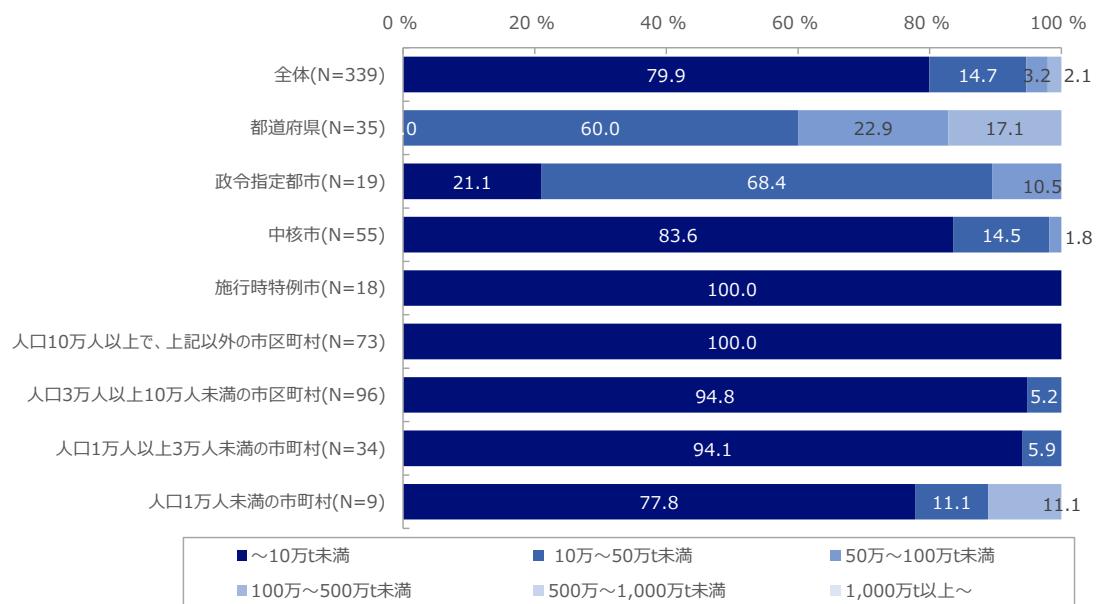
区域施策編を策定済みの団体において、廃棄物分野の基準年度排出量は、「～10万t未満」(79.9%)が最も多く、「10～50万t未満」(14.7%)、「50～100万t未満」(3.2%)と続く。

図表 57 区域施策編における基準年度の排出量（廃棄物分野）



	～10万t未満	10万～50万t未満	50万～100万t未満	100万～500万t未満	500万～1,000万t未満	1,000万t以上～	合計
全体	271	50	11	7	0	0	339
比率 (%)	79.9	14.7	3.2	2.1	0.0	0.0	

図表 58 区域施策編における基準年度の排出量（廃棄物分野）

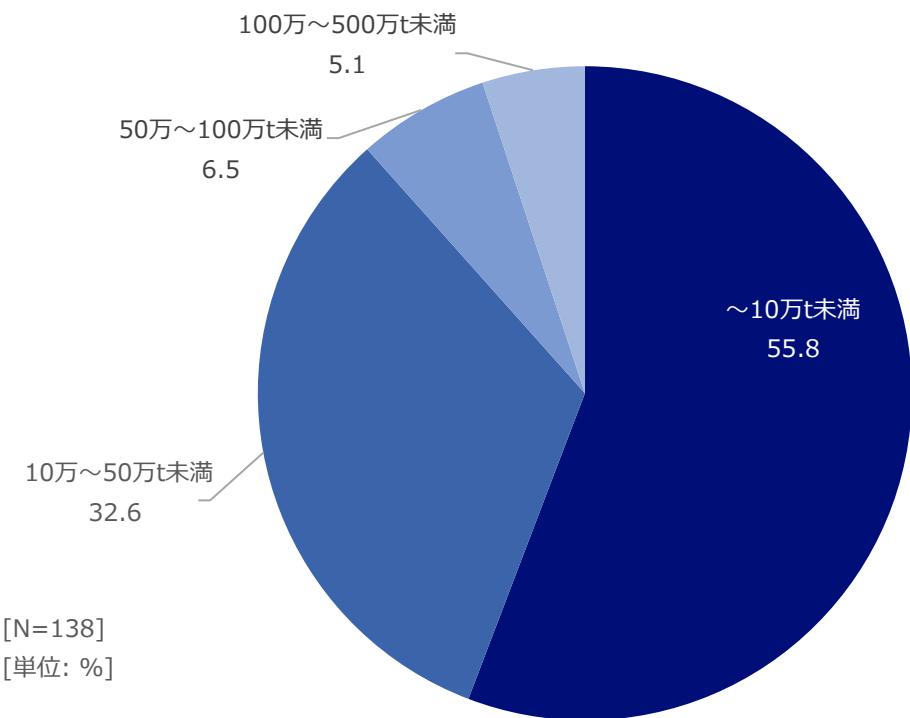


		~10万t未満	10万~50万t未満	50万~100万t未満	100万~500万t未満	500万~1,000万t未満	1,000万t以上~	合計
回答数	全体	271	50	11	7	0	0	339
	都道府県	0	21	8	6	0	0	35
	政令指定都市	4	13	2	0	0	0	19
	中核市	46	8	1	0	0	0	55
	施行時特例市	18	0	0	0	0	0	18
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	73	0	0	0	0	0	73
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	91	5	0	0	0	0	96
	人口1万人以上3万人未満の市町村	32	2	0	0	0	0	34
	人口1万人未満の市町村	7	1	0	1	0	0	9
比率 (%)	全体(N=339)	79.9	14.7	3.2	2.1	0.0	0.0	
	都道府県(N=35)	0.0	60.0	22.9	17.1	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=19)	21.1	68.4	10.5	0.0	0.0	0.0	
	中核市(N=55)	83.6	14.5	1.8	0.0	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=18)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=73)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=96)	94.8	5.2	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=34)	94.1	5.9	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人未満の市町村(N=9)	77.8	11.1	0.0	11.1	0.0	0.0	

x) 代替フロン等4ガス分野

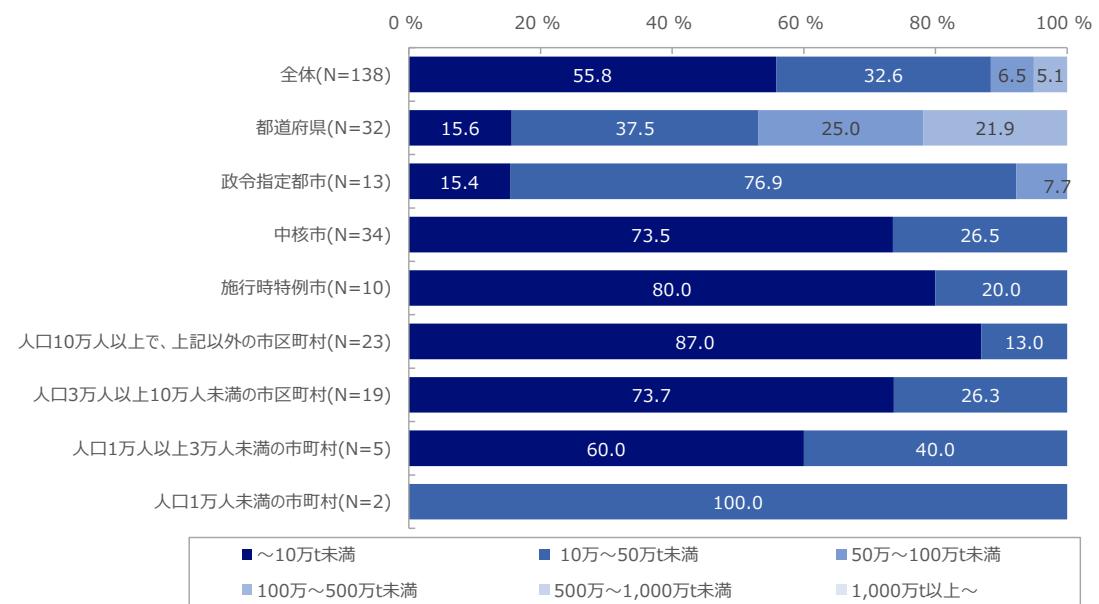
区域施策編を策定済みの団体において、代替フロン等4ガス分野の基準年度排出量は、「～10万t未満」(55.8%)が最も多く、「10～50万t未満」(32.6%)、「50万～100万t未満」(6.5%)、「100～500万t未満」(5.1%)と続く。

図表 59 区域施策編における基準年度の排出量（代替フロン等4ガス分野）



	～10万t未満	10万～50万t未満	50万～100万t未満	100万～500万t未満	500万～1,000万t未満	1,000万t以上～	合計
全体	77	45	9	7	0	0	138
比率 (%)	55.8	32.6	6.5	5.1	0.0	0.0	

図表 60 区域施策編における基準年度の排出量（代替フロン等4ガス分野）  
【団体区分別】

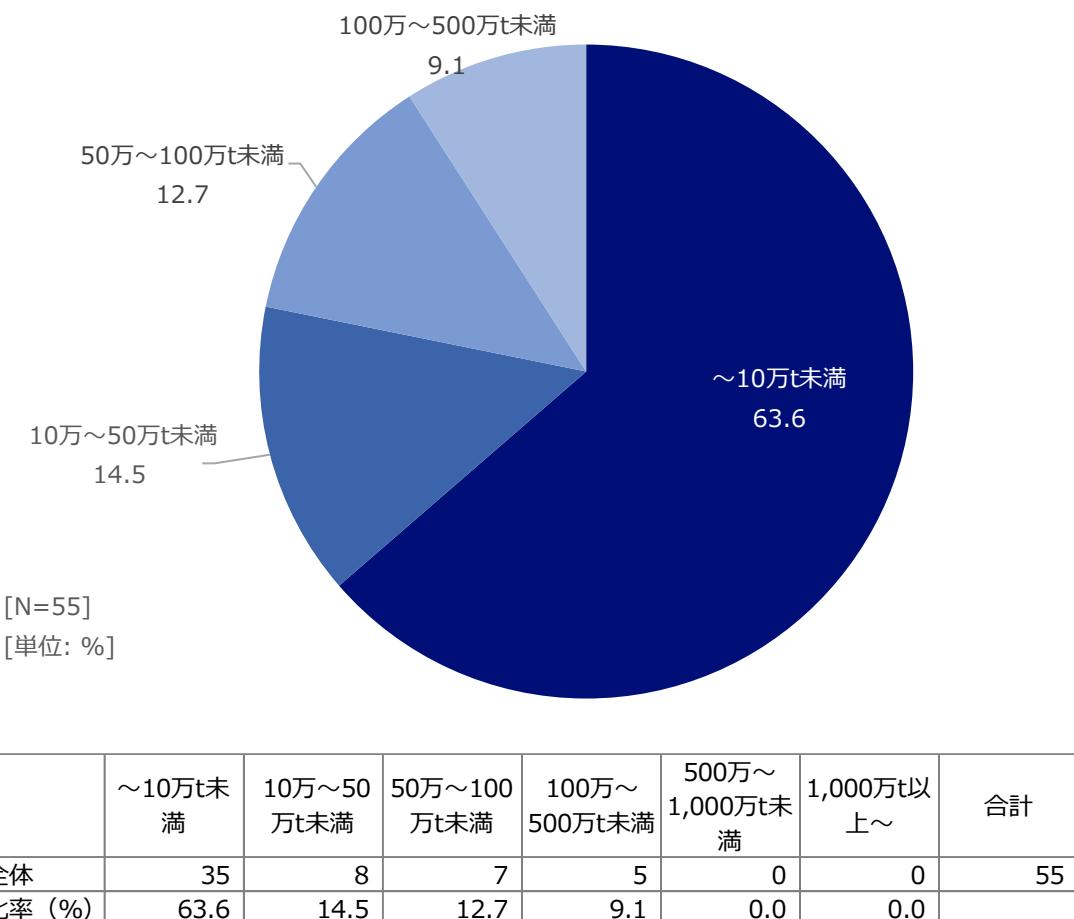


		~10万t未満	10万~50万t未満	50万~100万t未満	100万~500万t未満	500万~1,000万t未満	1,000万t以上~	合計
回答数	全体	77	45	9	7	0	0	138
	都道府県	5	12	8	7	0	0	32
	政令指定都市	2	10	1	0	0	0	13
	中核市	25	9	0	0	0	0	34
	施行時特例市	8	2	0	0	0	0	10
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	20	3	0	0	0	0	23
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	14	5	0	0	0	0	19
	人口1万人以上3万人未満の市町村	3	2	0	0	0	0	5
	人口1万人未満の市町村	0	2	0	0	0	0	2
比率 (%)	全体(N=138)	55.8	32.6	6.5	5.1	0.0	0.0	
	都道府県(N=32)	15.6	37.5	25.0	21.9	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=13)	15.4	76.9	7.7	0.0	0.0	0.0	
	中核市(N=34)	73.5	26.5	0.0	0.0	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=10)	80.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=23)	87.0	13.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=19)	73.7	26.3	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=5)	60.0	40.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人未満の市町村(N=2)	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

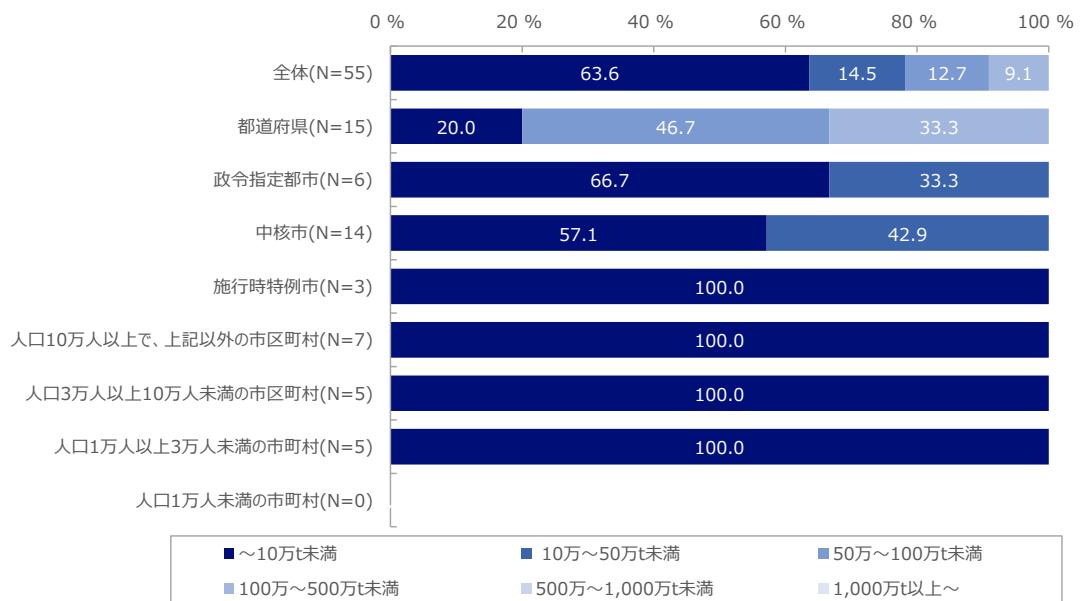
### xi) 森林等の吸収源

区域施策編を策定済みの団体において、森林等の吸収源分野の基準年度排出量は、「～10万t未満」(63.6%)が最も多く、「50～100万t未満」(14.5%)と続く。

図表 61 区域施策編における基準年度の排出量（森林等の吸収源）



図表 62 区域施策編における基準年度の排出量（森林等の吸収源）  
【団体区分別】

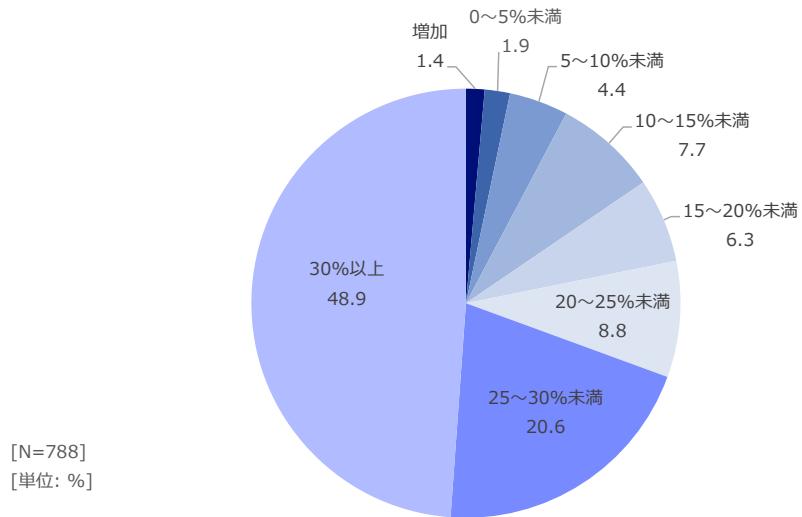


		~10万t未満	10万~50万t未満	50万~100万t未満	100万~500万t未満	500万~1,000万t未満	1,000万t以上~	合計
回答数	全体	35	8	7	5	0	0	55
	都道府県	3	0	7	5	0	0	15
	政令指定都市	4	2	0	0	0	0	6
	中核市	8	6	0	0	0	0	14
	施行時特例市	3	0	0	0	0	0	3
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	7	0	0	0	0	0	7
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	5	0	0	0	0	0	5
	人口1万人以上3万人未満の市町村	5	0	0	0	0	0	5
	人口1万人未満の市町村	0	0	0	0	0	0	0
比率 (%)	全体(N=55)	63.6	14.5	12.7	9.1	0.0	0.0	
	都道府県(N=15)	20.0	0.0	46.7	33.3	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=6)	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	
	中核市(N=14)	57.1	42.9	0.0	0.0	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=3)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=7)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=5)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=5)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人未満の市町村(N=0)	-	-	-	-	-	-	

## ⑤区域施策編における点検年度、目標年度の排出量 <Q2-2(3)>

区域施策編を策定済みの団体において、目標年度排出量の基準年度からの削減率は、「30%以上」(48.9%) が最も多く、「25~30%未満」(20.6%)、「20~25%未満」(8.8%) と続く。

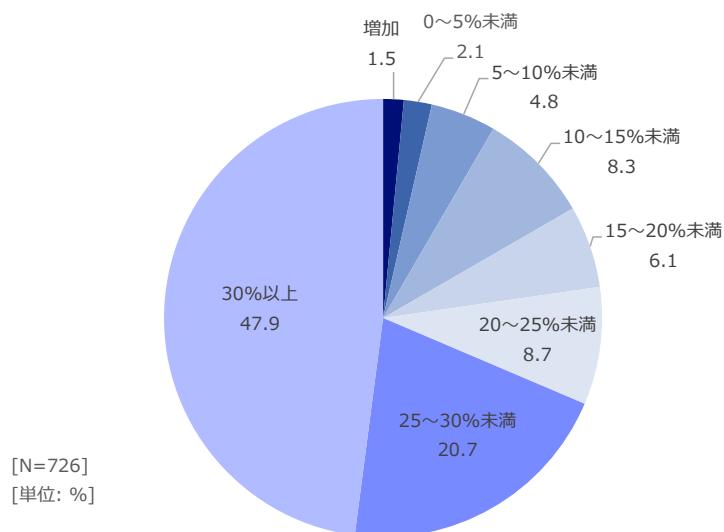
図表 63 区域施策編における目標年度排出量の基準年度からの削減率



	増加	0~5%未満	5~10%未満	10~15%未満	15~20%未満	20~25%未満	25~30%未満	30%以上	合計
全体	11	15	35	61	50	69	162	385	726
比率 (%)	1.4	1.9	4.4	7.7	6.3	8.8	20.6	48.9	

注) 1つの団体で複数の目標を設定している場合はそれをすべてあわせてカウントしている。このため本設問の N 数は回答団体数とは一致しない。

図表 64 区域施策編における目標年度排出量の基準年度からの削減率  
【基礎自治体】

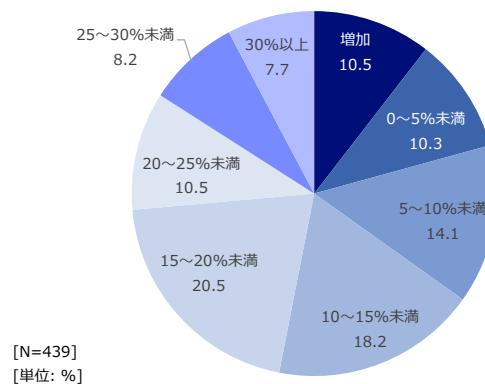


	増加	0~5%未満	5~10%未満	10~15%未満	15~20%未満	20~25%未満	25~30%未満	30%以上	合計
全体	11	15	35	60	44	63	150	348	726
比率 (%)	1.5	2.1	4.8	8.3	6.1	8.7	20.7	47.9	

注) 1つの団体で複数の目標を設定している場合はそれをすべてあわせてカウントしている。このため本設問の N 数は回答団体数とは一致しない。

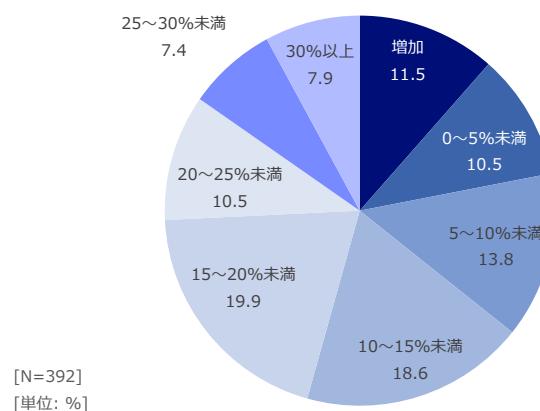
区域施策編を策定済みの団体において、直近点検年度排出量の基準年度からの削減率は、「15～20%以上」(20.5 %) が最も多く、「15～25%未満」(20.5 %)、「5～15%未満」(18.2 %) と続く。

図表 65 直近点検年度排出量の基準年度からの削減率



	増加	0～5%未満	5～10%未満	10～15%未満	15～20%未満	20～25%未満	25～30%未満	30%以上	合計
全体	46	45	62	80	90	46	36	34	439
比率 (%)	10.5	10.3	14.1	18.2	20.5	10.5	8.2	7.7	

図表 66 直近点検年度排出量の基準年度からの削減率【基礎自治体】



	増加	0～5%未満	5～10%未満	10～15%未満	15～20%未満	20～25%未満	25～30%未満	30%以上	合計
全体	45	41	54	73	78	41	29	31	392
比率 (%)	11.5	10.5	13.8	18.6	19.9	10.5	7.4	7.9	

#### 4) 区域施策編と事務事業編との統合の状況 <Q2-2(4)>

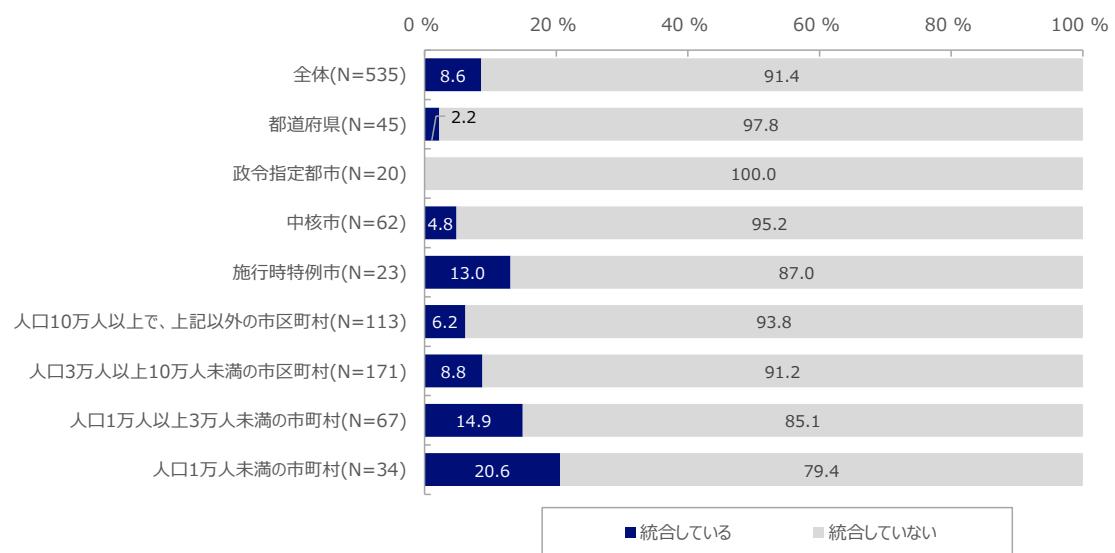
##### ①区域施策編とその他の行政計画との統合の状況 <Q2-2(4)>

###### i) 総合計画

区域施策編を策定済みの団体において、区域施策編と総合計画との統合を図っている団体は全体の8.6%である。この割合は、人口規模が小さくなるほど増加する傾向がある。

**図表 67 区域施策編とその他の行政計画との統合の状況**

###### ①総合計画【団体区分別】

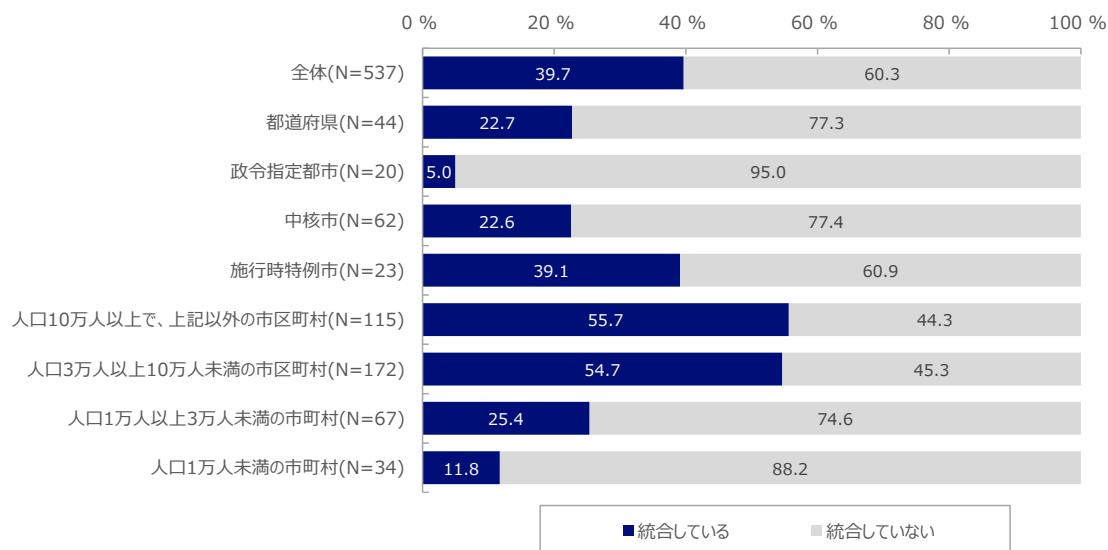


		統合している	統合していない	合計
回答数	全体	46	489	535
	都道府県	1	44	45
	政令指定都市	0	20	20
	中核市	3	59	62
	施行時特例市	3	20	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	7	106	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	15	156	171
	人口1万人以上3万人未満の市町村	10	57	67
	人口1万人未満の市町村	7	27	34
比率 (%)	全体(N=535)	8.6	91.4	
	都道府県(N=45)	2.2	97.8	
	政令指定都市(N=20)	0.0	100.0	
	中核市(N=62)	4.8	95.2	
	施行時特例市(N=23)	13.0	87.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	6.2	93.8	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=171)	8.8	91.2	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=67)	14.9	85.1	
	人口1万人未満の市町村(N=34)	20.6	79.4	

## ii) 条例等に基づく環境基本計画

区域施策編を策定済みの団体において、区域施策編と「条例等に基づく環境基本計画との統合を図っている団体は全体の 39.7%である。

**図表 68 区域施策編とその他の行政計画との統合の状況  
②条例等に基づく環境基本計画【団体区分別】**

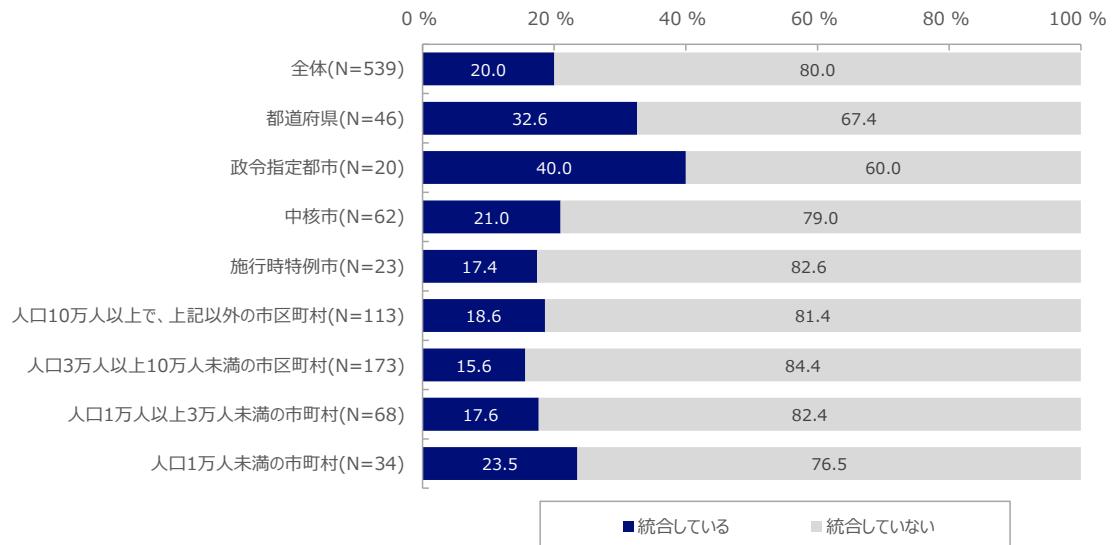


		統合している	統合していない	合計
回答数	全体	213	324	537
	都道府県	10	34	44
	政令指定都市	1	19	20
	中核市	14	48	62
	施行時特例市	9	14	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	64	51	115
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	94	78	172
	人口1万人以上3万人未満の市町村	17	50	67
	人口1万人未満の市町村	4	30	34
比率 (%)	全体(N=537)	39.7	60.3	
	都道府県(N=44)	22.7	77.3	
	政令指定都市(N=20)	5.0	95.0	
	中核市(N=62)	22.6	77.4	
	施行時特例市(N=23)	39.1	60.9	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=115)	55.7	44.3	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=172)	54.7	45.3	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=67)	25.4	74.6	
	人口1万人未満の市町村(N=34)	11.8	88.2	

### iii) 地方公共団体計画（事務事業編）

区域施策編を策定済みの団体において、区域施策編と事務事業編との統合を図っている団体は全体の 20.0%である。政令指定都市が最も統合している割合が高く、政令指定都市未満の市町村では 20%前後となっている。

**図表 69 区域施策編とその他の行政計画との統合の状況  
③地方公共団体計画（事務事業編）【団体区分別】**



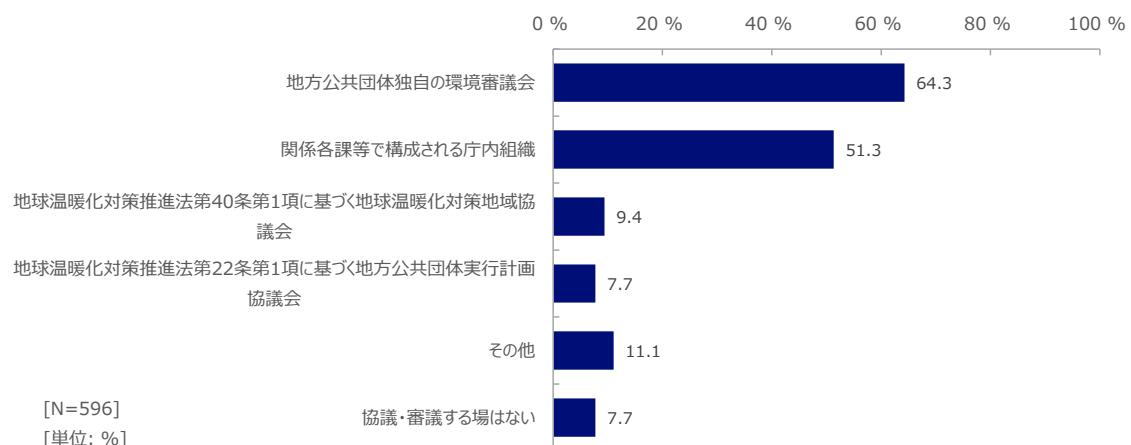
		統合している	統合していない	合計
回答数	全体	108	431	539
	都道府県	15	31	46
	政令指定都市	8	12	20
	中核市	13	49	62
	施行時特例市	4	19	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	21	92	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	27	146	173
	人口1万人以上3万人未満の市町村	12	56	68
	人口1万人未満の市町村	8	26	34
比率 (%)	全体(N=539)	20.0	80.0	
	都道府県(N=46)	32.6	67.4	
	政令指定都市(N=20)	40.0	60.0	
	中核市(N=62)	21.0	79.0	
	施行時特例市(N=23)	17.4	82.6	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	18.6	81.4	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=173)	15.6	84.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=68)	17.6	82.4	
	人口1万人未満の市町村(N=34)	23.5	76.5	

### (3) 実行計画（区域施策編）の進行管理の仕組み <Q2-3>

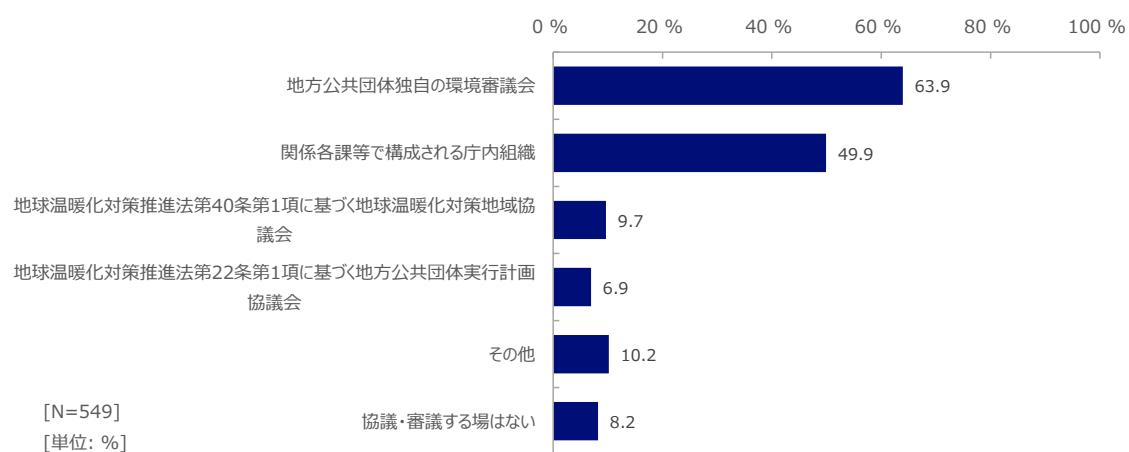
#### 1) 区域施策編の進捗管理を協議・審議する場 <Q2-3(1)>

区域施策編を策定済みの団体において、区域施策編の進捗管理を協議・審議する場としては、「環境審議会」（64.3%）が最も多く、「関係各課等で構成される府内組織」（51.3%）、「地球温暖化対策地域協議会」（9.4%）と続く。

図表 70 区域施策編の進捗管理を協議・審議する場

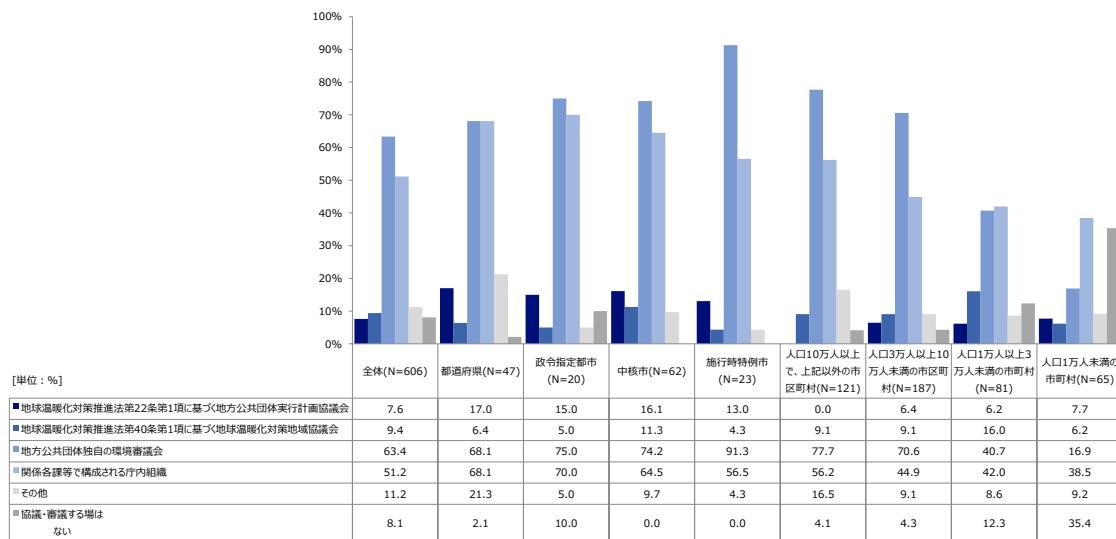


図表 71 区域施策編の進捗管理を協議・審議する場【基礎自治体】



地方公共団体の区分別に見ると、都道府県及び人口3万人以上の市区町村では「環境審議会」を選択した団体が多い。

図表 72 区域施策編の進捗管理を協議・審議する場  
【団体区分別】



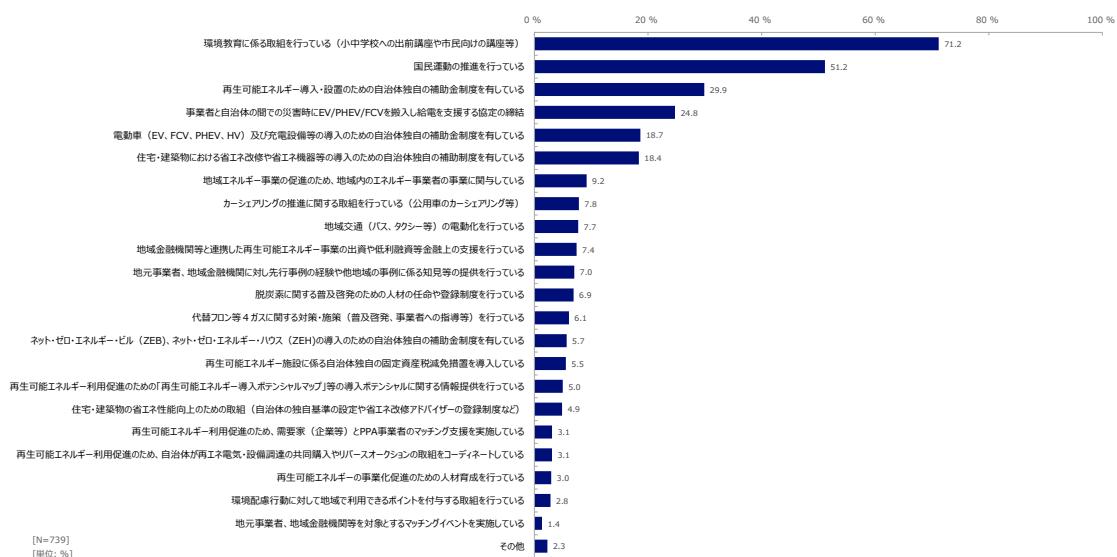
	地球温暖化対策推進法第22条第1項に基づく地方公共団体実行計画協議会	地球温暖化対策推進法第40条第1項に基づく地球温暖化対策地域協議会	地方公共団体独自の環境審議会	関係各課等で構成される府内組織	その他	協議・審議する場はない	合計
回答数	46	57	384	310	68	49	606
都道府県	8	3	32	32	10	1	47
政令指定都市	3	1	15	14	1	2	20
中核市	10	7	46	40	6	0	62
施行時特例市	3	1	21	13	1	0	23
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	11	94	68	20	5	121
人口3万人以上10万人未満の市区町村	12	17	132	84	17	8	187
人口1万人以上3万人未満の市区町村	5	13	33	34	7	10	81
人口1万人未満の市区町村	5	4	11	25	6	23	65
比率 (%)	7.6	9.4	63.4	51.2	11.2	8.1	
都道府県(N=47)	17.0	6.4	68.1	68.1	21.3	2.1	
政令指定都市(N=20)	15.0	5.0	75.0	70.0	5.0	10.0	
中核市(N=62)	16.1	11.3	74.2	64.5	9.7	0.0	
施行時特例市(N=23)	13.0	4.3	91.3	56.5	4.3	0.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=121)	0.0	9.1	77.7	56.2	16.5	4.1	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=187)	6.4	9.1	70.6	44.9	9.1	4.3	
人口1万人以上3万人未満の市区町村(N=81)	6.2	16.0	40.7	42.0	8.6	12.3	
人口1万人未満の市区町村(N=65)	7.7	6.2	16.9	38.5	9.2	35.4	

## (4) 区域に関する脱炭素化に資する措置の取組状況<Q2-4>

### 1) 区域への再エネ・省エネ等の導入促進に係る取組<Q2-4(1)>

実行計画（区域施策編）の策定済み団体において、「環境教育に係る取組を行っている」(71.2%)が最も多く、次いで「国民運動の推進を行っている」(51.2%)、「再生可能エネルギー導入・設置のための自治体独自の補助金制度を有している」(29.9%)と続く。

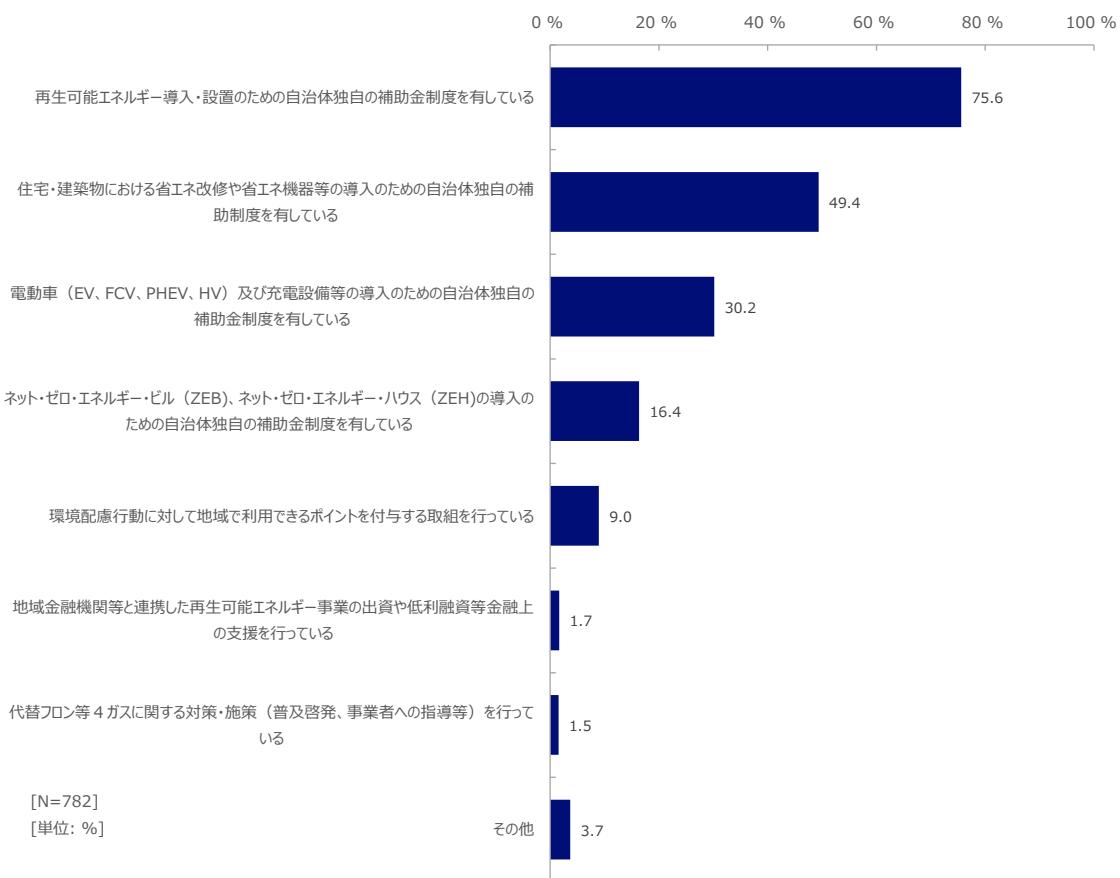
**図表 73 区域への再エネ・省エネ等の導入促進に係る取組の実施状況  
<事業者向け>**



	再生可能エネルギー導入・設置のための自治体独自の補助金制度を有している	ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）の導入のための自治体独自の補助金制度を有している	地域金融機関等と連携した再生可能エネルギー事業の出資や低利融資等金融上の支援を行っている	再生可能エネルギー利用促進のため、需要家（企業等）とPPA事業者のマッチング支援を実施している	地域エネルギー事業の促進のため、地域内のエネルギー事業者との事業に関与している	再生可能エネルギー利用促進のため、自治体が再エネ電気・設備開通の共同購入やリースオーナーとの取組をコーディネートしている	再生可能エネルギー利用促進のため、自治体独自の固定資産税減免措置を導入している	再生可能エネルギー導入ボンシヨンマップ等の導入ボディシャルに関する情報提供を行っている	再生可能エネルギーの事業化促進のための材育成を行っている	再生可能エネルギー導入ボンシヨンマップ等の導入ボディシャルに関する情報提供を行っている	住宅・建築物における省エネ改修や省エネ機器等の導入のための自治体独自の補助金制度を有している	電動車（EV、FCV、PHEV、HV）及び充電設備等の導入のための自治体独自の補助金制度を有している	環境配慮行動に対して地域で利用できるポイントを付与する取組を行っている	
全体	193	32	26	19	61	19	41	22	12	112	112	17		
比率 (%)	27.8	4.6	3.7	2.7	8.8	2.7	5.9	3.2	1.7	16.1	16.1	2.4		

	住宅・建築物の省エネ性能向上のための取組（自治体の独自基準の設定や省エネ改修アバイザーの登録制度など）	事業者と自治体の間での災害時にEV/PHEV/FCVを搬入し給電を支援する協定の締結	環境教育に係る取組を行っている（小中学校への出前講座や市民向けの講座等）	国民運動の推進（※3）を行っている	脱炭素に関する普及啓発のための人材の任命や登録制度を行っている	地元事業者、地域金融機関に係るマッチングイベントを実施している	地元事業者、地域金融機関に係る先行事例の経験や他地域の事例に係る知見等の提供を行っている	カーシェアリングの推進に関する取組を行っている（公用車のカーシェアリング等）	地域交通（バス、タクシー等）の電動化を行っている	代替プロト等4ガスに関する対策・施策（普及啓発、事業者への指導等）を行っている	その他	合計
全体	23	159	483	338	27	4	38	50	46	18	15	694
比率 (%)	3.3	22.9	69.6	48.7	3.9	0.6	5.5	7.2	6.6	2.6	2.2	

図表 74 区域への再エネ・省エネ等の導入促進に係る取組の実施状況  
<個人向け>



	再生可能エネルギー導入・設置のための自治体独自の補助金制度を有している	ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）の導入のための自治体独自の補助金制度を有している	地域金融機関等と連携した再生可能エネルギー事業の出資や低利融資等金融上の支援を行っている	住宅・建築物における省エネ改修や省エネ機器等の導入のための自治体独自の補助制度を有している	電動車（EV、FCV、PHEV、HV）及び充電設備等の導入のための自治体独自の補助金制度を有している	環境配慮行動に対して地域で利用できるポイントを付与する取組を行っている	代替フロン等4ガスに関する対策・施策（普及啓発、事業者への指導等）を行っている	その他	合計
全体会	591	128	13	386	236	70	12	29	782
比率	75.6	16.4	1.7	49.4	30.2	9.0	1.5	3.7	

団体区別の回答では、大規模自治体の多くは「環境教育に係る取組を行っている」、「国民運動の推進に取り組んでいる」と回答している。

図表 75 区域への再エネ・省エネ等の導入促進に係る取組の実施状況  
<事業者向け>【団体区別】

	再生可能エネルギー導入・設置のための自治体独自の補助金制度を有している	ネット・ゼロ・エネルギー・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEB・ZEH）の導入のための自治体独自の補助金制度を有している	地域金融機関等と連携した再生可能エネルギー事業の出資や低利融資等金融上の支援を行っている	再生可能エネルギー事業（※1）の促進のため、需要家、地域内のエネルギー事業者のマッチング支援を実施している	地域エネルギー事業（企業等）とPPA事業者のマッチング支援を実施している	再生可能エネルギー事業に賛同する事業に賛同している	再生可能エネルギー施設に係る自治体独自の固定資産税減免措置を導入している	再生可能エネルギー利活用促進のための再生可能エネルギー導入ボーナスチャルマップ等の導入ボタンシヤリに関する情報提供を行っている								
回答数	全県	221	42	55	23	68	23	41	37	22						
	都道府県	28	10	29	4	7	4	0	15	10						
	政令指定都市	14	3	3	1	5	7	4	2	1						
	中核市	27	4	5	1	7	0	7	3	0						
	施行時特例市	12	2	0	2	1	1	2	1	0						
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	50	6	6	2	12	4	11	5	0						
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	50	8	10	9	22	5	5	3	7						
	人口1万人以上3万人未満の市町村	21	5	2	2	7	2	7	2	2						
	人口1万人未満の市町村	19	4	0	2	7	0	5	6	2						
比率（%）	全体(N=739)	29.9	5.7	7.4	3.1	9.2	3.1	5.5	5.0	3.0						
	都道府県(N=45)	62.2	22.2	64.4	8.9	15.6	8.9	0.0	33.3	22.2						
	政令指定都市(N=20)	70.0	15.0	15.0	5.0	25.0	35.0	20.0	10.0	5.0						
	中核市(N=60)	45.0	6.7	8.3	1.7	11.7	0.0	11.7	5.0	0.0						
	施行時特例市(N=22)	54.5	9.1	0.0	9.1	45	4.5	9.1	4.5	0.0						
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=134)	37.3	4.5	4.5	1.5	9.0	3.0	8.2	3.7	0.0						
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=258)	19.4	3.1	3.9	3.5	8.5	1.9	1.9	1.2	2.7						
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=125)	16.8	4.0	1.6	1.6	5.6	1.6	5.6	1.6	1.6						
	人口1万人未満の市町村(N=75)	25.3	5.3	0.0	2.7	9.3	0.0	6.7	8.0	2.7						
	住宅・建築物における省エネ改修や省エネ機器等（※2）の導入のための自治体独自の補助金制度を有している	電動車両（EV・FCV・PHEV・HV）及び充電設備等の導入のための自治体独自の補助金制度を有している	環境配慮行動（EV・FCV・HV）で利用可能の省エネ性能向上のためのポイントを付与する取組を行っている	住宅・建築物の省エネ性能向上のための災害対応設備等の付与する取組（自治体の独自基準の設定や省エネ改修アドバイザーの登録制度など）	事業者と自治体との間で行っている取組（※3）を行っている（小中学校への出前講座や市民向けの講座等）	環境教育に関する取組を行っている（※3）を行っている（小中学校への出前講座や市民向けの講座等）	脱炭素に関する普及活動（※3）を行っている（小中学校への出前講座や市民向けの講座等）	地元事業者、地元会員組織開催等を行っている（マッチングイベントを実施している）	地元事業者、地元会員組織開催等を行っている（マッチングイベントを実施している）	カーシェアリングの推進に関する取組と先行事例の経験をもとに実施している（公用車のカーシェアリング等）	カーシェアリングの推進に関する取組と先行事例の経験をもとに実施している（公用車のカーシェアリング等）	地域交通（バス・タクシーや等）の普及に対する対策（普及啓発、事業者への指導等）を行っている	その他	合計		
回答数	全県	136	138	21	36	183	526	378	51	10	52	58	57	45	17	739
	都道府県	24	26	4	13	24	43	40	24	6	14	8	11	27	2	45
	政令指定都市	12	12	0	6	13	19	19	2	2	5	5	5	6	0	20
	中核市	21	20	2	1	28	54	45	4	1	1	6	4	3	0	60
	施行時特例市	1	5	1	2	0	0	20	17	5	2	2	3	1	2	22
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	34	23	7	4	33	100	69	5	0	8	8	10	2	3	134
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	23	32	6	4	47	191	130	5	0	13	11	12	2	2	258
	人口1万人以上3万人未満の市町村	8	10	1	3	21	69	43	2	0	2	2	8	1	3	125
	人口1万人未満の市町村	8	8	0	3	7	30	14	4	0	2	10	6	1	6	75
比率（%）	全体(N=739)	18.4	18.7	2.8	4.9	24.8	71.2	51.2	6.9	1.4	7.0	7.8	7.7	6.1	2.3	
	都道府県(N=45)	53.3	57.8	8.9	28.9	53.3	95.6	88.9	53.3	13.3	31.1	17.8	24.4	60.0	4.4	
	政令指定都市(N=20)	6.0	6.0	0.0	30.0	65.0	95.0	95.0	10.0	10.0	25.0	25.0	15.0	30.0	0.0	
	中核市(N=60)	35.0	33.3	3.3	1.7	46.7	90.0	76.7	6.7	1.7	10.0	10.0	6.7	5.0	0.0	
	施行時特例市(N=22)	27.3	22.7	4.5	9.1	45.5	90.9	77.3	22.7	4.5	9.1	9.1	13.6	13.6	4.5	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=134)	25.4	18.7	5.2	3.0	24.6	74.6	51.5	3.7	0.0	6.0	6.0	7.5	1.5	2.2	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=258)	8.9	12.4	2.3	1.6	18.2	74.0	50.4	1.9	0.0	5.0	4.3	4.7	0.8	0.8	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=125)	6.4	8.0	0.8	2.4	16.8	55.2	34.4	1.6	0.0	1.6	6.4	6.4	0.8	2.4	
	人口1万人未満の市町村(N=75)	10.7	10.7	0.0	4.0	9.3	40.0	18.7	5.3	0.0	2.7	13.3	8.0	1.3	8.0	

図表 76 区域への再エネ・省エネ等の導入促進に係る取組の実施状況  
<個人向け>【団体区分別】

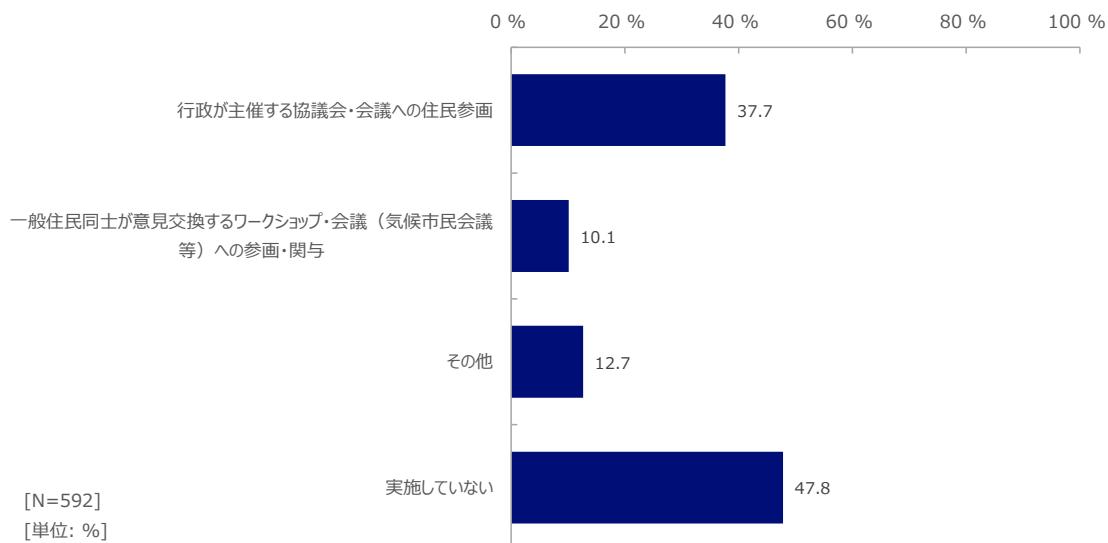
		再生可能エネルギー導入・設置のための自治体独自の補助金制度を有している	ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）の導入のための自治体独自の補助金制度を有している	地域金融機関等と連携した再生可能エネルギー事業の出資や低利融資等金融上の支援を行っている	住宅・建築物における省エネ改修や省エネ機器等（※2）の導入のための自治体独自の補助制度を有している	電動車（EV、FCV、PHEV、HV）及び充電設備等の導入のための自治体独自の補助金制度を有している	環境配慮行動に対応するための対策・施策（普及啓発、事業者への指導等）を行っている	代替プロン等4	その他	合計
回答数	全体	591	128	13	386	236	70	12	29	782
	都道府県	21	17	5	20	16	8	5	2	35
	政令指定都市	14	11	1	15	13	6	2	0	19
	中核市	38	14	0	35	25	10	1	0	49
	施行時特例市	17	9	0	12	11	5	0	1	20
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	103	19	2	89	43	15	2	5	133
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	189	37	4	118	79	17	1	7	255
	人口1万人以上3万人未満の市町村	116	13	1	57	33	6	1	8	145
	人口1万人未満の市町村	93	8	0	40	16	3	0	6	126
比率（%）	全体(N=782)	75.6	16.4	1.7	49.4	30.2	9.0	1.5	3.7	
	都道府県(N=35)	60.0	48.6	14.3	57.1	45.7	22.9	14.3	5.7	
	政令指定都市(N=19)	73.7	57.9	5.3	78.9	68.4	31.6	10.5	0.0	
	中核市(N=49)	77.6	28.6	0.0	71.4	51.0	20.4	2.0	0.0	
	施行時特例市(N=20)	85.0	45.0	0.0	60.0	55.0	25.0	0.0	5.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=133)	77.4	14.3	1.5	66.9	32.3	11.3	1.5	3.8	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=255)	74.1	14.5	1.6	46.3	31.0	6.7	0.4	2.7	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=145)	80.0	9.0	0.7	39.3	22.8	4.1	0.7	5.5	
	人口1万人未満の市町村(N=126)	73.8	6.3	0.0	31.7	12.7	2.4	0.0	4.8	

## 2) 協議会・会議に参画する住民の選定<Q2-4(2)>

### ①地域住民の参画と協力を得るための取組 <Q2-4(2)①>

実行計画（区域施策編）の策定済み団体のうち、一般住民同士が意見交換するワークショップ・会議等への参画・関与を実施している団体について、37.7%が行政が主催する協議会・会議への住民参画の取組を実施している。

図表 77 地域住民の参画と協力を得るための取組

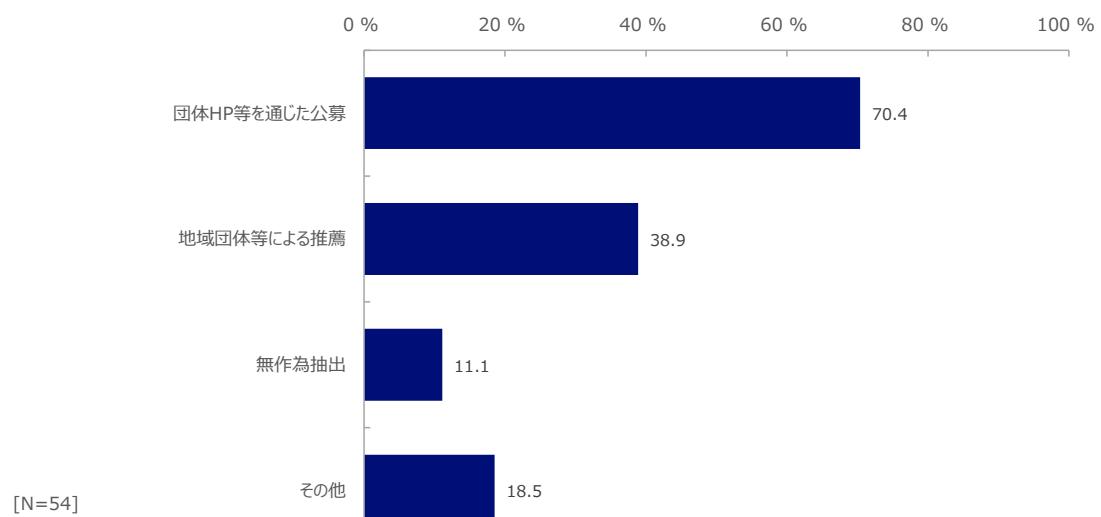


	一般住民同士が意見交換するワークショップ・会議（気候市民会議等）への参画・関与	行政が主催する協議会・会議への住民参画	その他	実施していない	合計
全体	60	223	75	283	592
比率	10.1	37.7	12.7	47.8	

## ②住民の選定方法 <Q2-4(2)②>

実行計画（区域施策編）の策定済み団体のうち、一般住民同士が意見交換するワークショップ・会議等への参画・関与を実施している団体の多くは、「団体HP等を通じた公募」（70.4%）、「地域団体等による推薦」（38.9%）によって脱炭素措置導入に关心のある住民を積極的に選定していることがうかがえる。

図表 78 協議会・ワークショップに参画する住民の選定方法



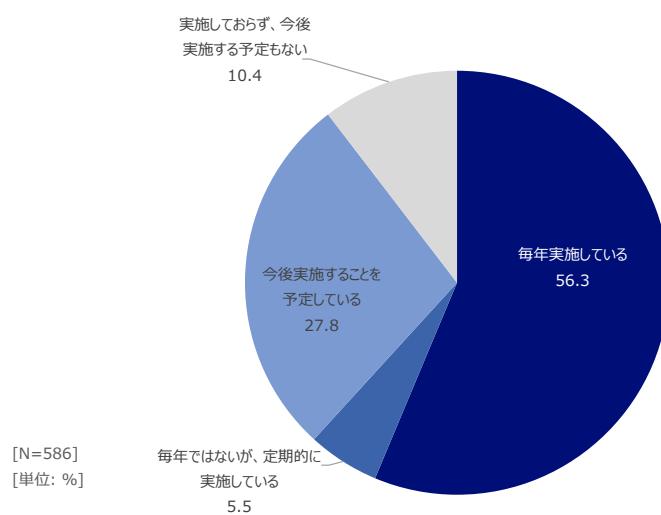
	団体HP等を通じた公募	地域団体等による推薦	無作為抽出	その他	合計
全体	38	21	6	10	54
比率	70.4	38.9	11.1	18.5	

## (5) 実行計画（区域施策編）の点検の実施状況 <Q2-5>

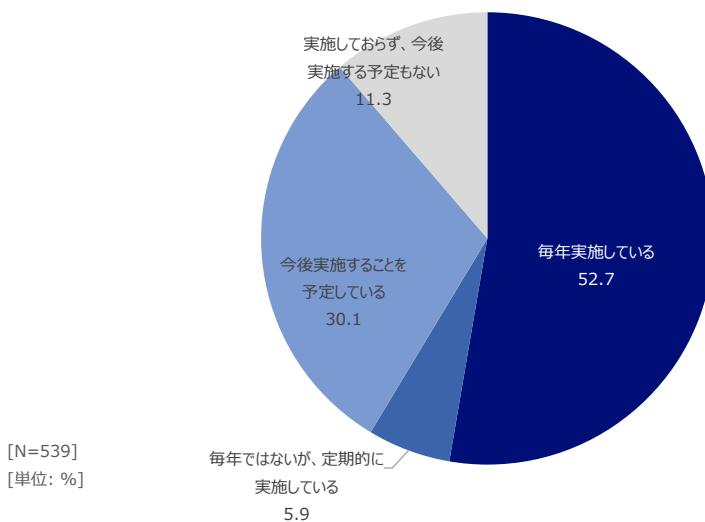
### 1) 区域施策編策定後の温室効果ガス排出量の算定や対策・施策の効果の把握 <Q2-5(1)>

区域施策編を策定済みの団体における点検の実施状況は、「毎年実施している」団体が 56.3% と半数を超えており、「毎年ではないが、定期的に実施している」団体 (5.5 %) を合わせ、約 62% の団体が点検を実施している。

図表 79 区域施策編策定後の温室効果ガス排出量の算定や  
対策・施策の効果の把握

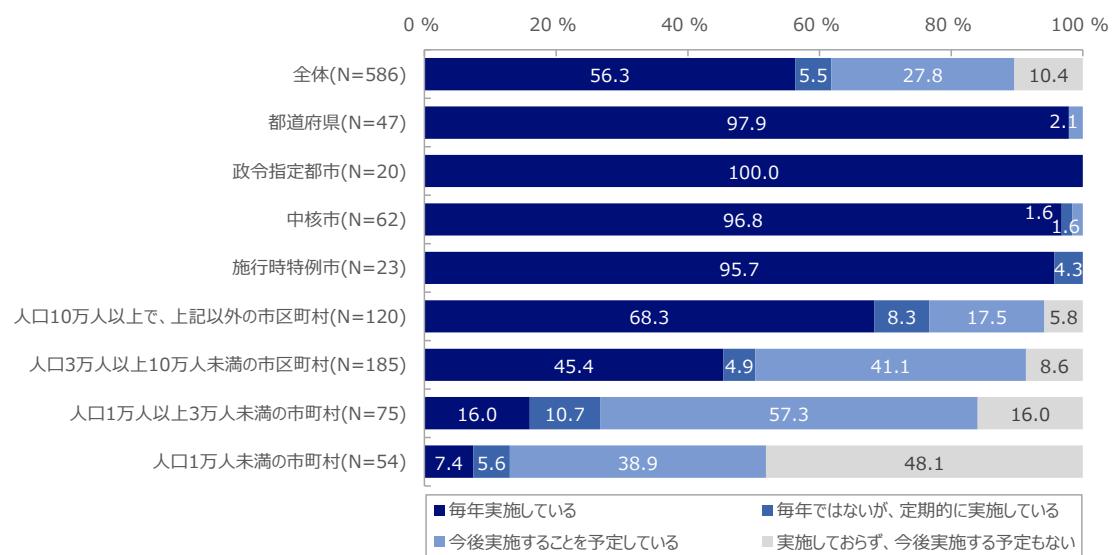


図表 80 区域施策編策定後の温室効果ガス排出量の算定や  
対策・施策の効果の把握【基礎自治体】



地方公共団体の区分別に見ると、施行時特例市より人口規模が大きい団体では95%以上が「毎年実施している」と回答している。一方、それ以外の市区町村では、人口規模が小さくなるほど、「毎年実施している」と回答した団体の割合は低下する。

**図表 81 区域施策編策定後の温室効果ガス排出量の算定や対策・施策の効果の把握【団体区分別】**



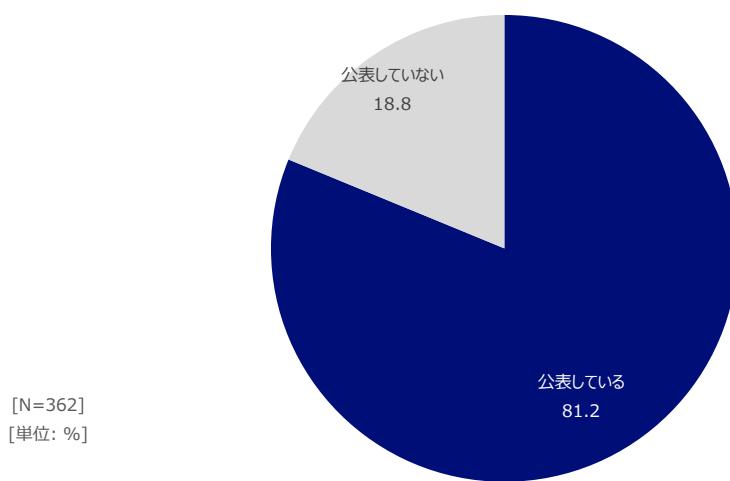
		毎年実施している	毎年ではないが、定期的に実施している	今後実施することを予定している	実施しておらず、今後実施する予定もない	合計
回答数	全体	330	32	163	61	586
	都道府県	46	0	1	0	47
	政令指定都市	20	0	0	0	20
	中核市	60	1	1	0	62
	施行時特例市	22	1	0	0	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	82	10	21	7	120
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	84	9	76	16	185
	人口1万人以上3万人未満の市町村	12	8	43	12	75
	人口1万人未満の市町村	4	3	21	26	54
比率 (%)	全体(N=586)	56.3	5.5	27.8	10.4	
	都道府県(N=47)	97.9	0.0	2.1	0.0	
	政令指定都市(N=20)	100.0	0.0	0.0	0.0	
	中核市(N=62)	96.8	1.6	1.6	0.0	
	施行時特例市(N=23)	95.7	4.3	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=120)	68.3	8.3	17.5	5.8	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=185)	45.4	4.9	41.1	8.6	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=75)	16.0	10.7	57.3	16.0	
	人口1万人未満の市町村(N=54)	7.4	5.6	38.9	48.1	

## 2) 区域施策編の進捗評価結果の公表 <Q2-5(2)>

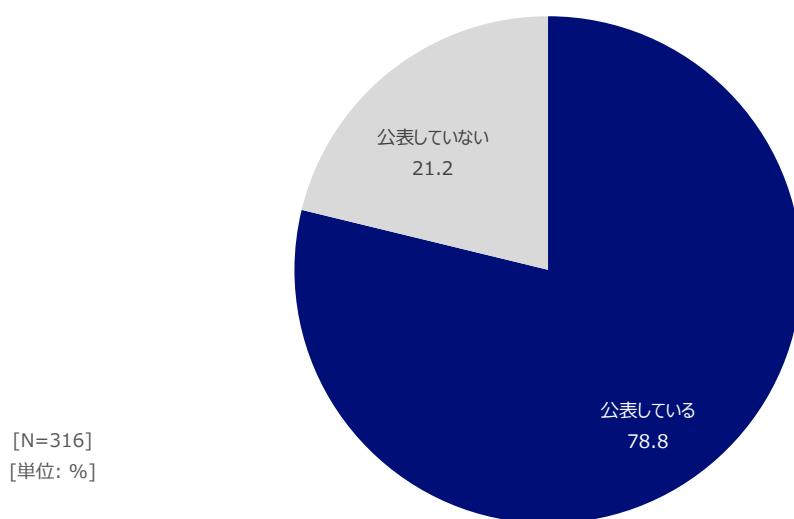
区域施策編を策定済みの団体における公表状況は、「公表している」団体が81.2%にのぼっている。基礎自治体の方が公表している割合は低く、78.8%にとどまる。

団体区分別にみると、大規模団体においては公表している割合が高く、ほぼ100%となっている。

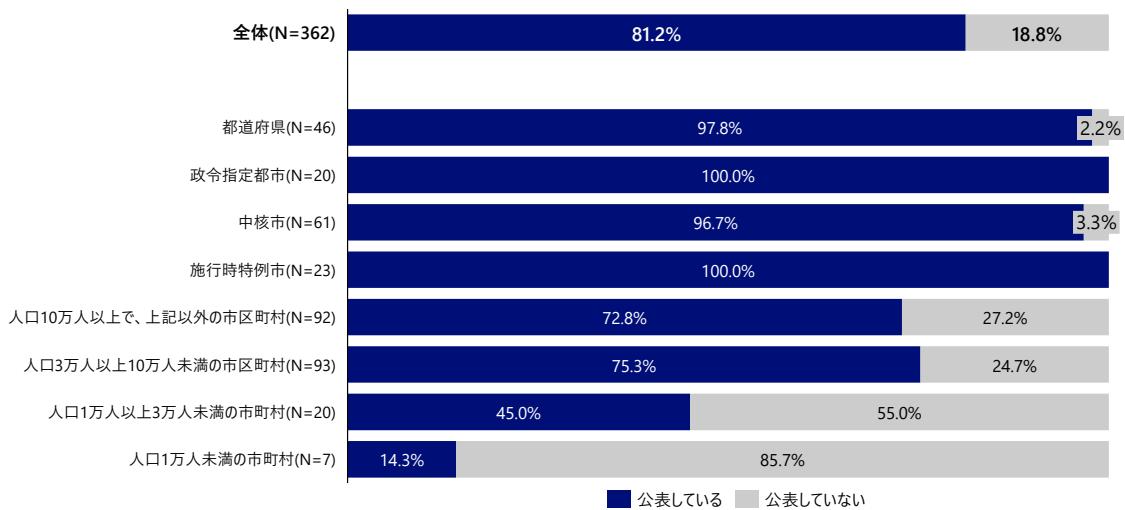
図表 82 区域施策編の進捗評価結果の公表



図表 83 区域施策編の進捗評価結果の公表【基礎自治体】



図表 84 区域施策編の進捗評価結果の公表【団体区分別】



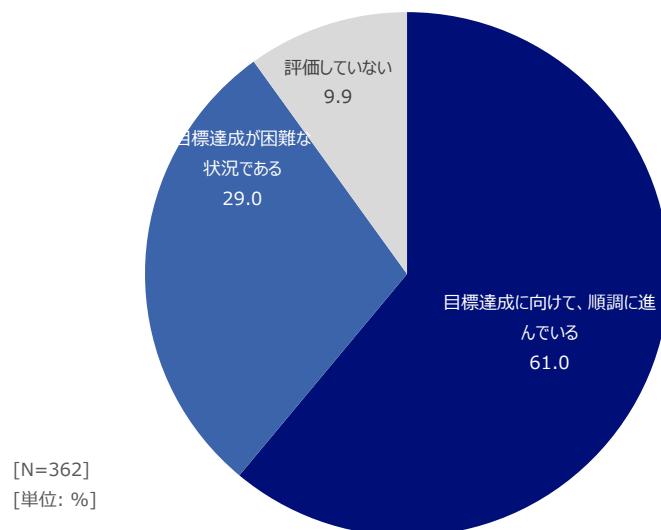
		公表している	公表していない	合計
回答数	全体	294	68	362
	都道府県	45	1	46
	政令指定都市	20	0	20
	中核市	59	2	61
	施行時特例市	23	0	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	67	25	92
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	70	23	93
	人口1万人以上3万人未満の市町村	9	11	20
	人口1万人未満の市町村	1	6	7
比率 (%)	全体(N=362)	81.2	18.8	
	都道府県(N=46)	97.8	2.2	
	政令指定都市(N=20)	100.0	0.0	
	中核市(N=61)	96.7	3.3	
	施行時特例市(N=23)	100.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=92)	72.8	27.2	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=93)	75.3	24.7	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=20)	45.0	55.0	
	人口1万人未満の市町村(N=7)	14.3	85.7	

### 3) 区域施策編の直近の進捗評価結果に係る担当部局としての評価

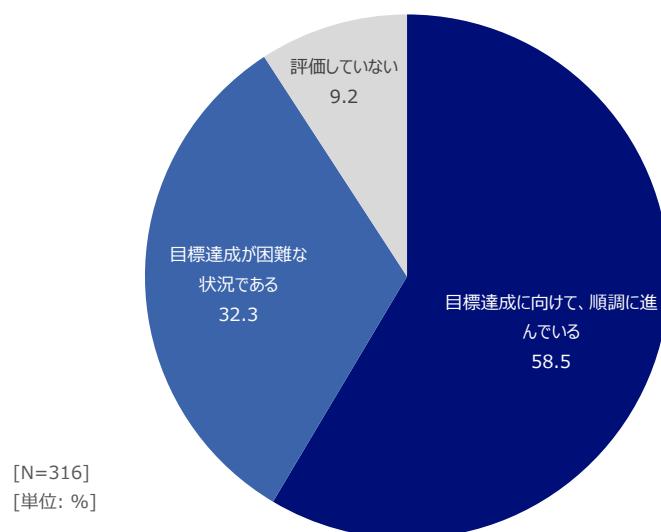
<Q2-5(3)>

区域施策編の進捗評価を行っていると回答した団体における直近の進捗評価結果に係る担当部局の評価について、「目標達成に向けて、順調に進んでいる」と回答した団体は全体の 61.0% である。

図表 85 区域施策編の直近の進捗評価結果に係る担当部局としての評価

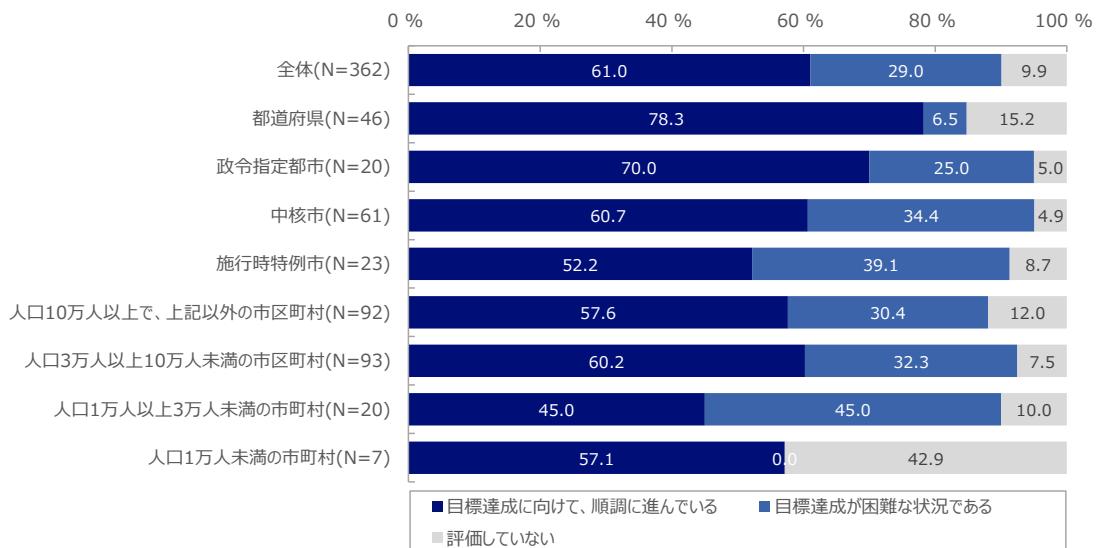


図表 86 区域施策編の直近の進捗評価結果に係る担当部局としての評価  
【基礎自治体】



地方公共団体の区別に見ると、都道府県、政令指定都市では約70%の団体が「目標達成に向けて、順調に進んでいる」と回答している一方、中核市・施行時特例市の約40%の団体が「目標達成が困難な状況である」と回答している。

図表 87 区域施策編の直近の進捗評価結果に係る担当部局としての評価  
【団体区別】

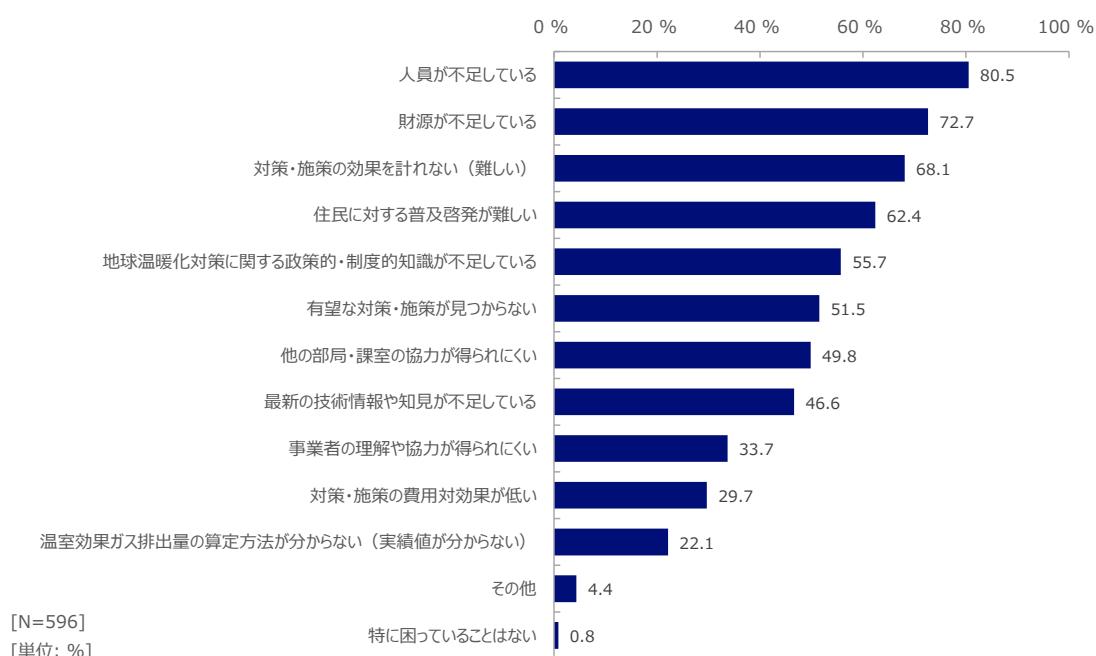


		目標達成に向けて、順調に進んでいる	目標達成が困難な状況である	評価していない	合計
回答数	全体	221	105	36	362
	都道府県	36	3	7	46
	政令指定都市	14	5	1	20
	中核市	37	21	3	61
	施行時特例市	12	9	2	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	53	28	11	92
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	56	30	7	93
	人口1万人以上3万人未満の市町村	9	9	2	20
	人口1万人未満の市町村	4	0	3	7
比率 (%)	全体(N=362)	61.0	29.0	9.9	
	都道府県(N=46)	78.3	6.5	15.2	
	政令指定都市(N=20)	70.0	25.0	5.0	
	中核市(N=61)	60.7	34.4	4.9	
	施行時特例市(N=23)	52.2	39.1	8.7	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=92)	57.6	30.4	12.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=93)	60.2	32.3	7.5	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=20)	45.0	45.0	10.0	
	人口1万人未満の市町村(N=7)	57.1	0.0	42.9	

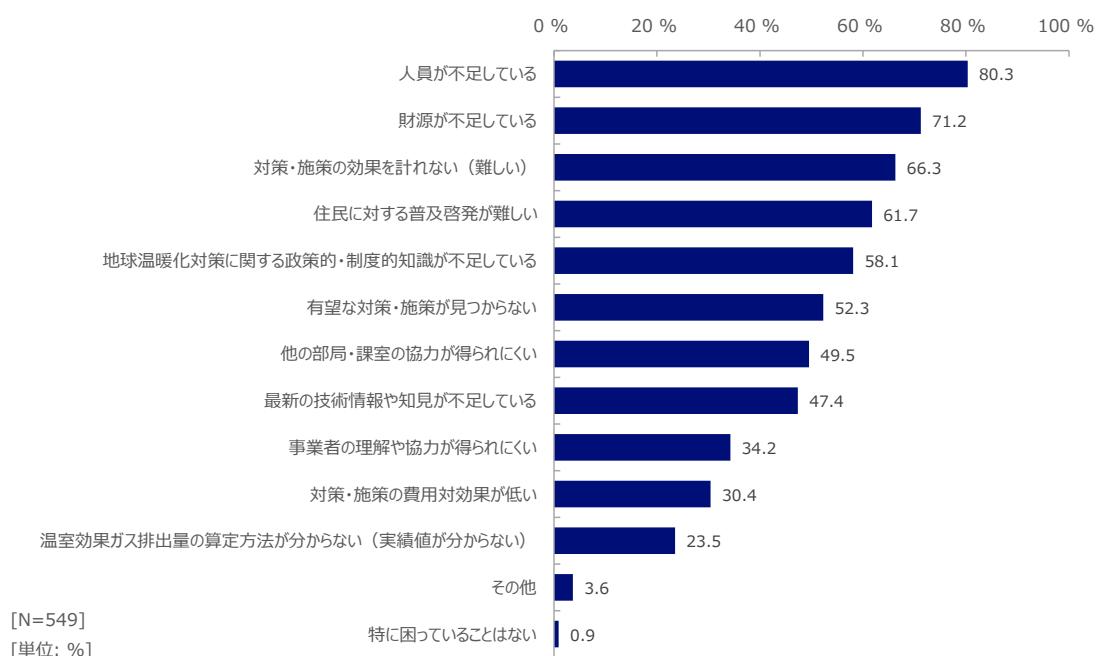
#### 4) 区域施策編の推進過程で困っていること <Q2-5(4)>

区域施策編を策定済みの団体において、その推進過程で困っていることとしては、「人員が不足している」(80.5%)が最も多く、「財源が不足している」(72.7%)、「対策・施策の効果を計れない(難しい)」(68.1%)、「住民に対する普及啓発が難しい」(62.4%)、「地球温暖化対策に関する政策的・制度的知識が不足している」(55.7%)と続く。

図表 88 区域施策編の推進過程で困っていること

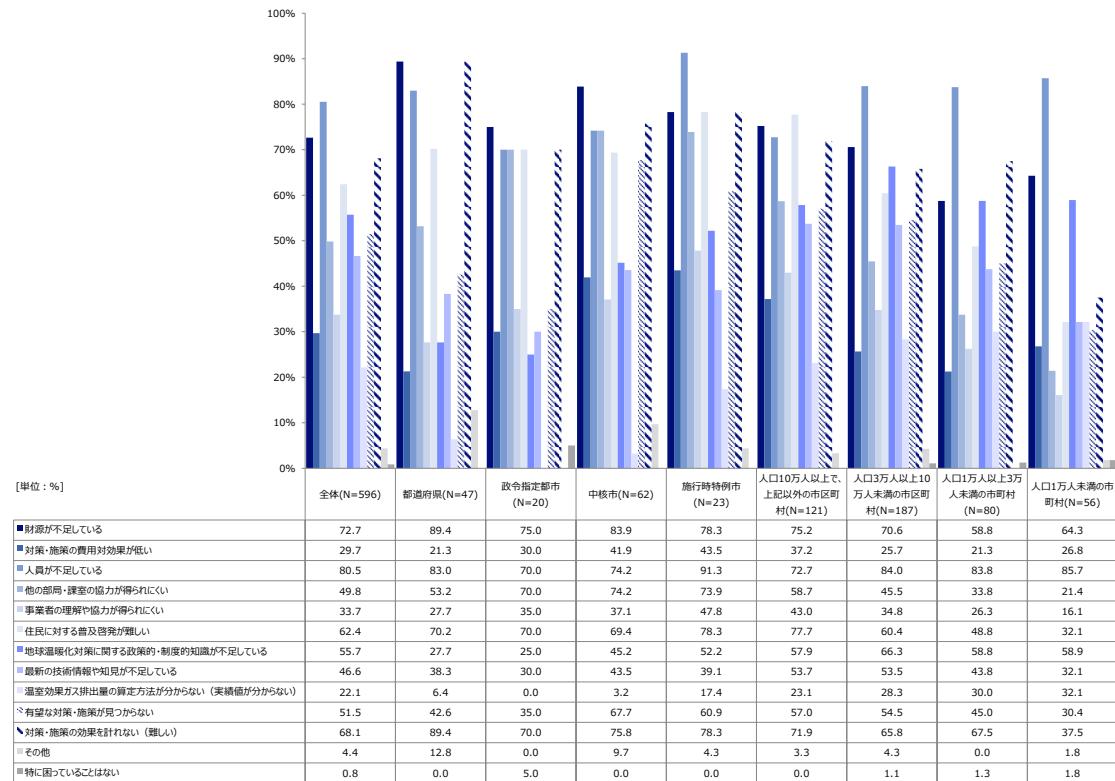


図表 89 区域施策編の推進過程で困っていること【基礎自治体】



地方公共団体の区別に見ると、都道府県や大規模な市区町村では「財源が不足している」、小規模な市区町村では「人員が不足している」と回答した団体が多い。

図表 90 区域施策編の推進過程で困っていること【団体区別】



		財源が不足している	対策・施策の費用対効果が低い	人員が不足している	他の部局・課室の協力が得られない	事業者の理解や協力が得られない	住民に対する普及啓発が難しい	地球温暖化対策に関する政策的・制度的知識が不足している	最新の技術情報や知見が不足している	湿室効果ガス排出量の算定方法が分からぬ(実績値が分からぬ)	有望な対策・施策が見つかぬ	対策・施策の効果を計れない(難しい)	その他	特に困っていることはない	合計
回答数	全体	438	180	488	299	202	376	340	284	134	309	412	26	5	607
	都道府県	42	10	39	25	13	33	13	18	3	20	42	6	0	47
	政令指定都市	15	6	14	14	7	14	5	6	0	7	14	0	1	20
	中核市	52	26	46	46	23	43	28	27	2	42	47	6	0	62
	施行特例市	18	10	21	17	11	18	12	9	4	14	18	1	0	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	91	45	88	71	52	94	70	65	28	69	87	4	0	121
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	132	48	157	85	65	113	124	100	53	102	123	8	2	187
	人口1万人以上3万人未満の市区町村	48	18	68	27	21	40	48	36	24	37	55	0	1	81
	人口1万人未満の市区町村	40	17	55	14	10	21	40	23	20	18	26	1	1	66
比率 (%)	全体(N=607)	72.2	29.7	80.4	49.3	33.3	61.9	56.0	46.8	22.1	50.9	67.9	4.3	0.8	
	都道府県(N=47)	89.4	21.3	83.0	53.2	27.7	70.2	27.7	38.3	6.4	42.6	89.4	12.8	0.0	
	政令指定都市(N=20)	75.0	30.0	70.0	35.0	70.0	25.0	30.0	0.0	35.0	70.0	0.0	5.0		
	中核市(N=62)	83.9	41.9	74.2	41.2	37.1	69.4	45.7	43.5	2.2	75.7	97.7	0.0		
	施行特例市(N=23)	76.3	43.5	91.3	73.9	47.6	78.3	52.2	39.1	17.4	60.9	78.3	4.3	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=121)	75.2	37.2	72.7	58.7	43.0	77.7	57.9	53.7	23.1	57.0	71.9	3.3	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=187)	70.6	25.7	84.0	45.5	34.8	60.4	66.3	53.5	28.1	54.5	65.8	4.3	1.1	
	人口1万人以上3万人未満の市区町村(N=81)	59.3	22.2	84.0	33.3	25.9	49.4	59.3	44.4	29.6	45.7	67.9	0.0	1.2	
	人口1万人未満の市区町村(N=66)	60.6	25.8	83.3	21.2	15.2	31.8	60.6	34.8	30.3	27.3	39.4	1.5	1.5	

## (6) 地域脱炭素化促進事業の検討状況

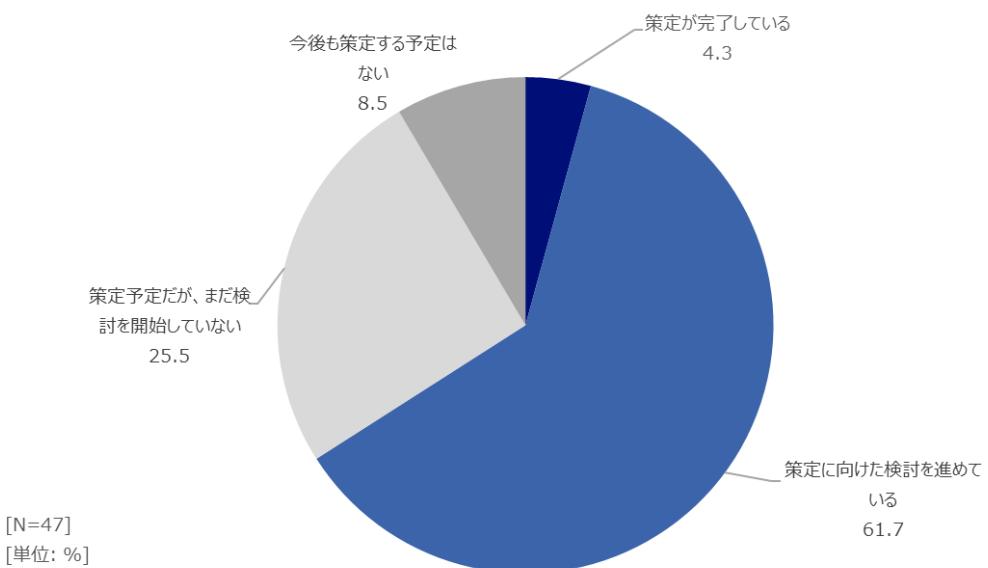
### 1) 都道府県基準<Q2-6(2)>

#### ①都道府県基準の策定状況<Q2-6(2)①>

都道府県基準の策定が完了しているのは長野県、徳島県の2県。長野県は令和4年5月に「促進区域の設定に関する基準」を、徳島県は「徳島県促進区域の設定に関する環境配慮基準」を策定・公表済。

策定に向けた検討を進めている都道府県は29団体。

図表 91 促進区域の設定に関する都道府県基準の策定状況



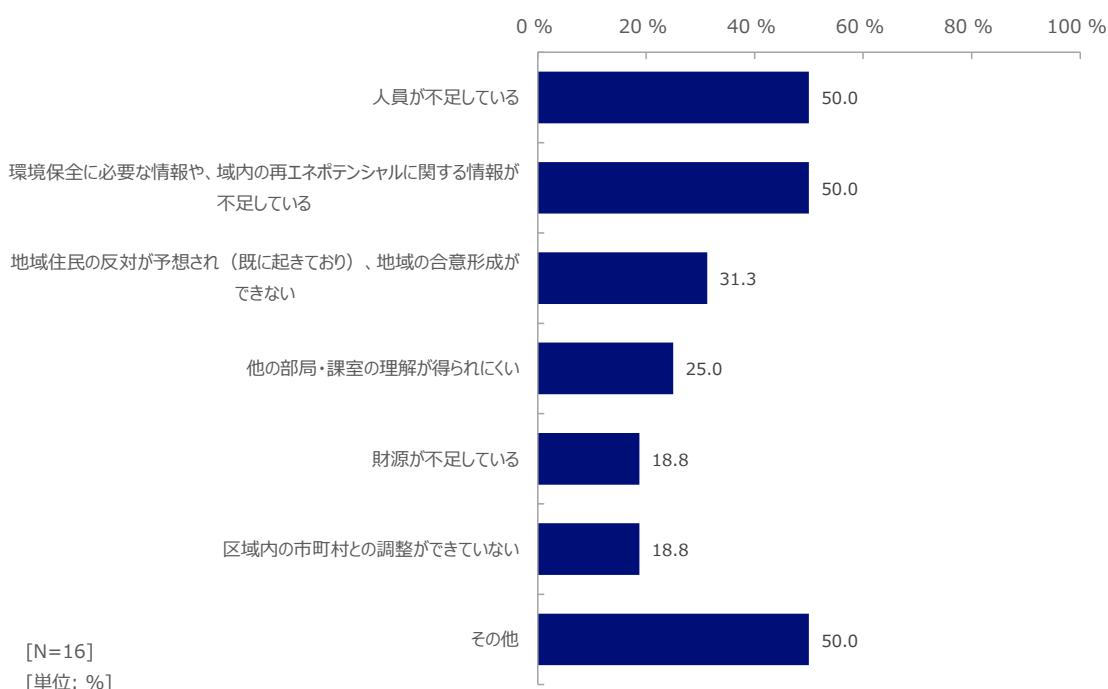
	策定が完了している	策定に向けた検討を進めている	策定予定だが、まだ検討を開始していない	今後も策定する予定はない	合計
全体	2	29	12	4	47
比率	4.3	61.7	25.5	8.5	

## ②都道府県基準の策定に係る障壁・課題

「人員が不足している」と「環境保全に必要な情報やその他配慮すべき情報、域内の再エネポテンシャルに関する情報が不足している」が最も多く、「他の部局・課室の理解が得られにくい」、「地域住民の反対が予想され（既に起きており）、地域の合意形成ができない」が続く。

その他の回答として、「県基準を設定するに当たり、先行して制定している他の条例との整合を図る必要がある」、「来年度末の実行計画の改定に合わせ、基準策定を検討している」、「県内市町に促進区域設定の意向がなく、今後設定するかについても含めて市町とよく調整を図っていく必要がある」といった回答が確認される。

図表 92 都道府県基準の検討を開始していない理由

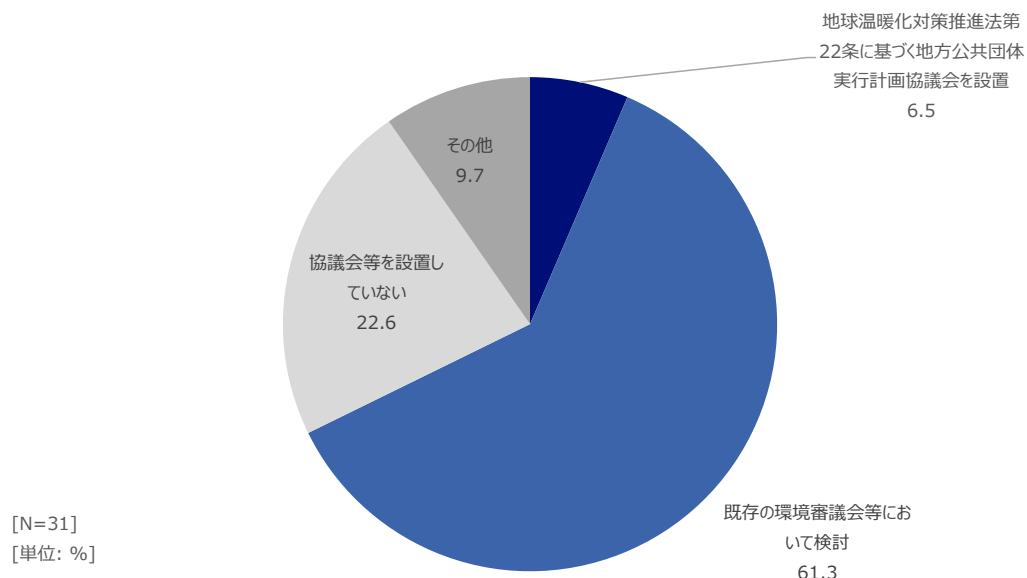


	人員が不足している	財源が不足している	環境保全に必要な情報や、域内の再エネポテンシャルに関する情報が不足している	他の部局・課室の理解が得られにくい	区域内の市町村との調整ができない	地域住民の反対が予想され（既に起きており）、地域の合意形成ができない	その他	合計
全体比率	8	3	8	4	3	5	8	16
	50.0	18.8	50.0	25.0	18.8	31.3	50.0	

### ③協議会設置の有無

都道府県基準を策定している、検討を進めている 31 都道府県においては、19 団体が既存の環境審議会での検討、地球温暖化対策推進法第 22 条に基づく協議会を設置している団体が 2 団体。

図表 93 都道府県基準の策定における協議会の設置有無

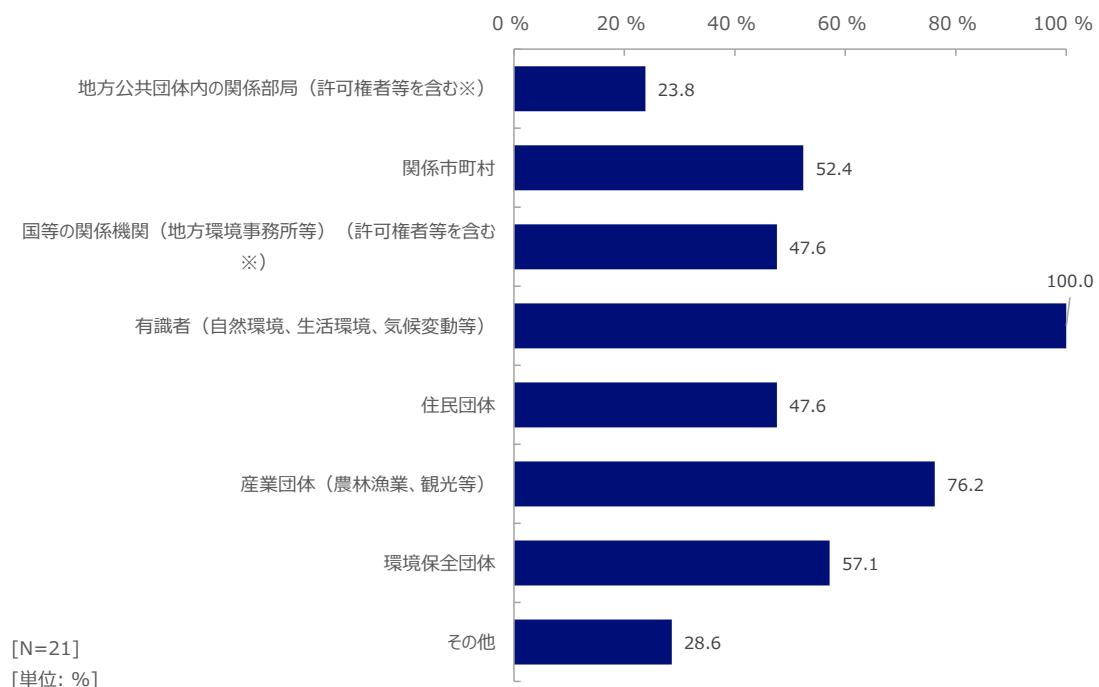


	地球温暖化対策推進法第22条に基づく地方公共団体実行計画協議会を設置	既存の環境審議会等において検討	協議会等を設置していない	その他	合計
全体	2	19	7	3	31
比率	6.5	61.3	22.6	9.7	

#### ④協議会の構成員

都道府県基準の策定における協議会の構成員としては、自然環境、生活環境、気候変動等の有識者や農林漁業、観光等の産業団体、環境保全団体が含まれている都道府県が多い。

図表 94 都道府県基準の策定における協議会の構成員



	地方公共団体内の関係部局 (許可権者等を含む※)	関係市町村	国等の関係機関 (地方環境事務所等) (許可権者等を含む※)	有識者 (自然環境、生活環境、気候変動等)	住民団体	産業団体 (農林漁業、観光等)	環境保全団体	その他	合計
全体比率	5	11	10	21	10	16	12	6	21
	23.8	52.4	47.6	100.0	47.6	76.2	57.1	28.6	

## 2) 市町村における地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の検討状況

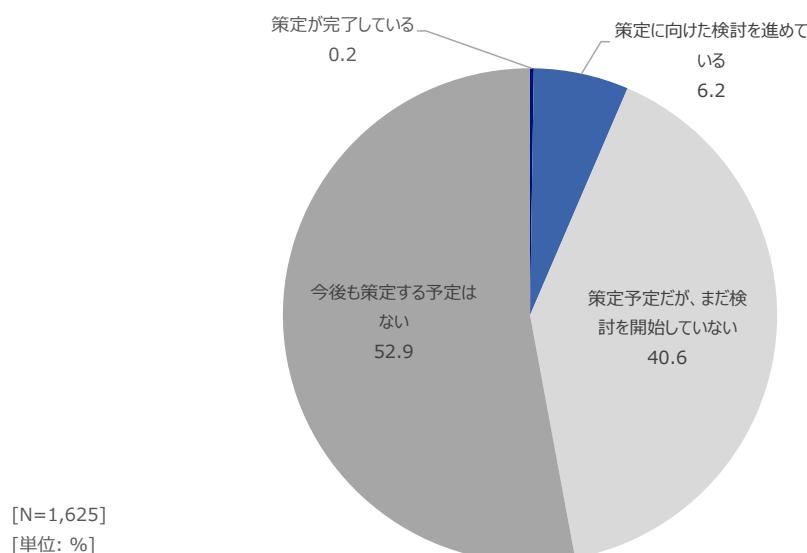
<Q2-6(1)①②>

### ①地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の検討状況

<Q2-6(1)①>

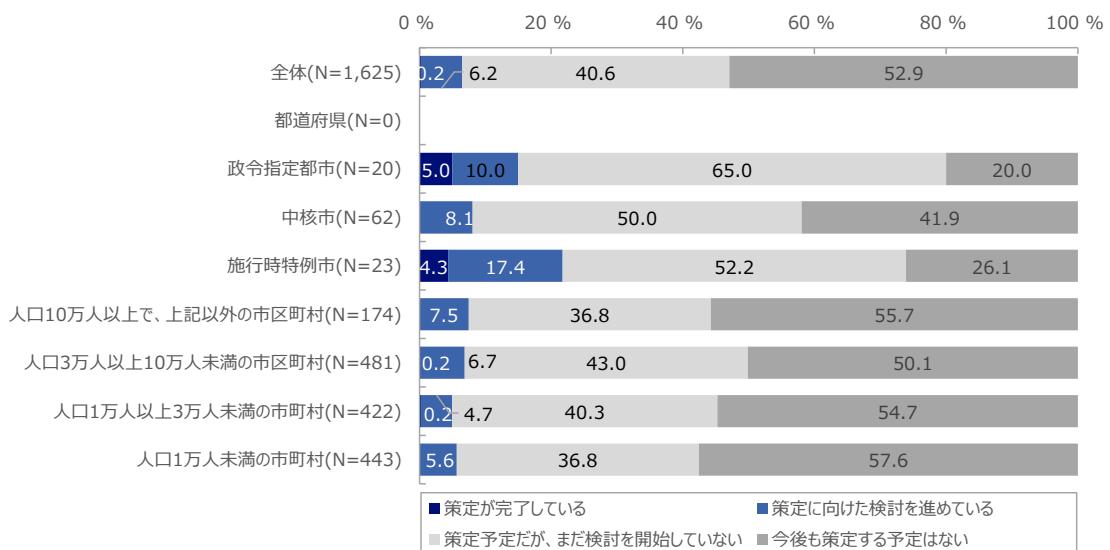
実行計画（区域施策編）に地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を策定、又は策定に向けた検討を進めている団体は 6.4% である。一方、策定の予定がない団体は 52.9% を占める。

図表 95 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の検討状況



	策定が完了している	策定に向けた検討を進めている	策定予定だが、まだ検討を開始していない	今後も策定する予定はない	合計
全体	4	101	660	860	1,625
比率	0.2	6.2	40.6	52.9	

図表 96 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の検討状況  
【団体区分別】

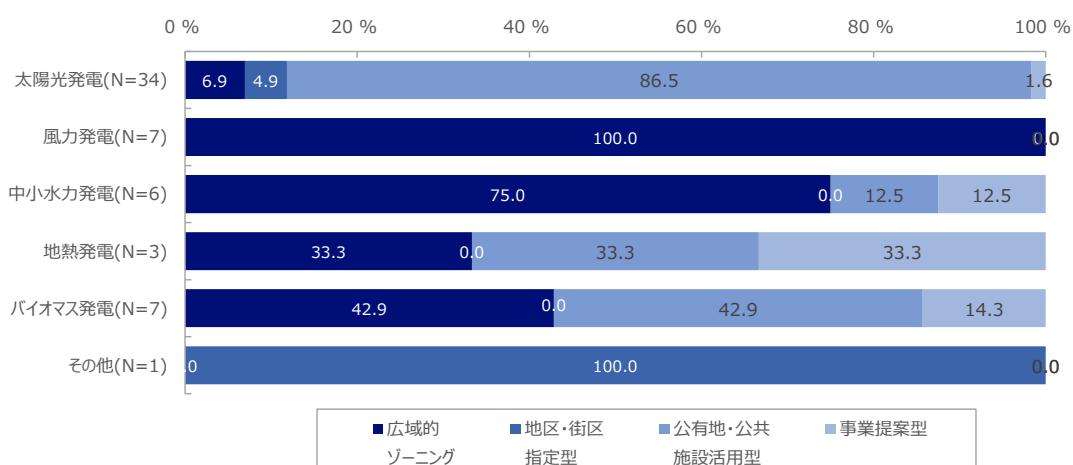


		策定が完了している	策定に向けた検討を進めている	策定予定だが、まだ検討を開始していない	今後も策定する予定はない	合計
回答数	全体	4	101	660	860	1,625
	都道府県	0	0	0	0	0
	政令指定都市	1	2	13	4	20
	中核市	0	5	31	26	62
	施行時特例市	1	4	12	6	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	13	64	97	174
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	1	32	207	241	481
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1	20	170	231	422
	人口1万人未満の市町村	0	25	163	255	443
比率 (%)	全体(N=1,625)	0.2	6.2	40.6	52.9	
	都道府県(N=0)	-	-	-	-	
	政令指定都市(N=20)	5.0	10.0	65.0	20.0	
	中核市(N=62)	0.0	8.1	50.0	41.9	
	施行時特例市(N=23)	4.3	17.4	52.2	26.1	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=174)	0.0	7.5	36.8	55.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=481)	0.2	6.7	43.0	50.1	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=422)	0.2	4.7	40.3	54.7	
	人口1万人未満の市町村(N=443)	0.0	5.6	36.8	57.6	

## ②促進区域の設定状況<Q2-6(1)②>

地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を策定、または策定に向けた検討を進めている団体における促進区域の設定または検討状況をみると、区域類型別では「広域的ゾーニング」を設定している団体が最も多く、「公有地・公共施設活用型」が続く。再エネ種別別にみると、太陽光発電を導入する団体が最も多い。

図表 97 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を策定または策定に向けた検討を進めている団体における促進区域の類型別設定・検討数



		類型別設定区域数				
		広域的ゾーニング	地区・街区指定型	公有地・公共施設活用型	事業提案型	合計
全体	太陽光発電	17	12	212	4	245
	風力発電	7	0	0	0	7
	中小水力発電	6	0	1	1	8
	地熱発電	1	0	1	1	3
	バイオマス発電	3	0	3	1	7
	その他	0	3	0	0	3
割合	太陽光発電(N=34)	6.9	4.9	86.5	1.6	
	風力発電(N=7)	100.0	0.0	0.0	0.0	
	中小水力発電(N=6)	75.0	0.0	12.5	12.5	
	地熱発電(N=3)	33.3	0.0	33.3	33.3	
	バイオマス発電(N=7)	42.9	0.0	42.9	14.3	
	その他(N=1)	0.0	100.0	0.0	0.0	

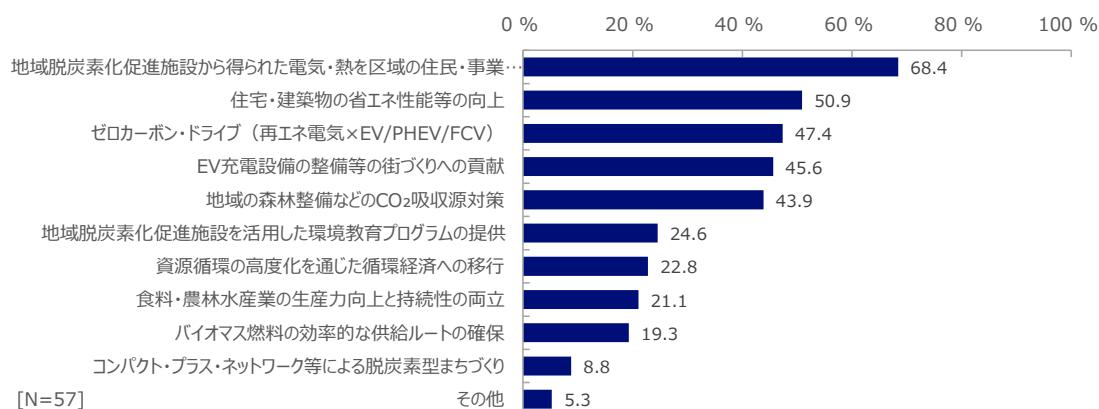
### ③地域脱炭素化促進事業の取組に関する検討内容

#### <Q2-6(1)③>

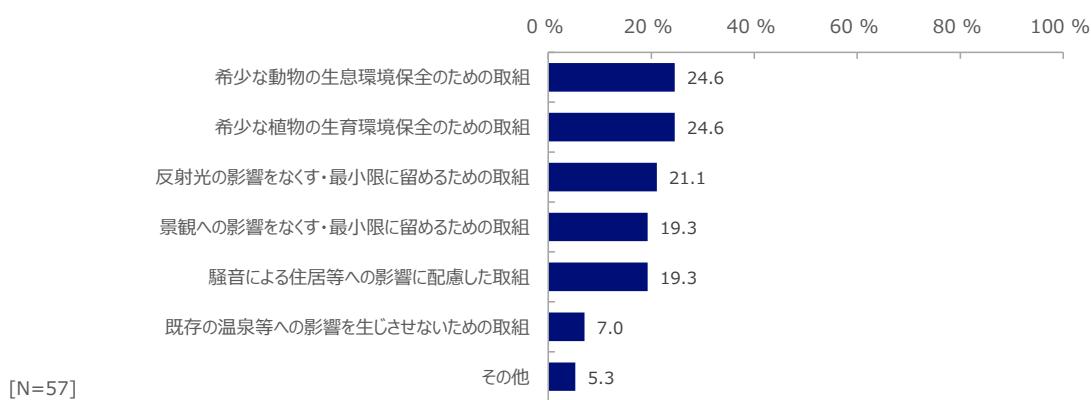
地域脱炭素化促進事業の取組のうち地域の脱炭素化のための取組としては、「地域脱炭素化促進施設から得られた電気・熱を区域の住民・事業者に供給する取組（地方公共団体出資の地域新電力との連携等）」が 68.4%と最多であった。

**図表 98 地域脱炭素化促進事業の取組に関する検討内容**

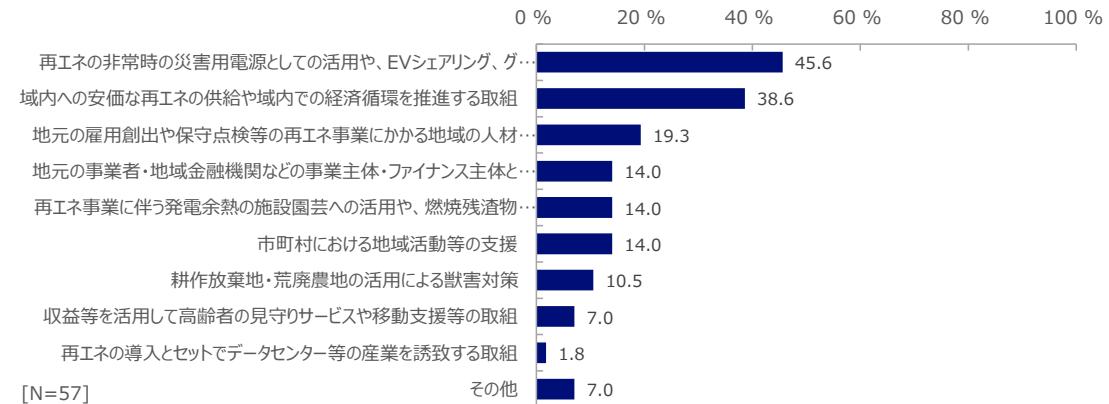
#### <地域の脱炭素化のための取組>



#### <地域の環境の保全のための取組>

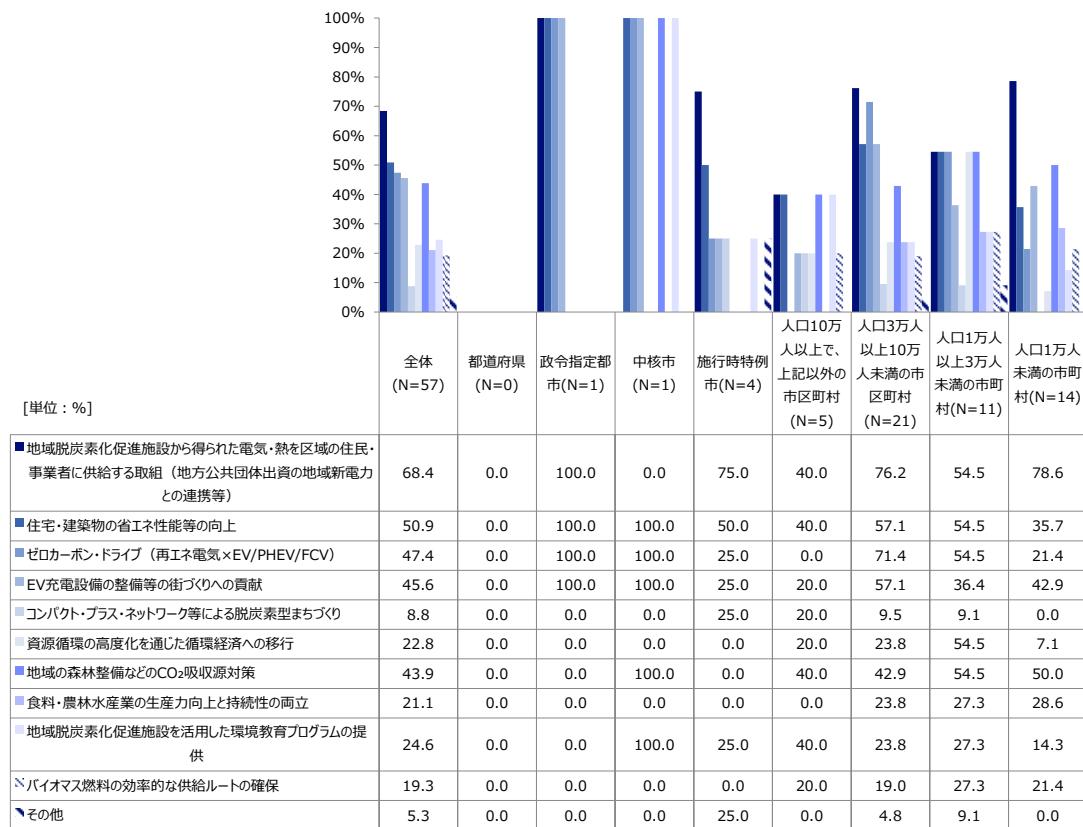


## ＜地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組＞

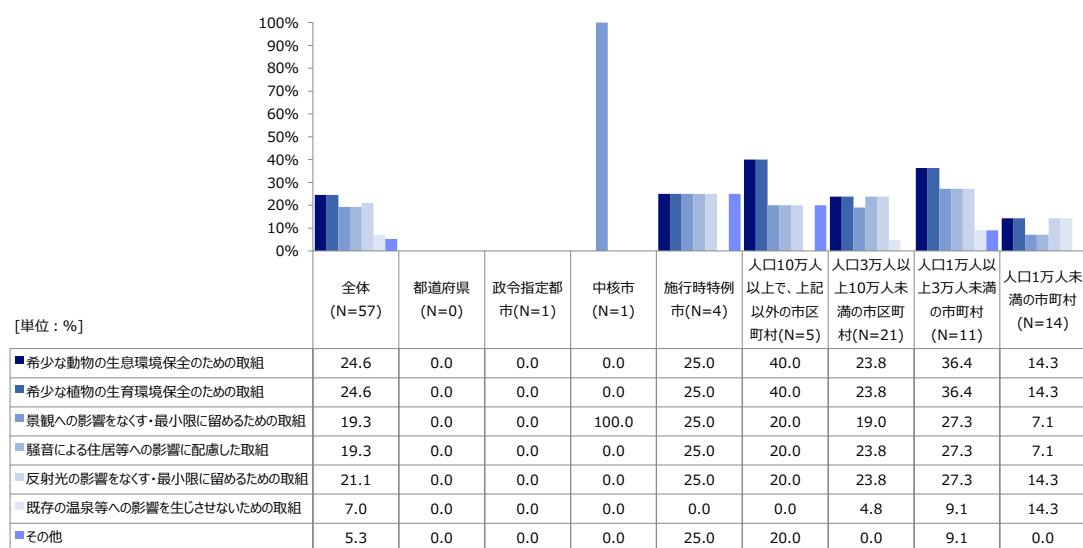


図表 99 地域脱炭素化促進事業の取組に関する検討内容  
【団体区分別】

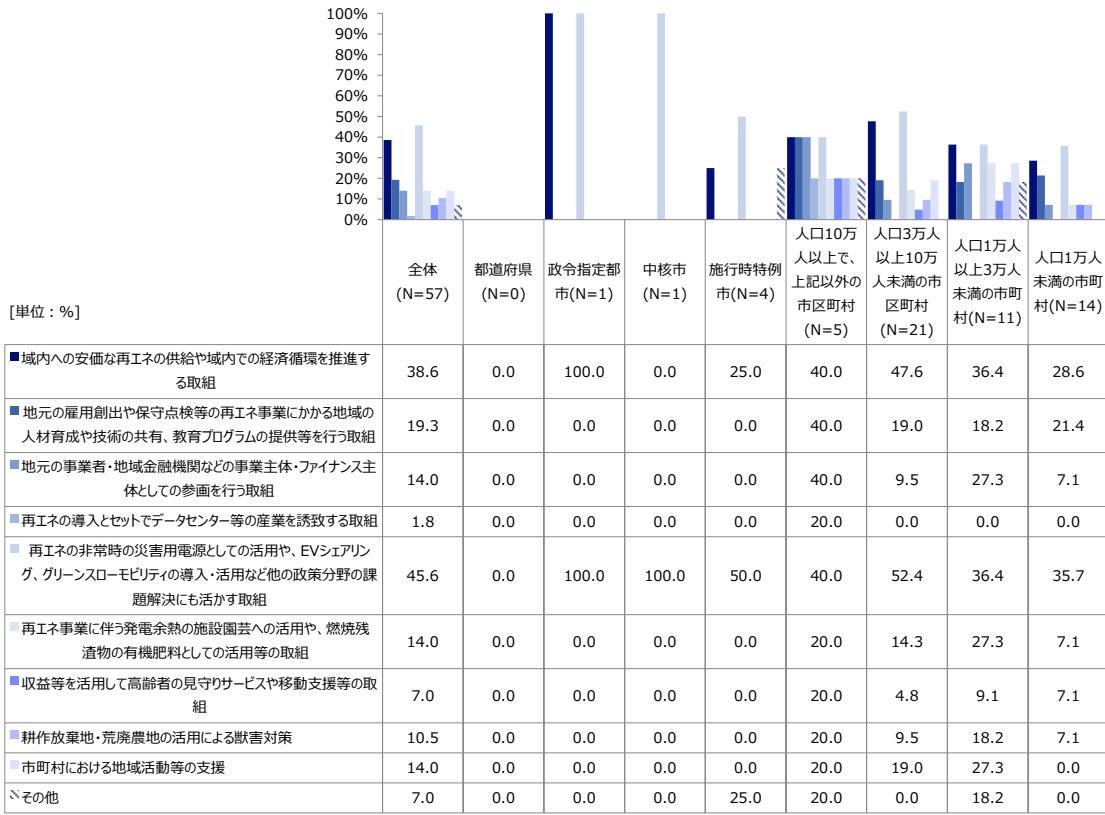
＜地域の脱炭素化のための取組＞



＜地域の環境の保全のための取組＞



## ＜地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組＞

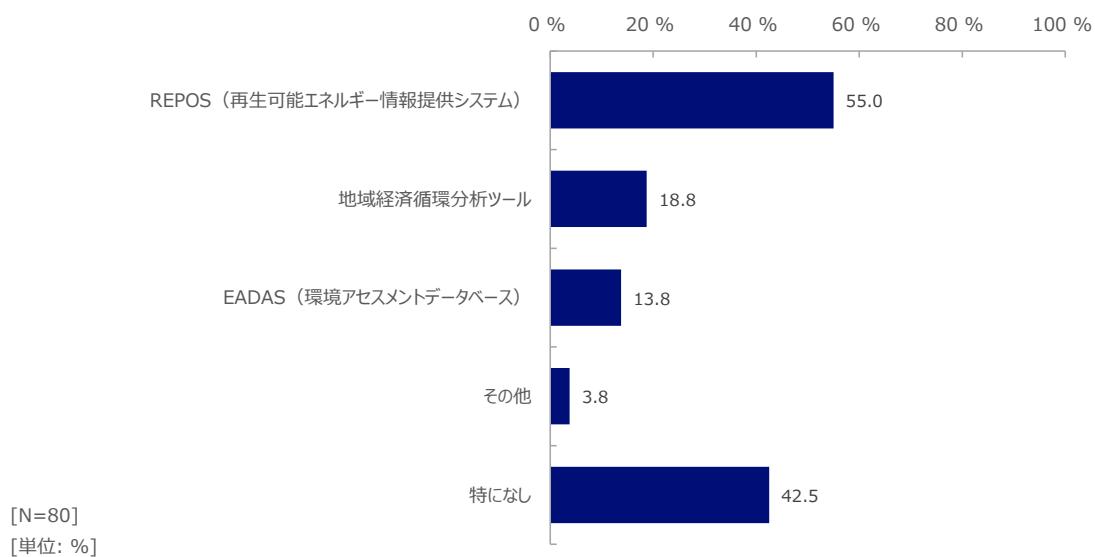


地域の脱炭素化のための取組		地域の環境の健全化のための取組																				地域の経済及び社会の持続的発展に対する取組									
		地域	住宅	ゼロ	EV充	EV充	資源	地域	地域	地域	地域	地域	地域	地域																	
地域	住宅	ゼロ	EV充	EV充	資源	地域	地域	地域	地域	地域	地域																				
脱炭素化	建築物	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備					
促進	省エネ等の性能	(再生エネルギーの導入)	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備																								
施設等の導入等	等の導入等	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備					
からられた	等の導入等	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備					
熱をもつたる区域の住民、事業者に供給する取組	(地方公団、共団、出資会社、地域電力会社等)	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備	EV充電設備の整備						
合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計					
回答数	全体	39	29	27	26	5	13	25	12	14	11	3	14	14	11	11	12	4	3	22	11	8	1	26	8	4	6	8	4	57	
都道府県	都道府県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
政令指定都市	政令指定都市	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	
中核市	中核市	0	1	1	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
施行時特例市	施行時特例市	3	2	1	1	1	0	0	0	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	4	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	2	2	0	1	1	1	2	0	2	1	0	2	2	2	1	1	0	1	2	2	2	1	2	1	1	1	1	5		
人口3万人以上10万人未満の市区町村	人口3万人以上10万人未満の市区町村	16	12	15	12	2	5	9	5	5	4	1	5	5	4	5	5	1	0	10	4	2	0	11	3	1	2	4	0	21	
人口1万人以上10万人未満の市区町村	人口1万人以上10万人未満の市区町村	6	6	6	4	1	6	6	3	3	3	1	4	4	3	3	3	1	1	4	2	3	0	4	3	1	2	3	2	11	
人口1万人未満の市区町村	人口1万人未満の市区町村	11	5	3	6	0	1	7	4	2	3	0	2	2	1	1	2	0	4	3	1	0	5	1	1	1	0	0	0	0	
他の市町村の組合	他の市町村の組合	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
比率(%)	全体	50.0	47.4	45.6	40.8	22.0	14.0	21.6	24.6	5.3	24.6	24.6	19.3	19.3	21.1	7.0	5.0	38.6	19.0	14.0	1.8	45.5	14.0	10.5	14.0	7.0	0				
都道府県	都道府県	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
政令指定都市	政令指定都市	# # #	# # #	# # #	# # #	# # #	# # #	# # #	# # #	# # #	# # #	# # #	# # #	# # #	# # #	# # #	# # #	# # #	# # #	# # #	# # #	# # #	# # #	# # #	# # #	# # #	# # #	0.0			
中核市	中核市	# # #	# # #	# # #	# # #	# # #	# # #	# # #	# # #	# # #	# # #	# # #	# # #	# # #	# # #	# # #	# # #	# # #	# # #	# # #	# # #	# # #	# # #	# # #	# # #	# # #	# # #	# # #	0.0		
施行時特例市	施行時特例市	75.0	50.0	25.0	25.0	25.0	0.0	0.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0		
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=5)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=5)	40.0	40.0	0.0	20.0	20.0	20.0	40.0	0.0	20.0	20.0	0.0	40.0	40.0	20.0	20.0	20.0	0.0	20.0	40.0	40.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=21)	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=21)	76.2	57.1	57.1	57.1	57.1	57.1	57.1	57.1	57.1	57.1	57.1	57.1	57.1	57.1	57.1	57.1	57.1	57.1	57.1	57.1	57.1	57.1	57.1	57.1	57.1	57.1	57.1	57.1	57.1	
人口1万人以上10万人未満の市区町村(N=11)	人口1万人以上10万人未満の市区町村(N=11)	54.5	54.5	54.5	54.5	36.4	9.1	54.5	54.5	27.3	27.3	27.3	27.3	27.3	27.3	27.3	27.3	27.3	27.3	27.3	27.3	27.3	27.3	27.3	27.3	27.3	27.3	27.3	27.3	27.3	
人口1万人未満の市区町村(N=14)	人口1万人未満の市区町村(N=14)	78.6	35.7	21.4	42.9	0.0	7.1	50.0	28.0	14.3	21.4	0.0	14.3	14.3	7.1	7.1	14.3	14.3	0.0	28.6	21.4	7.1	0.0	35.7	7.1	7.1	7.1	0.0	0.0		

#### ④促進区域の検討において使用しているツール<Q2-6(1)④>

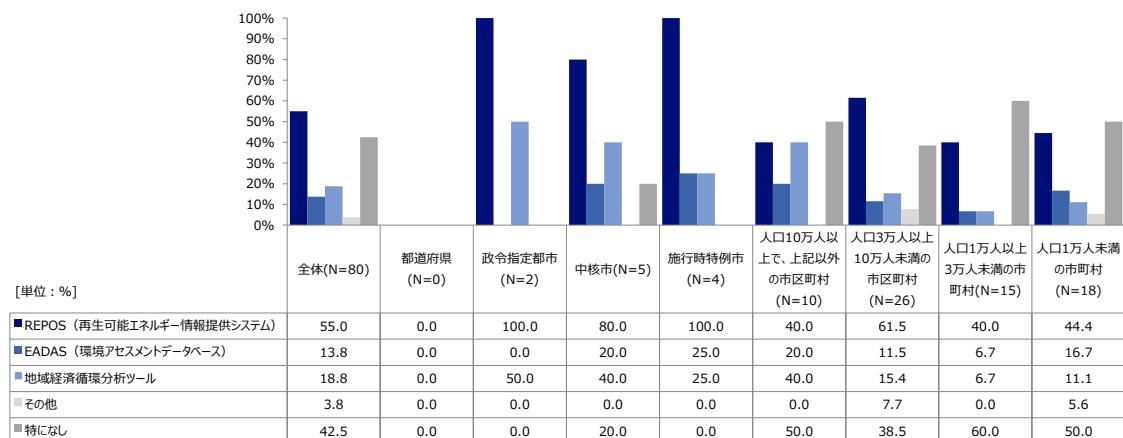
促進区域の設定にあたり、REPOS を検討ツールとして利用している団体は 55.0%。ツールを使用していない団体は、42.5%を占める。規模が大きい団体では特に REPOS の利用割合が高い。一方で、規模が小さい団体ではツールを使用していない団体の割合が高い。

図表 100 促進区域の検討において使用しているツール



	REPOS (再生可能エネルギー情報提供システム)	EADAS (環境アセスメントデータベース)	地域経済循環分析ツール	その他	特になし	合計
全体	44	11	15	3	34	80
比率	55.0	13.8	18.8	3.8	42.5	

図表 101 促進区域の検討において使用しているツール【団体区分別】

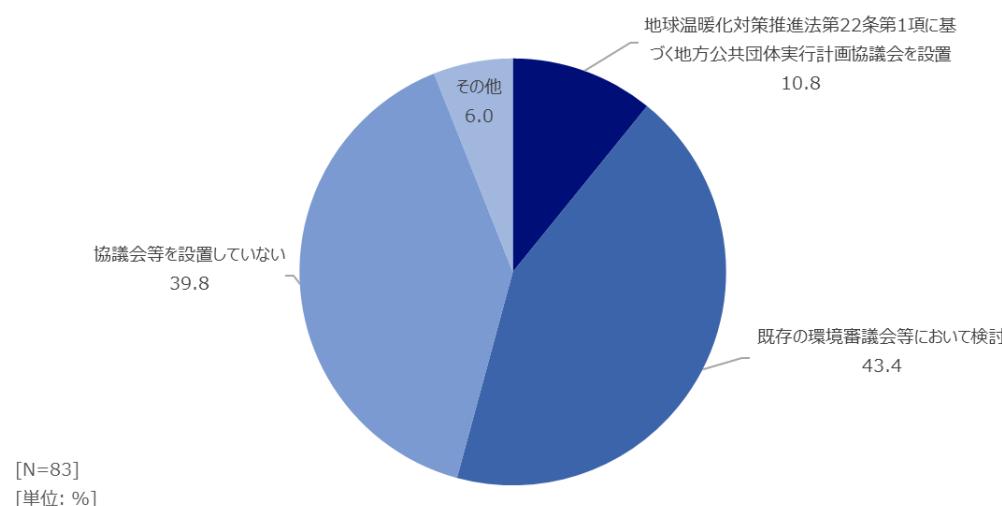


		REPOS (再生可能エネルギー情報提供システム)	EADAS (環境アセスメントデータベース)	地域経済循環分析ツール	その他	特になし	合計
回答数	全体	44	11	15	3	34	80
	都道府県	0	0	0	0	0	0
	政令指定都市	2	0	1	0	0	2
	中核市	4	1	2	0	1	5
	施行時特例市	4	1	1	0	0	4
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	4	2	4	0	5	10
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	16	3	4	2	10	26
	人口1万人以上3万人未満の市町村	6	1	1	0	9	15
	人口1万人未満の市町村	8	3	2	1	9	18
比率 (%)	全体(N=80)	55.0	13.8	18.8	3.8	42.5	
	都道府県(N=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=2)	100.0	0.0	50.0	0.0	0.0	
	中核市(N=5)	80.0	20.0	40.0	0.0	20.0	
	施行時特例市(N=4)	100.0	25.0	25.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=10)	40.0	20.0	40.0	0.0	50.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=26)	61.5	11.5	15.4	7.7	38.5	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=15)	40.0	6.7	6.7	0.0	60.0	
	人口1万人未満の市町村(N=18)	44.4	16.7	11.1	5.6	50.0	

⑤地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の策定における協議会等の設置状況<Q2-6(1)⑥>

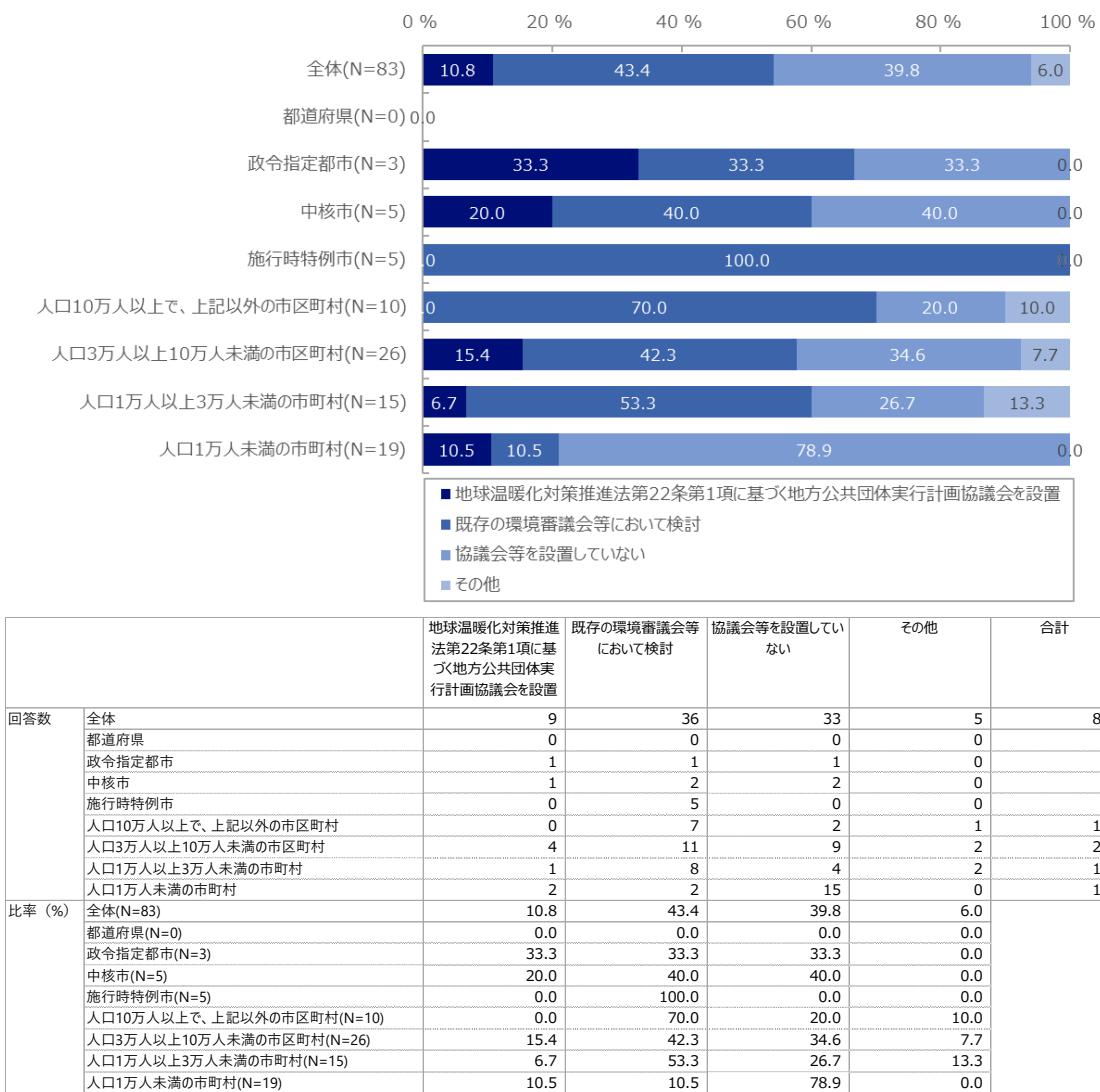
温対法に基づいて協議会を設置している団体の割合は 10.8%である。既存の環境審議会等を含めると、設置している団体の割合は 54.2%である。団体区分別にみると、規模が大きくなるにつれて、協議会又は既存の環境審議会において検討を行っている団体の割合は増加する傾向にある。

図表 102 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の策定における協議会等の設置状況



	地球温暖化対策推進法第22条第1項に基づく地方公共団体実行計画協議会を設置	既存の環境審議会等において検討	協議会等を設置していない	その他	合計
全体	9	36	33	5	83
比率	10.8	43.4	39.8	6.0	

図表 103 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の策定における  
協議会等の設置状況【団体区分別】

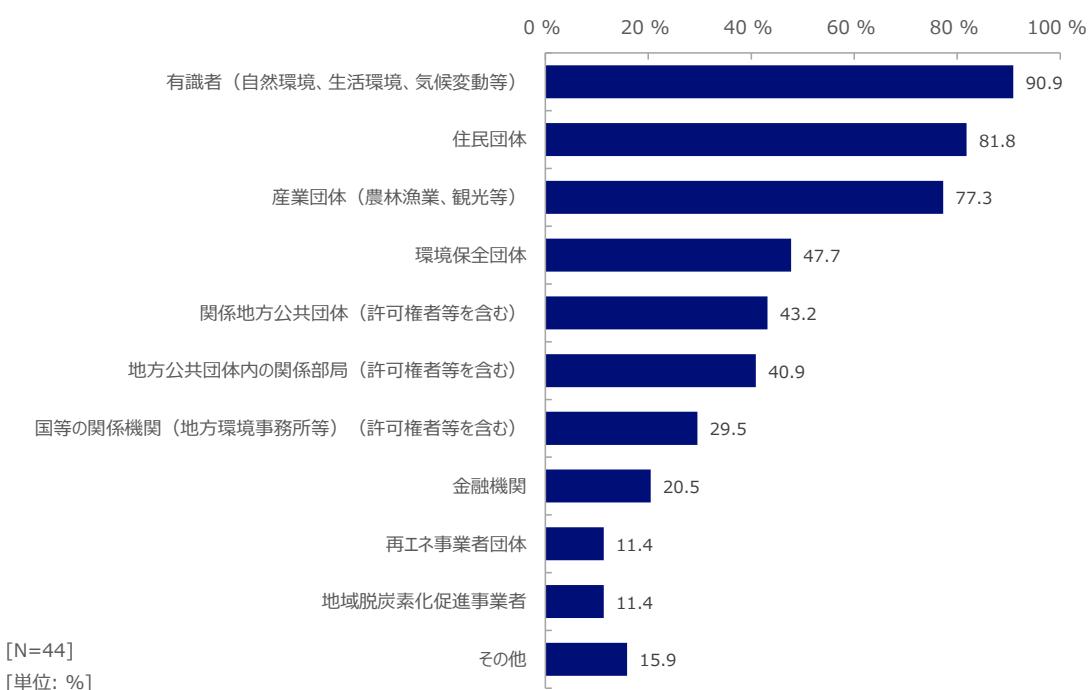


⑥地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の策定における協議会等の構成員

<Q2-6(1)⑦>

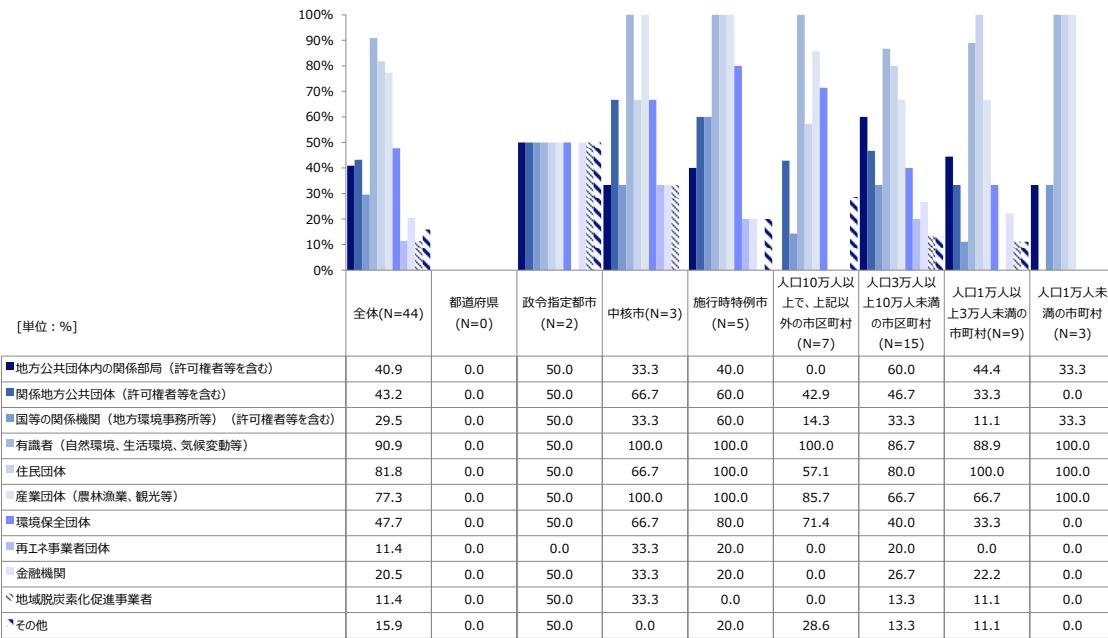
温対法に基づく協議会を設置又は既存の環境審議会等において促進事業を検討している団体のうち、93.0%が有識者を、83.7%が住民団体を、79.1%が産業団体を構成員としている。団体区分に関わらず、「有識者」「住民団体」「産業団体」を構成員とする団体の割合が高い傾向にある。

図表 104 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の策定における  
協議会等の構成員



	地方公共団体 内の関係部局 (許可権者等を 含む)	関係地方公共団 体 (許可権者等 を含む)	国等の関係機関 (地方環境事務 所等) (許可権 者等を含む)	有識者 (自然環 境、生活環境、気 候変動等)	住民団体	産業団体 (農林 漁業、観光等)	環境保全団体	再エネ事業者団 体	金融機関	地域脱炭素化促 進事業者	その他	合計
全体 比率	18 40.9	19 43.2	13 29.5	40 90.9	36 81.8	34 77.3	21 47.7	5 11.4	9 20.5	5 11.4	7 15.9	44

図表 105 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の策定における  
協議会等の構成員【団体区分別】

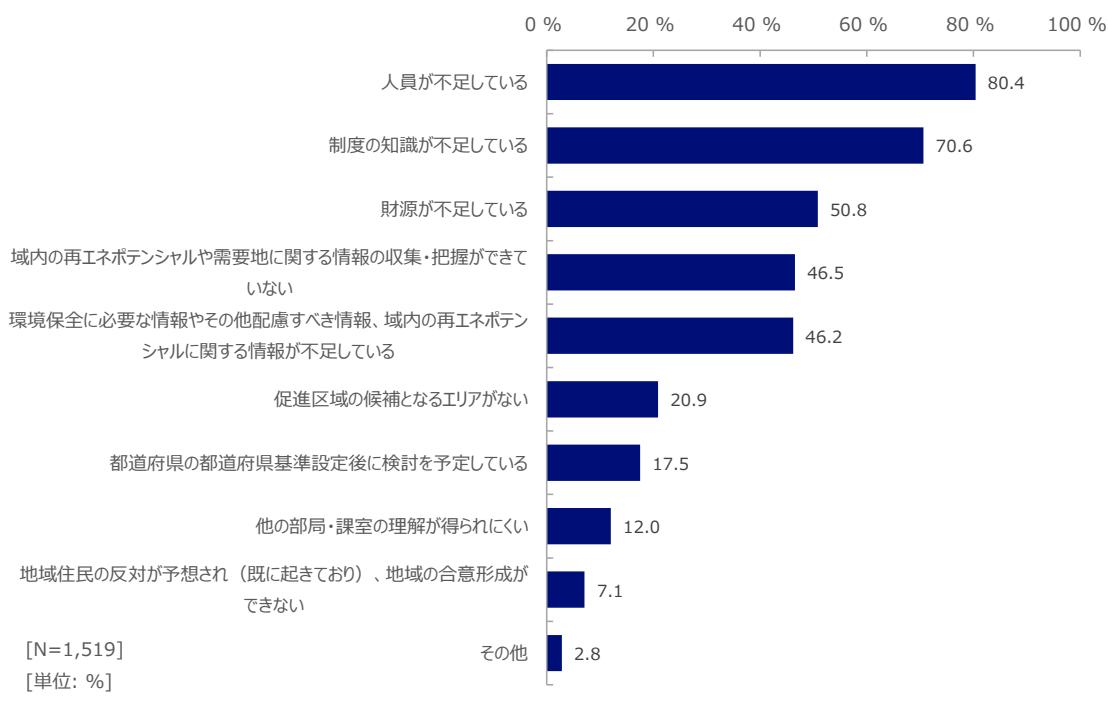


地方公共団体の内 関係部局(許可権者等 を含む)	関係地方公共団体 (許可権者等を含 む)	国等の関係機関(地 方行政事務局等)	有権者(自然環境、 生活環境、気候変動 等)	住民団体	産業団体(農林漁 業、観光等)	環境保護団体	再エネ事業 者団体	金融機関	地域活性化基 盤促進事業者	その他	合計
											回答数
全体会員数	18	19	13	40	36	34	21	5	9	5	7
都道府県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
政令指定都市	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	1
中核市	1	2	1	3	2	3	2	1	1	0	3
施行特例市	2	3	3	5	5	5	4	1	1	0	1
人口1万人以上で、上記以外の市区町村	0	3	1	7	4	6	5	0	0	0	2
人口3万人以上で1万人未満の市区町村	9	7	5	13	12	10	6	3	4	2	2
人口1万人以上で3万人未満の市区町村	4	3	1	8	9	6	3	0	1	1	1
人口1万人未満の市区町村	1	0	3	3	3	0	0	0	0	0	2
比率(%)	40.0	43.2	29.5	90.0	81.8	77.3	47.7	11.4	20.5	11.4	15.0
都道府県(N=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
政令指定都市(N=2)	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	0.0	50.0	50.0	50.0
中核市(N=3)	33.3	66.7	33.3	100.0	66.7	100.0	66.7	33.3	33.3	33.3	0.0
施行特例市(N=5)	40.0	60.0	60.0	100.0	100.0	100.0	80.0	20.0	20.0	0.0	20.0
人口1万人以上で、上記以外の市区町村(N=7)	0.0	42.9	14.3	100.0	57.1	85.7	71.4	0.0	0.0	0.0	28.6
人口3万人以上で1万人未満の市区町村(N=15)	60.0	46.7	33.3	86.7	80.0	66.7	40.0	20.0	26.7	13.3	13.3
人口1万人以上で3万人未満の市区町村(N=9)	44.4	33.3	11.1	88.9	100.0	66.7	33.3	0.0	22.2	11.1	11.1
人口1万人未満の市区町村(N=3)	33.3	0.0	33.3	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

## ⑦地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の策定に係る課題<Q2-6(1)⑤>

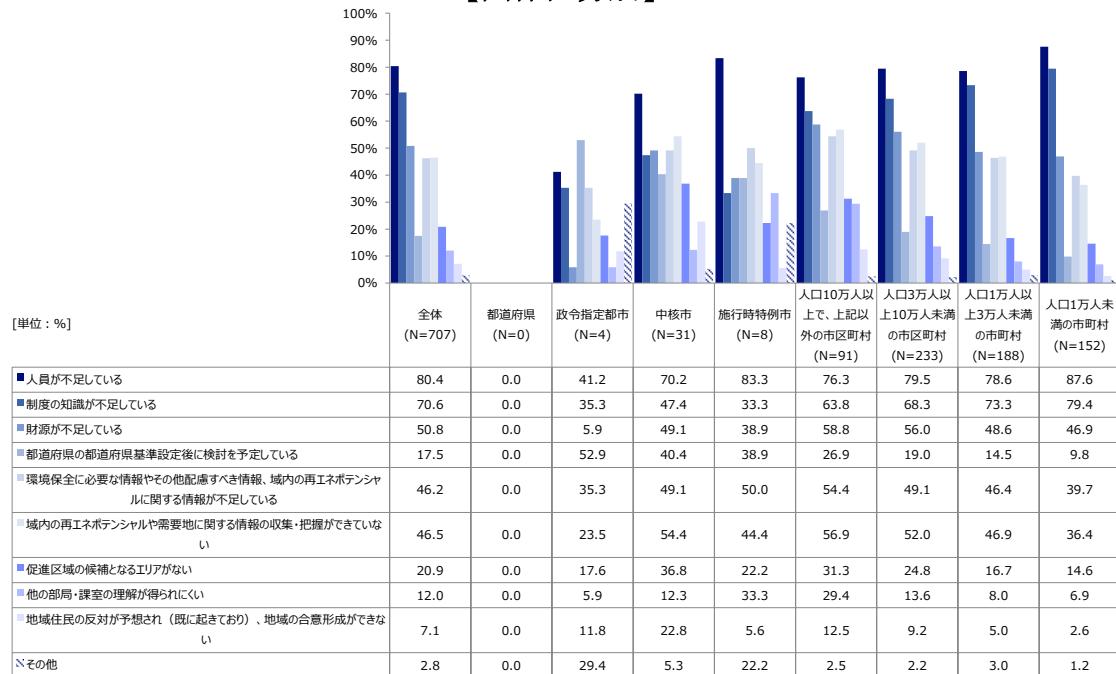
促進区域の検討を開始していない理由としては、「人員不足」と回答した団体が80.4%、「制度に関する知識不足」が70.6%と主要な原因である。続いて、「財源不足」「域内の再エネポテンシャルや需要地に関する情報の収集・把握の不足」「環境保全や再エネポテンシャル等に関する情報不足」が挙げられた。

図表 106 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の策定に係る課題



	人員が不足している	制度の知識が不足している	財源が不足している	都道府県の都道府県基準設定後に検討を予定している	環境保全に必要な情報やその他配慮すべき情報、域内の再エネポテンシャルに関する情報が不足している	域内の再エネポテンシャルや需要地に関する情報の収集・把握ができるでない	促進区域の候補となるエリアがない	他の部局・課室の理解が得られにくい	地域住民の反対が予想され（既に起きており）、地域の合意形成ができない	その他	合計
全体	1,221	1,073	772	266	702	707	317	183	108	43	1,519
比率	80.4	70.6	50.8	17.5	46.2	46.5	20.9	12.0	7.1	2.8	

図表 107 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の策定に係る課題  
【団体区分別】

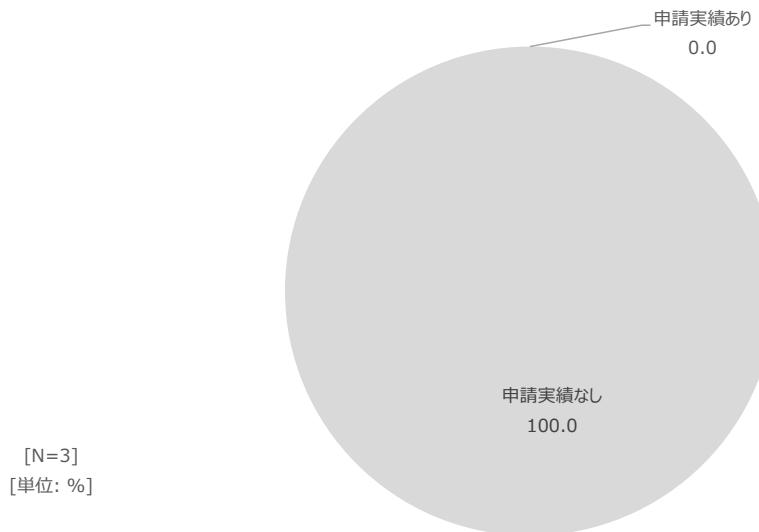


		人員が不足している	制度の知識が不足している	財源が不足している	都道府県の都道府県基準設定後に検討を予定している	環境保全に必要な情報やその他配慮すべき情報、域内の再エネポテンシャルや需要地に関する情報の収集・把握	域内の再エネポテンシャルとなるエリアがない	促進区域の候補となるエリアがない	他の部局・課室の理解が得られにくい	地域住民の反対が予想され（既に起きており）、地域の合意形成ができない	その他	合計
回答数	全体	1,221	1,073	772	266	702	707	317	183	108	43	1,519
	都道府県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	政令指定都市	7	6	1	9	6	4	3	1	2	5	17
	中核市	40	27	28	23	28	31	21	7	13	3	57
	施行時特例市	15	6	7	7	9	8	4	6	1	4	18
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	122	102	94	43	87	91	50	47	20	4	160
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	356	306	251	85	220	233	111	61	41	10	448
	人口1万人以上3万人未満の市区町村	315	294	195	58	186	188	67	32	20	12	401
	人口1万人未満の市区町村	366	332	196	41	166	152	61	29	11	5	418
比率 (%)	全体(N=707)	80.4	70.6	50.8	17.5	46.2	46.5	20.9	12.0	7.1	2.8	
	都道府県(N=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0
	政令指定都市(N=4)	41.2	35.3	5.9	52.9	35.3	23.5	17.6	5.9	11.8	29.4	
	中核市(N=31)	70.2	47.4	49.1	40.4	49.1	54.4	36.8	12.3	22.8	5.3	
	施行時特例市(N=8)	83.3	33.3	38.9	38.9	50.0	44.4	22.2	33.3	5.6	22.2	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=91)	76.3	63.8	58.8	26.9	54.4	56.9	31.3	29.4	12.5	2.5	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=233)	79.5	68.3	56.0	19.0	49.1	52.0	24.8	13.6	9.2	2.2	
	人口1万人以上3万人未満の市区町村(N=188)	78.6	73.3	48.6	14.5	46.4	46.9	16.7	8.0	5.0	3.0	
	人口1万人未満の市区町村(N=152)	87.6	79.4	46.9	9.8	39.7	36.4	14.6	6.9	2.6	1.2	

⑧地域脱炭素化促進事業計画の申請・認定状況<Q2-6(1)⑧>

2022年12月1日時点においては、地域脱炭素化促進事業計画の認定実績があると回答した団体はなかった。

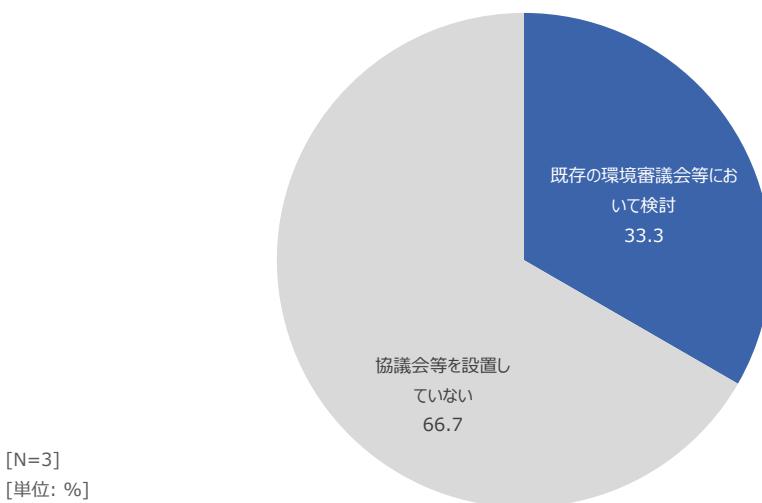
図表 108 地域脱炭素化促進事業計画の申請・認定状況



⑨地域脱炭素化促進事業計画の認定に係る協議会の設定状況<Q2-6(1)⑨>

2022年12月1日時点においては、促進事業計画認定に係る協議会を設置していると回答した団体はなかった。

図表 109 地域脱炭素化促進事業計画の認定に係る協議会の設定状況



	地球温暖化対策推進法第22条に基づく地方公共団体実行計画協議会を設置	既存の環境審議会等において検討	協議会等を設置していない	その他	合計
全体	0	1	2	0	3
比率	0.0	33.3	66.7	0.0	